

令和 3 年度 自己点検・評価報告書

令和 4 年度短期大学認証評価受審



光塩学園女子短期大学

[様式1～8] 自己点検・評価報告書

様式1－表紙

令和4年度 認証評価

光塩学園女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和4年6月

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料 - - - - -	1
2. 自己点検・評価の組織と活動 - - - - -	11

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 - - - - -	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] - - - - -	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] - - - - -	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] - - - - -	25

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 - - - - -	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] - - - - -	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] - - - - -	52

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 - - - - -	74
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] - - - - -	74
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] - - - - -	84
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] - - - -	93
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] - - - - -	94

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 - - - - -	102
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] - - - - -	102
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] - - - - -	106
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] - - - - -	115

【資料】

- [様式 9] 提出資料一覧
- [様式 10] 備付資料一覧
- [様式 11～20] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、光塩学園女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 28 日

理事長

南部 ユンクィアン しず子

学 長

鳴原 正世

A L O

藤本 真奈美

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 23 年 10 月	網走市に南部服装研究所を創設
昭和 24 年 6 月	南部服装研究所を札幌市に移設 南部明子 所長に就任
昭和 28 年 4 月	光塩学園家政専門学校に校名変更し、家政課程を設置
昭和 33 年 4 月	光塩学園家政専門学校に栄養科を設置し、栄養士養成施設の指定を受ける
昭和 37 年 10 月	学校法人光塩学園の設置が認可され、南部高治 理事長に就任
昭和 41 年 4 月	光塩学園家政専門学校に保育科を設置し、保母養成施設の指定を受ける
昭和 42 年 4 月	光塩学園女子短期大学開学 食物栄養科100名 保育科50名 南部明子 学長に就任
昭和 43 年 4 月	短期大学附属幼稚園開園 南部明子 園長に就任 短期大学に別科（食物栄養専修）50名を設置 短期大学保育科が保母養成施設の認可を受ける
昭和 44 年 4 月	家政専門学校に調理師養成科昼間部 1 年課程を設置
昭和 46 年 4 月	短期大学別科を（食物専修）とし、調理師養成施設の指定を受ける 短期大学保育科の定員増を行い、50 名から 100 名に変更
昭和 47 年 4 月	家政専門学校に調理師養成科夜間部 1 年 6 カ月課程を設置
昭和 48 年 4 月	家政専門学校を光塩学園調理師専門学校に校名変更
昭和 49 年 11 月	光塩学園創立 25 周年記念式典を挙行
昭和 51 年 4 月	短期大学食物栄養科の定員増を行い、100 名から 150 名に変更
昭和 54 年 3 月 12 月	短期大学で第 1 回創作オペレッタと合唱のつどいを開催 短期大学で第 1 回光塩学園海外研修旅行を実施
昭和 58 年 8 月 9 月	真駒内キャンパスに南部記念図書館完成 落成式を挙行 南部記念図書館に本郷新作「早春賦」を設置 光塩学園もなみ寮完成 落成式を挙行
昭和 61 年 4 月 7 月	短期大学保育科の幼稚園教諭の定員増を行い、100 名から 150 名に変更 フランス国立シャトー・デ・クードレイと姉妹校提携調印式を挙行
昭和 62 年 11 月	西岡キャンパスに新校舎完成 落成式を挙行
平成元年 9 月 10 月	南部高治・学園創設者・初代理事長死去 南部明子 理事長に就任 学園創立 40 周年記念コンサートを開催
平成 5 年 10 月 12 月	真駒内校舎二号館の新校舎完成 新館及び附属幼稚園舎落成式を挙行 学園創設者・南部高治 南部明子 顕彰の銅像を建立
平成 6 年 4 月 平成 6 年 6 月	短期大学に専攻科（食物栄養専攻、保育専攻）設置 南部明子・理事長・学長死去 南部正文 理事長に就任

平成 10 年 9 月 12 月	南部ユンクィアンしず子 理事長に就任 学園創立 50 周年事業として光塩学園本部及び調理師専門学校改築
平成 12 年 4 月	短期大学にホームヘルパー二級養成事業所の認可を受け、養成講座開講
平成 13 年 4 月	嶋原正世 短期大学学長に就任 調理師専門学校を調理製菓専門学校に校名変更
平成 17 年 4 月 7 月	短期大学食物栄養科が栄養教諭養成課程の認可を受ける シャトー・デ・クードレイと光塩学園の国際交流 25 周年記念式典を挙げる
平成 18 年 4 月 12 月	短期大学保育科の保育士養成定員を 100 名から 150 名に変更 真駒内校舎本館の新校舎完成 落成式を挙げる
平成 19 年 4 月 5 月	香港国立シェフ養成学校中華廚藝學院と協力合意書調印 短期大学に子育て支援室「マンマ」開室
平成 21 年 3 月	短期大学の別科（食物専修）を廃止
平成 21 年 9 月 11 月	南部記念図書館 3 階にシアタールームを開設 学園創立 60 周年事業として真駒内キャンパスに安田侃作「意心帰」を設置
平成 25 年 7 月	学園創立 65 周年記念コンサートを開催
平成 26 年 3 月	短期大学の専攻科（食物栄養専攻、保育専攻）を廃止
平成 26 年 4 月	フィンランド国家教育プロジェクト HANAKO ネットワークと国際交流協定
平成 30 年 3 月	短期大学の子育て支援室「マンマ」廃止
平成 30 年 4 月 5 月	短期大学附属幼稚園を附属認定こども園に移行し、開園 学園創立 70 周年記念コンサートを開催

< 短期大学の沿革 >

昭和 42 年 4 月	光塩学園女子短期大学開学 食物栄養科100名 保育科50名 南部明子 学長に就任 食物栄養科に栄養士免許証と家庭科教諭免許状授与の課程の認定を受ける 保育科に幼稚園教諭免許状授与の課程の認定を受ける
昭和 43 年 4 月	短期大学附属幼稚園開園 南部明子 園長に就任 別科（食物栄養専修）50名を設置 保育科が保育士養成施設の認可を受ける
昭和 46 年 4 月	別科を（食物専修）とし、調理師養成施設の指定を受ける 保育科の定員増を行い、50 名から 100 名に変更
昭和 51 年 4 月	食物栄養科の定員増を行い、100 名から 150 名に変更
昭和 54 年 3 月 12 月	第 1 回創作オペレッタと合唱のつどいを開催 第 1 回光塩学園海外研修旅行を実施
昭和 58 年 8 月	真駒内キャンパスに南部記念図書館完成 落成式を挙げる 南部記念図書館に本郷新作「早春賦」を設置
昭和 61 年 4 月	保育科の幼稚園教諭の定員増を行い、100 名から 150 名に変更
昭和 62 年 11 月	西岡キャンパスに新校舎完成 落成式を挙げる

平成元年 9月 10月	南部高治・学園創設者・初代理事長死去 南部明子 理事長に就任 学園創立 40 周年記念コンサートを開催
平成 5 年 10月 12月	真駒内校舎二号館の新校舎完成 新館及び附属幼稚園舎落成式を挙行 学園創設者・南部高治 南部明子 顕彰の銅像を建立
平成 6 年 4月 6月	専攻科（食物栄養専攻、保育専攻）設置 南部明子・理事長・学長死去 南部正文 理事長に就任
平成 10 年 9月	南部ユンクィアンしず子 理事長に就任
平成 12 年 4月	ホームヘルパー二級養成事業所の認可を受け、養成講座開講
平成 13 年 4月	鳴原正世 学長に就任 食物栄養科にフードスペシャリスト資格養成施設の認定を受ける
平成 15 年 3月	食物栄養科の家庭科教諭免許状授与の課程を廃止
平成 17 年 4月	食物栄養科が栄養教諭免許状授与の課程の認定を受ける
平成 18 年 4月 12月	保育科の保育士養成定員を 100 名から 150 名に変更 真駒内校舎本館の新校舎完成 落成式を挙行
平成 19 年 5月	子育て支援室「マンマ」開室
平成 21 年 3月	別科（食物専修）を廃止
平成 21 年 9月 11月 12月	南部記念図書館 3 階にシアタールームを開設 学園創立 60 周年事業として真駒内キャンパスに安田侃作「意心帰」を設置 食物栄養科に健康管理士一般指導員養成指定校の認定を受ける
平成 22 年 3月	短期大学基準協会による認証評価「適格」と認定
平成 25 年 7月	学園創立 65 周年記念コンサートを開催
平成 26 年 3月	専攻科（食物栄養専攻、保育専攻）を廃止
平成 27 年 3月 6月	食物栄養科のフードスペシャリスト資格養成施設を廃止 保育科が幼児体育指導者指定校の認定を受ける
平成 28 年 3月	短期大学基準協会による認証評価「適格」と認定
平成 30 年 3月	子育て支援室「マンマ」廃止
平成 30 年 4月 5月	附属幼稚園を附属認定こども園に移行し、開園 学園創立70周年記念コンサートを開催
令和 2 年 3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学位記授与式中止
令和 2 年 4月	食物栄養科、保育科の定員減を行い、それぞれ150名から100名に変更 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入学式中止
令和 3 年 3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学位記授与式を各科ごとに規模等を縮小して実施

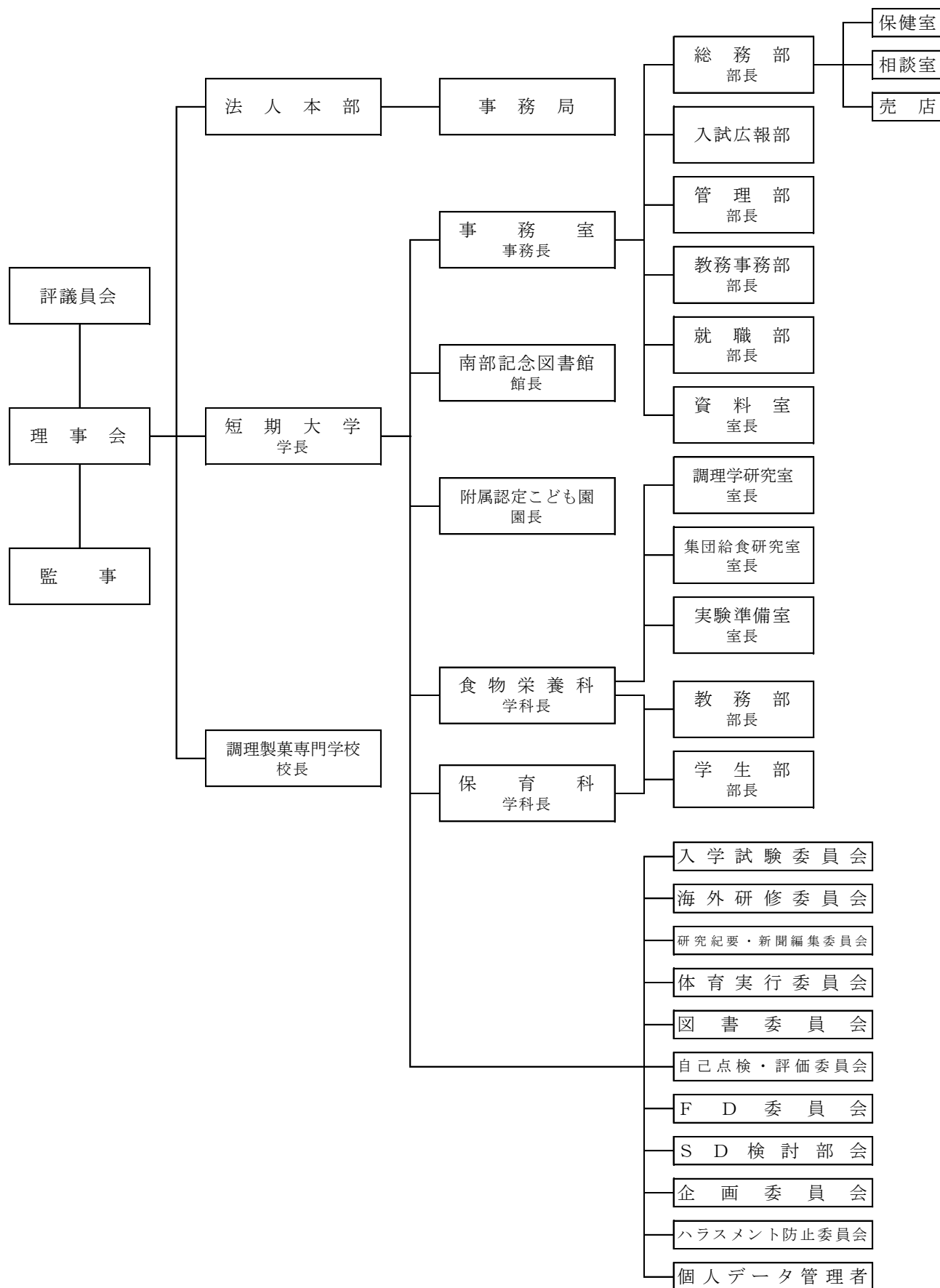
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4（2022）年5月1日現在

教 育 機 関 名	所 在 地	入学定員	収容定員	在籍者数
光塩学園女子短期大学	札幌市南区真駒内上町3丁目1番1号	200	400	274
光塩学園女子短期大学 附属認定こども園	札幌市南区真駒内上町3丁目1番1号	—	215	167
光塩学園 調理製菓専門学校	札幌市中央区大通西14丁目1番地	280	480	198

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4年(2022)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地 域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
札幌市	1,950,195	—	1,954,065	—	1,957,379	—	1,962,374	—	1,963,974	—
同南区	140,096	7.18	138,710	7.10	137,581	7.03	136,861	6.97	135,940	6.92

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地 域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	235	99.2	236	98.8	204	99.5	173	98.2	146	97.9
青森県	1	0.4	1	0.4						
岩手県									1	0.7
秋田県	1	0.4	1	0.4	1	0.5	1	0.6		
新潟県			1	0.4						
静岡県									1	0.7
岡山県							1	0.6		
沖縄県							1	0.6	1	0.7

※ 出身高等学校の所在地を基に作成した。平成29年度1名、30年度1名、令和3年度1名の高等学校卒業程度認定試験合格者がおり、この表には含まれていない。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3(2021)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は札幌市南区真駒内に位置し、食物栄養科は栄養士及び栄養教諭養成施設として、保育科は保育士及び幼稚園教諭養成施設として、昭和42(1967)年度の開学以来、多くの卒業生を輩出しており、社会の幅広い領域で活躍している。自己推薦型選抜・

社会人選抜制度を設けて社会人も受入れるとともに、地域住民を対象とした公開講座を例年 2 回実施、南部記念図書館の開放及び映画鑑賞会、全国的にも珍しい本学給食の「試食会」を実施等、多様な学生や地域の生涯学習に対応する施設として社会のニーズに応えていたが、令和 2（2020）年・令和 3（2021）年はコロナ禍のため一部実施していない。

また、災害時の炊き出し用として、備蓄米、乾パン、水等を備蓄している。

■ 地域社会の産業の状況

札幌市は北海道の道庁所在地であり、諸産業の本社または支社が置かれており、まさに北海道の中心である。高度経済成長以降、人口の都市集中傾向は北海道でも顕著であり、炭鉱離職者、離農者等の受け皿として一極集中が続いている。しかし、ここ数年のうちに人口減少が始まることが見込まれている。

札幌市の経済は、昭和 47（1972）年の第 11 回冬季オリンピック開催に伴う競技会場や地下鉄南北線の建設工事等により急激に増加し、以降、人口の増加に伴って第 3 次産業が活発となり、上昇傾向がみられた。

平成 9（1997）年の北海道拓殖銀行の経営破綻等を背景とした長期の景気低迷に加え、平成 20（2008）年に発生したリーマンショックの影響もあり、厳しい状況に置かれていた。

平成 28（2016）年頃から市内総生産や企業の景況感等が下降から上昇基調に変化しており、一方では、市内企業の人手不足感が強まり、北海道の人口減少に伴う道内市場の縮小が予想されている。

札幌市は、平成 25（2013）年に「札幌市まちづくり戦略ビジョン SAPPORO 平成 25～34 年度」を発表している。目指すべき都市像を「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」とし、その基本理念を「札幌の未来をつなぐ子どもたちのために」、基本姿勢を「市民が主役のまちづくり」「まちの活力を高める人づくり」「北海道とともに発展する札幌」「限りある資源の有効活用と共創」としている。

平成 29（2017）年には「札幌市産業振興ビジョン改訂版」を策定し、経済を牽引する分野として「観光」「食」「環境」「健康・福祉」に重点をおいて産業振興に努めている。「観光」においては、国内人口の減少やアジア各国での所得増加等を背景として関連産業の振興を進め、「食」においては、豊富な食料資源を基に、輸出促進や生産地と大消費地札幌とを結ぶ「さっぽろオータムフェスト」等、関係する産業が連携する 6 次産業化を進めている。

令和に入り新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、北海道や札幌市でも市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしている。

札幌市は、高度な都市機能を有し、豊かな自然を身近に感じる魅力的な都市として国内外から高い評価を受けており、他の都市等と手を携え、道内の豊富な資源と札幌市の都市機能を融合させ、北海道の魅力をさらに高めて次の世代に引き継ぐことを目指している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
○学生募集要項に入学受入れの方針が記載されていないので、改善が望まれる。
(b) 対策
○平成 28 (2016) 年の学生募集要項 (2015 年 3 月発行) より、入学受入れ方針を記載した。
(c) 成果
○本学が求める人物が明確に示された。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
○食物栄養科において、学生の資質向上を目指した対策を実施したこと。 ○保育科において、学生の資質向上を目指した対策を実施したこと。
(b) 対策
○日本成人病予防協会の健康管理士一般指導員試験を実施した。 ○全国栄養士養成施設協会の栄養士実力認定試験を実施した。 ○全国手話研修センターの全国手話検定試験を実施した。 ○日本幼少年体育協会の幼児体育指導者検定試験を実施した。
(c) 成果
○栄養士としての資質向上につながった。 ○保育者としての資質向上につながった。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
○なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
○なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における公的研究費補助金に係る適正管理については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（18文科第829号）」に基づき、「光塩学園女子短期大学における研究者の行動規範（提出規程集100）」「光塩学園女子短期大学公的研究費等に係る管理等に関する要項（提出規程集101）」「光塩学園女子短期大学不正行為防止に関する委員会要項（提出規程集23）」「光塩学園女子短期大学機種選定等委員会に関する要項（提出規程集24）」を定め、全教員に説明して周知徹底を図っている。

公的研究費補助金に係る業務は事務室総務部が所掌し、総務部に申請しない限り執行できないこととしており、研究者が独自に業者選定・発注はできない仕組みである。ここ数年公的研究費補助金を受給している教員はいないが、公的資金の管理運用は適正に執行できる体制を整備している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

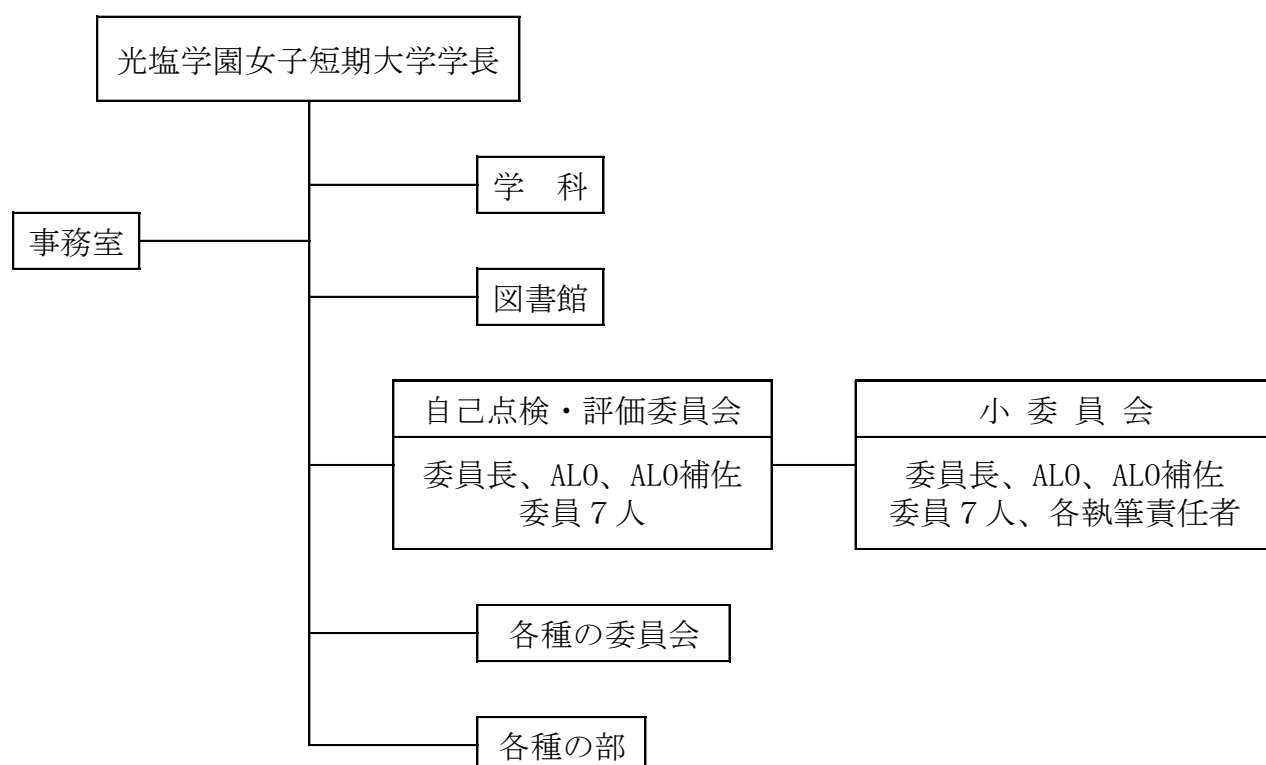
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会は、学長、理事長並びに学長が選出した教員 5 名、事務職員 4 名から構成され、学長が委員長となり、AL Oには両学科に所属経験のある教員、AL O補佐は 2 名体制とし、両学科に所属経験のある教員と教務事務部長が指名されている。教員は両学科から選ばれ、事務職員は事務長、事務次長、教務事務部長、総務部長補佐からなり、理事長は学科の教員を兼ねており、法人本部との連携を図り、総合的な視野から点検・評価を進める体制が整えられている。

令和 3（2021）年度の自己点検・評価委員会の構成員は次のとおりである。

委員長	学 長	食物栄養科教授	嶋原 正世
委 員	理 事 長	保育科教授	南部 ユンクィアン しず子
委 員	学 科 長	保育科教授	藤本 真奈美（AL O）
委 員	学 科 長	食物栄養科准教授	田中ゆかり
委 員	学長補佐・教務部長	食物栄養科教授	布川 育子
委 員	学科長補佐	食物栄養科准教授	佐藤 恵（AL O補佐）
委 員	学科長補佐・教務部副部長	保育科講師	中村 章子
委 員	事 務 長	事 務 室	佐藤 克己
委 員	事務次長・総務部長	事 務 室	吉目木 敏
委 員	教務事務部長	事 務 室	田口 敬子（AL O補佐）
委 員	総務部長補佐	事 務 室	鍛冶田 憲司

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

教授会、各学科会議、FD・図書・企画・入学試験・海外研修委員会等、教務・学生部会等、並びに事務室の組織それぞれが日常的に自己点検を進めている。

各部署で生じた具体的な対応を要する案件については、その上部組織で検討し、改めて関係部署に持ち帰り、点検・評価され、改善を進めている。また、委員会においてはそれぞれ責任ある立場から発言があり、学長は教育研究の充実・推進、理事長は法人本部との連携並びに調整を図り、その運営は適切に進められている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

年 月 日	会 議 名 等	主 な 議 事 等
令和3（2021）年 4月7日	委員長・ALO 打合せ会	第1回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ
令和3（2021）年 4月8日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第1回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ（資料準備について）
令和3（2021）年 4月8日	第1回自己点検・評価委員会	1. 自己点検・評価委員会委員紹介 2. 小委員会の設置について 3. 担当分野について 4. 令和元年度自己点検・評価報告書 5. 令和元年度自己点検・評価報告書の短期大学評価基準に基づく分析 6. 令和2年度自己点検・評価報告書作成のスケジュール (1) 2021年度自己点検・評価委員会の活動計画（案） 7. その他 (1) 2020（令和2）年度の変更事項の提出について（依頼） (2) 短期大学卒業生調査について（短期大学基準協会）
令和3（2021）年 5月21日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第2回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ

令和3（2021）年 5月27日	第2回自己点検・評価委員会	1. 「2020（令和2）年度自己点検・評価報告書」原稿執筆について 2. 2020（令和2）年度自己点検・評価報告書（2019年度版を訂正）について 3. S W O T分析の実施の協力依頼について 4. 第3回目の第三者認証評価受審予定の日程 5. 令和元年度自己点検・評価報告書の短期大学評価基準に基づく分析 6. 2020（令和2）年度の変更事項の提出について 7. 光塩学園女子短期大学の入学者・卒業生及び免許・資格取得者数一覧 8. その他
令和3（2021）年 8月23日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第三者評価受審 ALO 対象説明会（ZOOM） 事前確認打ち合わせ会
令和3（2021）年 8月27日	第三者評価受審 ALO 対象説明会（ZOOM）	1. 短期大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について 2. 自己点検・評価報告書の作成等の留意点について 3. 事務的な留意事項について 4. 提出書類、訪問調査等の留意事項について
令和3（2021）年 9月1日	ALO・ALO 補佐打合せ会	「2020（令和2）年度自己点検・評価報告書」の取りまとめた原稿の内容確認について
令和3（2021）年 9月28日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第3回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ
令和3（2021）年 9月29日	第3回自己点検・評価委員会	1. 「2020（令和2）年度自己点検・評価報告書」作成進捗状況について 2. 2021（令和3）年度自己点検・評価報告書に係る提出資料・備付け資料について 3. S W O T分析の実施結果について
令和3（2021）年 11月26日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第4回自己点検・評価委員会事前打ち合わせ

令和 3（2021）年 12 月 2 日	第 4 回自己点検・評価 委員会	1. 「2020（令和 2）年度自己点検・評価 報告書」の内容確認について 2. 「2020（令和 2）年度自己点検・評価 報告書」の印刷について 3. 「2020（令和 2）年度自己点検・評価 報告書」の公表について 4. 「2021（令和 3）年度認証評価 自己 点検・評価報告書」の作成日程につ いて（第 3 回目の第 3 者認証評価受審予 定の日程 2021 年 11 月 30 日現在）
令和 4（2022）年 1 月 24 日	ALO・ALO 補佐打合せ会	第 5 回自己点検・評価委員会事前打ち合 わせ
令和 4（2022）年 2 月 4 日	第 5 回自己点検・評価 委員会	1. 「2021（令和 3）年度認証評価 自己 点検・評価報告書」作成日程について 2. 「2021（令和 3）年度認証評価 自己 点検・評価報告書」の追加・修正につ いて 3. 5 月 1 日現在の資料作成について 4. 自己点検・評価報告書に係る提出資料 （様式 9）について 5. 自己点検・評価報告書に係る備付資料 （様式 10）について 6. 基礎資料について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 ウェブサイト「建学の精神」、「教育理念」(写)
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 2 学生便覧 2021 キャンパスガイド・シラバス「光塩学園スピリット」
- 3 学校案内 2022 年度 (含む入試情報)

備付資料

- 1 光塩学園の六十五年
- 2 光塩学園 70 周年記念誌
- 9 「学習成果等の P D C A サイクル」

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

建学の精神（提出 1）に基づいて教育理念（提出 2）を定め、教育目的・目標、3つのポリシーに従って学習成果並びに査定手法を設定し、人間教育と併せて免許・資格取得のための専門教育を行っている。

建学の精神

建学の精神は「光と塩」である。

聖書のマタイ伝にある「汝らは地の塩である（中略）、汝らは世の光である（中略）」からいただいている。塩は味の基本として食生活を支え、光は日々の生活に明るさと暖かさをもたらす。この博愛の心で、北海道の風土に根ざした歴史と伝統、文化を基盤に、高い見識と専門的な知識、技能を備え、情操豊かで心身ともに健全な人材の養成を目指す。

教育理念

「光と塩」の建学の精神を基に「知識・徳性・技術」を磨く。

学園章には、バラの花にKnowledge（知識）、Virtue（徳性）、Art（技術）の頭文字が織り込まれ、教育理念を象徴している。

光塩学園の創設者である南部高治・明子両先生は第二次世界大戦直後の昭和20（1945）年11月、北海道網走市の郊外に入植された。その後、2年を経ても続く戦後の荒廃を顧み、わが国の復興には教育の普及・充実こそが肝要と考え、昭和23（1948）年10月、網走市に「南部服装研究所」を創設し、翌24（1949）年6月に札幌市に移設された。

昭和27（1952）年10月に学校法人光塩学園が認可され、昭和28（1953）年4月から「南部服装研究所」の校名が「光塩学園家政専門学校」に変更された。この聖書から頂いた博愛の心を礎に教育に当たられ、学園の基礎を確立し、この精神に基づき、昭和42年（1967）年4月に「光塩学園女子短期大学」を開設された。

この様に本学は、建学の精神「光と塩」、教育理念「知識・徳性・技術」を基にして教育を施し、設立55年目を迎えている。光塩学園女子短期大学学則（提出4）第1条に「本学は、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、女子に対して高等学校教育の基礎の上に専門の職能教育を施し、有能な社会人としての自主精神を養うとともに徳性と知性をそなえた良識ある文化人、家庭人としてのよき女性を養成し、併せて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。すなわち、衣食住と幼児教育を専門分野とし、専門的な知識・技能をそなえ、豊かな人間性を有し、社会の広い分野で活躍できる人材の養成を目指している。

昭和22（1947）年に制定された「教育基本法」の下で、国民は自らの教育水準の向上とともに豊かな生活を目指して経済発展を支えてきた。半世紀を経て科学技術の発達、少子高齢化、人口ピラミッドの歪み、情報化、国際化が進むにつれ教育をめぐる状況も大きく変化してきている。高学歴社会を迎え、大学への全入時代が到来し、大学や学生の在り方が問われる事態も生じている。それを踏まえて同法は平成18（2006）年に改正され、その前文では、世界平和と人類の福祉の向上に寄与するため、個人の尊厳に加えて、公共の精神、豊かな人間性と創造性をそなえた人材育成、伝統の継承を規定している。

第1条に教育の目的として、人格の完成、心身ともに健康な国民の養成、第2条に教育の目標として、教養、豊かな情操と道徳心、勤労を重んじる態度を述べている。これは本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標に沿うものであり、学則にも明示している。

「私立学校法」の総則には、私立学校の特性、自主性を重んじ、公共性を高め、健全な発達を図るとあり、本学の建学の精神、教育理念は私学の独自性と普遍性を保つものである。本学の建学の精神は、教育基本法や私立学校法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」、学園記念誌「光塩学園の六十五年」（備付1）、「光塩学園70周年記念誌」（備付2）、学校案内2022年度（提出3）に掲載し、学生、学生の保護者、教職員、学外関係者に公示している。

建学の精神に基づき、学長は入学式において「北海道の風土に根ざした歴史と伝統、文化を基盤に、世の光、地の塩となる人材を養成する」と式辞で述べ、式の開始前には、教育理念を歌詞に盛り込んだ学園歌を紹介している。続く新入生オリエンテーション時に、

学園記念誌、学生便覧を配付し、光塩学園の創設と発展、女子教育に関わる意義、教育の在り方について解説している。

年度初めに開催する教職員全体集会において、学園記念誌を基に、理事長から学園の発足、歴史、建学の精神にかかわる講話がある。また、FD（Faculty Development）及びSD（Staff Development）の機会を通して全教職員に浸透しており、教職員、学生全体で意識を共有している。

学外に対しては、学校案内 2022 年度と「2022 学生募集要項」（提出 11）を入学案内一式として、高等学校の進路指導部等の教員や高校生に対する進学説明会、キャンパス見学会、高等学校において開催する進路相談会等で配付し、さらに、本学のホームページに掲載している。

建学の精神は、本学の伝統として開学以来不変であり、その博愛の精神は変わらない。先駆的な教育を実施した学園創設者の精神は時代が変わっても通用するものであり、自己点検・評価委員会を中心に点検、確認を繰り返しているが、その基盤は揺るがない。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

本学では、例年地域・社会との交流に様々な取り組みを行っているが、令和 2（2020）年度に引き続き、令和 3（2021）年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、次の「給食試食会」や「映画鑑賞会」など実施することができなかった。

昭和 42（1967）年の開学時より全学給食を実施し、学生に昼食を提供しており、地域住民に試食していただく「給食試食会」を行っている。

南部記念図書館においても、附属認定こども園の保護者や地域住民に開放し、その 3 階にあるシアタールームでは「映画鑑賞会」等も開催している。

例年、「講演と文化の集い」、「クリスマスコンサート」等、年に数回地域の方への公開講座を開催していたが、令和 2（2020）年度に引き続き令和 3（2021）年度も実施できなかった。

例年、学科ごとにリカレント教育を行っており、本学卒業生のみならず、他大学卒業生も受け入れている。令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、食物栄養科では「管理栄養士国家試験対策講座」を実施した。保育科では保育初任者研修「保育者としての心構え」を予定していたが、講師依頼園において新型コロナウイルス感染症が拡大したため開催を次年度に延期した。

高等学校卒業者に対して「自己推薦型選抜」「社会人選抜」を実施しており、合格者に「自己推薦型選抜奨学金」「社会人選抜奨学金」を設け、多様な学生の生涯学習に対応する制度

として社会のニーズに応えている。

教育機関とは、協定を締結していないが、平成 29（2017）年度に本学の隣接地に設立された「札幌みなみの杜高等支援学校」と交流がある。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス対策のため実施できなかったが、例年は、食物栄養科の栄養教諭免許取得予定学生が札幌みなみの杜高等支援学校を訪れ、調理実習や栄養指導などを行い、地域連携事業の一環として交流を続けている。

防災対策に力を入れており、学生と地域住民のため防災装備品、備蓄米、乾パン、水等を保管している。また、AEDを設置している。

学生は、各学科の専門領域で、学外活動の一環としてボランティア活動に取り組む者もみられ、地域・社会に貢献している。

地域・社会へ向けた公開講座、卒業生へ向けたリカレント教育、ボランティア活動の過去 3 年間の実績は次のとおりである。

公開講座

年 度	開催月日	テ ー マ 担 当 者
令和元 (2019) 年度	8 月 22 日	すっきり！ 爽快！ リフレッシュ！ ～さわやか健康体操～ 本学准教授 渡邊 望
	10 月 19 日	歌で巡る世界の愛～発声ワークショップ付きコンサート～ ソプラノ 川島 沙耶 ピアノ 鎌倉 亮太 本学講師 下司 貴大
令和 2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染症拡大で中止	
令和 3 (2021) 年度	新型コロナウイルス感染症拡大で中止	

リカレント教育

年 度	学 科	開催月日	テ ー マ 担 当 者
令和元 (2019) 年度	食物栄養科	7 月 27 日	災害時の給食対応について 社会福祉法人常徳会中の島興正保育園 栄養士 福岡 史恵 札幌市立北栄中学校 栄養教諭 榎塚 香 医療法人社団西の里恵仁会病院 管理栄養士 岡崎 有紀
	保 育 科	7 月 27 日	保育に役立つ！ 楽しいリトミック 本学特任講師 今野 くる美

令和 2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染症対策のため、実施せず		
令和 3 (2021) 年度	食物栄養科	10月2日～ 1月22日 (全9回)	管理栄養士国家試験対策講座 本学非常勤講師 堀野 眞澄 本学准教授 山岸 和敏 本学准教授 佐藤 恵 本学非常勤講師 福本 真一郎 本学非常勤講師 上坂 真智子 管理栄養士 高橋 千加 本学教授 布川 育子 本学助教 村山 はるか
	保 育 科	次年度に延期	

ボランティア活動

年 度	活 動 先
令和元 (2019) 年度	北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校 運動会
	小樽さくら幼稚園 運動会
	札幌市みかほ整肢園 みかほまつり
	小樽中央幼稚園 子どもの保育補助
	小樽四ツ葉学園 運動会
	社会福祉法人北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園 運動会
	緑ヶ丘療育園・花園学院 緑花ふれあい祭り
	北海道社会福祉事業団もなみ学園 もなみ学園祭
	多機能型事業所そら篠路館 そら篠路まつり
	介護老人保健施設グラネ北の沢 夏祭り
	社会福祉法人北ひろしま福祉会 施設開放事業
	南区保育・子育て支援センター（ちあふる・みなみ） なつまつり
	柏葉荘 柏葉まつり
	小樽四ツ葉学園 四ツ葉祭
	朝里幼稚園 運動会
	障がい者支援施設光友園 光友園まつり
	障がい者支援施設和光学園 和光フェスティバル
	社会福祉法人栗山ゆりの会 町内会ふれあいまつり
	北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校 学習発表会
	NPO 法人自立支援センター歩歩路 ふくしまルシェ
	小樽中央幼稚園 子ども見守り

令和 2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染症の影響により実績無し
令和 3 (2021) 年度	新型コロナウイルス感染症の影響により実績無し

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学は、建学の精神に基づいて教育理念を定め、教育目的・目標、3つのポリシーに従い、人間教育と併せて免許・資格取得のための専門教育を行っている。

建学の精神である「光と塩」、そこから導かれる「博愛の心」は自己点検・評価委員会を中心に点検を繰り返しているが、改善点は見当たらず、開学以来不変である。

学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」、学校案内 2022 年度、学園記念誌「光塩学園の六十五年」、「光塩学園 70 周年記念誌」、ホームページ等の資料、入学式や新入生オリエンテーション、ガイダンス等を通して学生や教職員に周知を図っているが、その趣旨と意識の共有を目指してさらなる努力を重ねなければならない。

現在、大学全入時代を迎え、高校生や入学者個々の考え方、基礎学力、保護者の意識も変化し、社会のニーズも多様化している。グローバル化が進み、わが国は生産年齢人口が減っていく中で、国民個々の学力を高めて生産性を飛躍的に上げる必要があり、学生には社会の変化に柔軟に対応できる能力が求められている。現代的な視点からこの社会的要請を把握させ、基礎学力の底上げを図り、学問への取り組み姿勢への意識改革が求められる。両学科とも実務を重視しており、体験型学習の場として学外実習が必須であり、それを通して社会との接点の中で職業意識、感性を磨き、自己の向上を図らなければならない。

この様に、教育の質が問われる時代となり、学業成績、成績分布、GPA、授業評価、学生の満足度評価、PDCAサイクル（備付9）を通して学力の向上・充実を図り、同時に、AD（小ホームルーム制）のアドバイザーを活用して個々の学生に積極的にかかわり、豊かな人間性を獲得しなければならない。

平成 30（2018）年から 18 歳人口が減少し、数の時代から質の時代に移らざるを得ない。

グローバル化が進む中で、短期大学が生き残っていくためには一私学としての個性を発揮し、広く社会に認識してもらう必要がある。併せて、短期大学の特徴の一つでもある地域社会との連携を強化し、生涯学習の重視、入学を促す選抜制度の改革、独自の奨学金の整備等により、入学希望者への対応も必要である。

建学の精神は本学の伝統的精神のよりどころとして変わることはない。しかし、学科ごとの教育目的・目標、3つのポリシー等は、わが国の教育事情や短期大学の在り方、社会情勢、地域社会あるいは求人先の実態等、現代社会のニーズに対応していかなければならない。同時に、卒業生による評価、卒業生の就職先からの評価、卒業生に建学の精神が根付いているかどうか等、本学の教育の在り方を改めて振り返ることも必要である。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 2 学生便覧 2021 キャンパスガイド・シラバス
- 3 学校案内 2022 年度（含む入試情報）
- 4 光塩学園女子短期大学学則
- 5 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 6 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表、学修の手引き」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 8 ウェブサイト 「3つのポリシー03 ディプロマ・ポリシー」
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 9 ウェブサイト 「3つのポリシー02 カリキュラム・ポリシー」（写）
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 10 ウェブサイト 「3つのポリシー01 アドミッション・ポリシー」（写）
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>

備付資料

- 9 「学習成果等のPDCAサイクル」
- 11 食物栄養科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、実習評価証明書）（令和3（2021）年度）
- 12 「就職者に対する短期大学の教育の成果に関するアンケート」（令和3（2021）年度）隔年実施
- 18 保育科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、ループリック）（令和3（2021）年度）
- 22 「学生生活に関するアンケート」（令和3（2021）年度）（令和4年1月実施）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学には食物栄養科と保育科を設置しており、教育目的・目標（提出5）は、建学の精神「光と塩」、教育理念「知識・徳性・技術」に基づいて次のように設定している。

食物栄養科

教育目的

現代社会に生きる人々の健康の維持・増進のため、栄養指導、栄養管理、食品衛生、給食管理及び食育など、幅広い分野について教育研究を行い、高度な知識と技

術及び実践力を修得し、栄養士・栄養教諭の専門職業人として多様な領域で活躍することができる人材を養成する。

教育目標

国民の健康の維持・増進に欠かすことのできない食品と栄養に関する幅広い知識、専門的技術並びに堅実な実践力を修得する。併せて、専門職業人・社会人として社会の多様な領域で活躍、貢献できる資質と見識をそなえた人材を養成する。

免許・資格

栄養士免許、栄養教諭二種免許、健康管理士一般指導員資格。

保育科

教育目的

子どもと子どもの周辺に生じる様々な変化に対応し、子どもの心と体の仕組みや発達とその支援について実践的に学ぶとともに、子どもに関わる幅広い分野における教育研究を行い、高度かつ最新の専門的知識・技術を有する保育士、幼稚園教諭の専門職業人として活躍することのできる人材を養成する。

教育目標

子どもの健全な育成と保護者支援、福祉の充実を目指し、教育と福祉の領域で高度な専門的知識と技術、実践力を修得する。併せて、専門職業人・社会人として変容し続ける家庭、社会に貢献できる資質と見識をそなえた人材を養成する。

免許・資格

幼稚園教諭二種免許、保育士資格、幼児体育指導者資格。

建学の精神に基づき、「光塩学園女子短期大学学則」第1条に目的を定めている。

第1条 本学は、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、女子に対して高等学校教育の基礎の上に専門の職能教育を施し、有能な社会人としての自主精神を養うとともに徳性と知性をそなえた良識ある文化人、家庭人としてのよき女性を養成し、併せて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

このように建学の精神に基づいた教育目的・目標を確立し、豊かな人間性をそなえた人材を養成すると同時に、学習成果を定め、免許・資格取得のために体系だった専門教育を行っている。

教育目的・目標は建学の精神とともに、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」、学校案内 2022 年度、ホームページに掲載し、学内外に向けて表明している。入学希望者はそれぞれ目的を持ち、取得できる免許・資格を目指して進学先を決めており、その目標は2年間にわたる本学の学修を通して到達できるものとし、分かり易く、理解を深める記述

を心がけている。

また、この教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、本学の卒業生が勤務する職場に対しアンケート（備付 12）や本学の卒業生に対する満足度調査（備付 22）を実施し、これらを取りまとめ、分析等を行うことで定期的に点検している。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、学生の学習状況、学業成績、卒業者数、免許・資格取得者数、就職状況等により、教務部会や各学科の学科会議、自己点検・評価委員会で点検を繰り返しており、次年度に向けた教育課程の検討・改正、次年度の学生便覧の作成に生かしている。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-2 の現状>

学習成果は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づき定めている。

本学の学習成果

幅広い教養、高度な専門的知識、技術、実践力を身に付け、豊かな人間性を養い、社会で活躍できる就業力を獲得する。卒業時には自己に適した職業に就くことができる。

- (1) 建学の精神「光と塩」と教育理念「知識・徳性・技術」を基に充実した学園生活を送り、自己研鑽に努める。
- (2) 自らの立場を客観的に自己評価することができ、自己を向上させる意欲がある。
- (3) 他者の立場から考えることができ、その意見を受け止め、自らの考えや思いを正しく伝え、協調、協力して発展させようと努力する姿勢がある。
- (4) 健全な職業観を養い、社会における自己の役割、責任を自覚し、職場で直面する様々な課題の解決に取り組む姿勢を育む。
- (5) 社会人、職業人に求められる資質・能力を身に付け、自己を成長させるとともに、社会の発展に貢献しようとする姿勢がある。

食物栄養科の学習成果

- (1) わが国では少子高齢化が進み、家族構成や生活時間の変化等に伴い、健康に絡む様々な問題が生じている。生命の維持、健康の保持・増進、疾病予防等にかかわる課題を捉え、その解決に向けて適切に対応し得る、食と栄養の専門家を目指す。

- (2) 基礎科目と専門科目のカリキュラムにおいて卒業要件単位を修得できる。
- (3) 基礎科目と専門科目のカリキュラムにおいて栄養士免許、栄養教諭免許、健康管理士一般指導員資格に関する単位を修得できる。
- (4) 基礎科目と専門科目並びに学外実習を通して、病院や福祉施設、給食施設等の現場で求められる高度な専門的知識と技術、実践力、応用力を修得する。
- (5) 課外・学外活動を通して専門職に求められる主体性、思考力、創造力、問題解決能力、社会性を養い、自己に適した職業、職種を選択できる。

保育科の学習成果

- (1) 近年、家庭や社会の変化が子どもの人格、精神発達、生活習慣等に影響を及ぼし、様々な問題が生じている。保育活動や保護者との対話、地域社会における活動の中でそれらの課題を捉え、その解決に向けて適切に対応し得る、保育・幼児教育の専門家を指す。
- (2) 基礎科目と専門科目のカリキュラムにおいて卒業要件単位を修得できる。
- (3) 基礎科目と専門科目のカリキュラムにおいて幼稚園教諭免許、保育士資格に関する単位を修得できる。
- (4) 基礎科目と専門科目並びに学外実習を通して、保育や幼児教育の現場で求められる高度な専門的知識と技術、実践力、応用力を修得する。
- (5) 課外・学外活動を通して専門職に求められる主体性、思考力、創造力、問題解決能力、社会性を養い、自己に適した職業、職種を選択できる。

学習成果は、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」、ホームページ（提出6）に掲載し、学内外に公表している。学習成果の修得状況については、量的データ並びに質的データとして測定されている。その現状と評価は教務部会、各学科における学科会議、自己点検・評価委員会等に報告され、毎年定期的に点検している。学校教育法第108条第1項で定める「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」を踏まえて、自己点検活動を中心に定期的に点検を行っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ-B-3 の現状>

建学の精神に基づいて教育理念、教育目的・目標を設定している。それを理解し、社会の発展に貢献し得る意欲にあふれた人物を受け入れるよう、入学者受け入れ方針（アドミ

ッション・ポリシー）（提出 10）を定めている。その教育目的・目標に基づいて教育課程編成・実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（提出 9）を設定している。その上で、本学のカリキュラムにおいて、卒業要件科目の到達目標に達して卒業単位を修得した者に卒業を認定するよう授与方針（ディプロマ・ポリシー）（提出 8）を定めている。

三つの方針の策定にあたっては、自己点検・評価委員会が各部門の意見を徴し、委員会において各部門と議論を重ねて策定し、全教職員に周知している。このように、三つの方針を関連付けて一体的に定め、この方針を踏まえ、入学から卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識のもと教育活動を行っている。

三つの方針は、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」に記載し、カリキュラムマップとして具体化し、可視化しており、ホームページにも掲載し、学内外に公表している。

これら三つの方針については、各部署及び自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

入学希望者はそれぞれ目的を持ち、免許・資格取得を目指して進学先を決定している。

本学は三つの方針を示し、2年間で到達可能であることを学生に理解させている。しかし、一人ひとりが自信を持って社会に巣立つためには、学生の学力や学習状況を見据え、得意分野を伸ばし、苦手分野を克服する等、学習意欲を高める工夫をしなければならない。そのためには様々な観点から評価し、PDCAサイクルを繰り返し、多様化する学生のニーズを捉えて柔軟に対処できるよう、また、履修カルテとポートフォリオ（備付 11, 18）の活用を推し進め、学生への指導・支援を充実させることが必要である。

同時に、学習成果並びに査定手法についても正確に評価し得る仕組みを確立し、PDCAサイクルを充実させ、三つの方針そのものの検討も必要である。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

ありません。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 光塩学園女子短期大学学則
- 5 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 7 光塩学園女子短期大学自己評価及び評価に関する細則
- 22 学校法人光塩学園中期的な計画（2020～2026）

備付資料

- 3 自己点検・評価報告書（令和元（2019）年度）
- 4 自己点検・評価報告書（令和 2（2020）年度）

- 5 自己点検・評価報告書（令和 3（2021）年度）
- 6 学校訪問記録一覧（令和 3（2021）年度）
- 7 大学評価アンケート（令和 3（2021）年度）（8 月、1 月実施）
- 8 短期大学卒業生調査 短期大学基準協会（令和 3（2021）年度）8 月
- 9 「学習成果等の P D C A サイクル」
- 10 食物栄養科「給食実習ノート（含給食実習心得）」（令和 3（2021）年度生）
- 11 食物栄養科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、実習評価証明書）（令和 3（2021）年度）
- 12 就職者に対する短期大学の教育の成果に関するアンケート（令和 3（2021）年度）隔年実施
- 13 「卒業時就職・進路調査」（令和 3（2021）年度）
- 14 「進路志望調査票」1 年、2 年 4 月、9 月（令和 3（2021）年度）
- 15 2021 年度授業評価アンケート（前期・後期）
（提出 32）教授会議事録写（令和 3（2021）年度）
- 18 保育科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、ループリック）
（令和 3（2021）年度）
- 21 保育科「実習の手引き」（令和 3（2021）年度生）
- 57 食物栄養科学科会議議事録
- 58 保育科学科会議議事録
- 59 教務部会議事録
- 71 「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」2002 年 2 月 21 日中央教育審議会
- 72 令和 3 年度食物栄養科給食実習訪問記録
- 73 令和 3 年度食物栄養科教育実習訪問記録
- 74 令和 3 年度保育科保育実習訪問記録
- 75 令和 3 年度保育科教育実習訪問記録
- 76 卒業者・修了者及び資格取得者一覧

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準Ⅰ-C-1の現状>

自己点検・評価のための規程及び組織は、次の通り整備している。「光塩学園女子短期大学学則」第1条の2に（自己評価等）を定め、それに基づいて「光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則（提出7）」第2条に（目的）、第3条に（組織）を整備し、「自己点検・評価委員会」を設置している。

学則

第1条の2 本学は、教育水準の維持向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価については、別に定める自己点検及び評価に関する細則による。

光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、併せて円滑な大学運営を進めるため、学内全般にわたって自己点検・評価を実施し、大学の充実及び改善と活性化を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を果たすため、自己点検及び評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長を委員長とし、学長に指名された委員をもって組織する。

3 委員の中から第三者評価受審委員を指名し、小委員会を設けることができる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の助力を求めることができる。

自己点検・評価委員会は、学長、理事長、教員5名、事務長、事務次長、教務事務部長、総務部長補佐の計11名で構成され、学長が委員長となり、A L Oに両学科に所属経験のある教員、A L O補佐に両学科に所属経験のある教員及び教務事務部長が指名されている。教員は両学科から選ばれ、理事長は学科の教員も兼ねており、法人本部と連携を図り、総合的な視野から点検・評価を展開できる体制となっている。

本学は平成10（1998）年度に「自己点検・評価委員会」を設置し、以降、委員会が中心となって定期的に自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価報告書は平成11（1999）年度に刊行した最初の報告書に続き、13年度・14年度・16年度・18年度版を刊行した。20年度については第三者評価受審の資料として作成し、短期大学基準協会の機関別評価結果を加え、改めて20年度版の報告書として刊行した。

以降、21年度・22年度・23年度・24年度・25年度版をC D版として作成した。26年度については第三者評価受審の資料として作成し、短期大学基準協会の機関別評価結果を加え、改めて26年度版として刊行した。

27年度版はC D版として作成し、学内と学外の関係機関及び関連する短期大学に送付した。28年度以降はホームページ上で公表（備付3，4，5）している。

専任教員は、教務部、学生部、実習担当、就職担当や企画委員会、体育委員会等の各学

科、各部、各委員会に所属しており、FD・SD研修を通して、教育の質保証に向けて現状把握、課題認識等の共通認識を有している。又、SD活動については、教職員合同の「FD・SD研修会」を実施するなど全教職員が自己点検・評価活動に関与している。

外部からの意見聴取方法として、本学の入試広報部・各学科の教員による高等学校訪問、あるいは、高等学校から本学のキャンパス見学会、入試説明会等へ参加時に、進路指導部教師や3年生のクラス担任と意見を交わしている（備付6）。また、養成施設と実習先である小学校、幼稚園等との実習反省会や懇談会等は、貴重な意見交換の場となっており（備付72～75）、聴取した意見や提言は学科会議で報告され、各学科、自己点検・評価委員会等で検討し、教育活動へ還元できるように努めている。

委員会の活動を通して各学科や各部署の抱える課題について全教職員が、問題意識を共有し、教育研究活動並びに事務処理の合理化や改善に生かし、具体的な改善策の策定や中期的な計画（2020～2026）（提出22）の実施に活用している。

〔区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- （2） 査定の手法を定期的に点検している。
- （3） 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- （4） 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-C-2の現状＞

学習成果は、建学の精神と教育理念に基づいて豊かな人間性を確保し、併せて、教育目的・目標に基づいて免許・資格を取得し、社会で活躍できる就業力を獲得することである。

量的査定として学業成績、GPA、成績分布、単位修得状況、卒業者数、免許・資格取得者数（備付76）、就職状況、質的査定として学生による授業評価、学外実習の評価、学生の満足度調査、卒業生による本学の評価（備付7）、卒業生の就職先からの評価等を用いて、学生や卒業生の実態を把握し、本学の取り組み姿勢の是非を定期的に点検している。

3つのポリシーや学科の取り組み姿勢をPDCAサイクル等により評価し、さらに、教務部会（備付59）、学科会議（備付57、58）、ADのアドバイザーが振り返り、学生の知識と技術習得の向上に努めている。また、専任教員と非常勤講師を対象とした授業評価アンケート（備付15）を実施し、授業改善と学生の受講態度改善につながるよう取り組んでいる。併せて、情報収集、問題点や課題の把握、分析等を進め、FD活動の活性化を図っている。

食物栄養科、保育科の2学科ともに卒業生に短期大学士の称号を授与している。併せて、文部科学省から栄養教諭及び幼稚園教諭の両教員養成課程、並びに、厚生労働省から栄養士及び保育士の養成施設として認可を受け、両省所管の免許・資格を授与している。両省からの通達等、関係法令を遵守し、教育課程等を変更した際にはその都度、教育科目変更承認申請または届出を遅滞なく行っている。教育課程、教員組織、施設設備等も全て「短期大学設置基準」を充たしており、学校教育法等を遵守して教育研究活動を続けている。

さらに、ホームページ上で教育活動等の情報を公開し（提出５）、法令遵守に努めている。

本学は、昭和 42（1967）年度の開学以来 50 有余年にわたり多くの卒業生を輩出しており、同時に免許・資格取得者数から成果を見ることができる。

食物栄養科における卒業生数と栄養士免許、中学校教諭家庭科二種免許、栄養教諭二種免許、フードスペシャリスト資格、健康管理士一般指導員資格の取得者数、保育科における卒業生数と幼稚園教諭二種免許、保育士資格、幼児体育指導者 2・3 級の取得者数、別科における修了者数と調理師免許取得者数は次のとおりである。

本学の卒業生・修了者数（昭和 43（1968）年度～令和 3（2021）年度）

	食物栄養科	保 育 科	別 科	専 攻 科	
				食物栄養専攻	保 育 専 攻
卒業生・修了者	8,013 人	8,688 人	508 人	8 人	5 人
備 考	継 続	継 続	昭和 43～ 平成 20 年度	平成 6～ 25 年度	平成 6～ 25 年度

免許・資格取得者数（昭和 43（1968）年度～令和 3（2021）年度）

	食 物 栄 養 科				
免許・資格	栄養士	家庭科教諭	栄養教諭	フードスペシ ャリスト	健康管理士
取 得 者	7,274 人	1,386 人	495 人	898 人	400 人

	保 育 科		
免許・資格	幼稚園教諭	保育士	幼児体育指導 者 2・3 級
取 得 者	7,932 人	7,879 人	215 人

幼児体育指導者検定：令和 3（2021）年度は実施せず

	別 科
免許・資格	調理師
取 得 者	506 人

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価委員会は日常的に点検・評価活動を行っており、その取り組みは全教職員が理解しているが、自ら評価活動の意義を極め、改善に向ける取り組みをさらに意識しなければならない。常時、部署間の交流、情報交換に努め、定期的な F D・S D 研修会の開催を通して全教職員が課題を共有し、一層の充実・向上を図る必要がある。

多様な学生を受け入れている現在、国家資格に相当する資質の確保、教育の質の維持・向上に向けて適切な対応が求められる時代を迎えている。

教育の質を保証するためには現在の学習成果を踏襲するだけではなく、学習成果並びに

その査定手法の見直しも必要であることから、本学の教育課程や取り組み姿勢を振り返り、改善を進めている。F D活動等により改善し、P D C Aサイクルを通して教育の向上・充実を図ることが課題である。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

ありません。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学は平成 10（1998）年度に「自己点検・評価委員会」を設置し、以降、委員会を中心に本学の教育目的・目標に従い点検を進め、教育研究活動の充実と改善に努めている。

各部署、各委員会、各部会、学科会議、教授会等においても日常的に点検・評価を行っており、その活動は全教職員が理解している。現在も教職員それぞれが問題意識を持ち、自ら改善に取り組んでいる。

F D・S D活動を通して部署間、教員と事務職員の意識や情報の共有を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

自己点検・評価委員会を中心に本学の教育目的・目標に従い点検を進め、教育研究活動の充実と改善に努めている。

各委員会、各部会、学科会議、教授会等においても日常的な点検・評価を継続し、今後も教職員それぞれが問題意識を持ち、自ら改善に取り組まなくてはならない。

さらにF D・S D活動、F D・S D研修会を通して部署間、教員と事務職員の意識や情報の共有を図らなければならない。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 1 ウェブサイト「建学の精神」、「教育理念」(写)
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 2 学生便覧 2021 キャンパスガイド・シラバス「3つのポリシー 7P」
- 3 学校案内 2022 年度 (含む入試情報)
- 4 光塩学園女子短期大学学則
- 5 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 6 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表、授業概要 (食物栄養科、保育科)」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 8 ウェブサイト 「3つのポリシー03 ディプロマ・ポリシー」
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 9 ウェブサイト 「3つのポリシー02 カリキュラム・ポリシー」(写)
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 10 ウェブサイト 「3つのポリシー01 アドミッション・ポリシー」(写)
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 11 2022 学生募集要項
- 12 2021 年度 行事予定表

提出資料-規程集

- 87 光塩学園女子短期大学入学者選考規程

備付資料

- 1 光塩学園の 65 年
- 2 光塩学園 70 周年記念誌
- 6 学校訪問記録一覧 (令和 3 (2021) 年度)
- 7 「大学評価アンケート」(令和 3 (2021) 年度) (8 月、1 月実施)
- 9 「学習成果等の PDCA サイクル」
- 10 ウェブサイト 「3つのポリシー01 アドミッション・ポリシー」(写)
<http://tandai.koen.ac.jp/guidance/history.html>
- 11 食物栄養科 学修ポートフォリオ (個人ファイル・履修カルテ、実習評価証明書) (令和 3 (2021) 年度)
- 12 「就職者に対する短期大学の教育の成果に関するアンケート」(令和 3 (2021) 年度) 隔年実施
- 13 「卒業時就職・進路調査」(令和 3 (2021) 年度)
- 15 「2021 年度授業評価アンケート」(前期・後期)

- 16 「2021 年度時間割前期・後期」
- 17 G P A 一覧
- 18 保育科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、ループリック）（令和 3（2021）年度）
- 19 健康管理士一般指導員
- 20 幼児体育指導者 2・3 級
- 21 保育科「実習の手引き」（令和 3（2021）年度生）
- 22 「学生生活に関するアンケート」（令和 3（2021）年度）
（令和 4 年 1 月実施）
- 71 「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」2002 年 2 月 21 日中央教育審議会
- 72 令和 3 年度食物栄養科給食実習訪問記録
- 73 令和 3 年度食物栄養科教育実習訪問記録
- 74 令和 3 年度保育科保育実習訪問記録
- 75 令和 3 年度保育科教育実習訪問記録
- 79 栄養士実力認定試験
- 80 全国手話検定試験

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

光塩学園女子短期大学学則」において、第 21 条に「単位の授与」、第 24 条に「卒業の要件」、第 25 条に「卒業」について次のように定めている。

学則

- 第 21 条 当該科目の試験成績と平素の成績並びに出席状況を総合判定して、教授会の議を経て単位を授与することができる。
- 2 学修の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。
- 第 24 条 本学を卒業するために、学生は 2 年以上在学し、別表に定めるところにより、62 単位以上を修得しなければならない。
- 第 25 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大

学士の学位を授与する。

第 26 条 本学において取得することができる資格、免許状及び免許証の種類は次のとおりとする。

学 科 名	資格、免許状及び免許証の種類
食物栄養科	栄養教諭二種免許状 栄養士免許証
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状 保育士証

卒業には、両学科ともに卒業必修科目を含めて基礎科目 12 単位、専門科目 50 単位の合計 62 単位以上を修得すると卒業要件を満たし、卒業が認定され、短期大学士の学位を授与される。免許・資格の取得には、卒業要件単位を修得した上で、それぞれ免許・資格にかかわる単位を修得しなければならない。

本学のディプロマ・ポリシーは次のように定めている。

ディプロマ・ポリシー

本学のカリキュラムにおいて、卒業要件科目の到達目標に達して卒業単位を修得した者に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。併せて、免許・資格要件単位を修得した者に免許・資格を授与する。専門的知識、技能の修得とともに、豊かな人間性を身に付けることが求められる。

(1) 食物栄養科

- ・卒業に必要な単位を修得し、免許・資格取得の際には必要な単位を修得していること。
- ・食や栄養に関する専門家として、様々な課題を捉え、その解決に向けて努力する力を備えていること。
- ・幅広い教養と豊かな人間性を備え、社会の発展に寄与できる資質を身に付けていること。

(2) 保育科

- ・卒業に必要な単位を修得し、免許・資格取得の際には必要な単位を修得していること。
- ・保育者、幼児教育者等として、様々な課題を捉え、その解決に向けて努力する力を備えていること。
- ・幅広い教養と豊かな人間性を備え、社会の発展に寄与できる資質を身に付けていること。

学習成果（提出 6）は、「幅広い教養、高度な専門的知識、技術、実践力を身に付け、豊かな人間性を養い、社会で活躍できる就業力を獲得する。卒業時には自己に適した職業に就くことができる。」とし、学科の学習成果の（2）に「基礎科目と専門科目のカリキュラムにおいて卒業要件単位を修得できる。」、（3）に「基礎科目と専門科目のカリキュラム

において免許・資格に関する単位を修得できる。」と定めている。

ディプロマ・ポリシーにも人間形成と社会人・職業人としての資質を求めている。

学則第1条に「専門の職能教育を施し、有能な社会人としての自主精神を養うとともに徳性と知性をそなえた良識ある文化人、家庭人としてのよき女性を養成し、併せて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。」と定め、免許・資格については、学則第26条に記載している。

何れも建学の精神、教育理念に基づく本学の人間教育の在り方を述べている。

これらに基づくカリキュラムに従って教育を受けた学生は、社会人に求められる資質、就業力、豊かな人間性を獲得しており、卒業認定を受けた学生、免許・資格を取得した学生は、学科の学習成果に対応していると評価される。また、本学が養成を目指している人材像にふさわしい卒業生として教員全員が理解している。

卒業認定・学位授与は、学校教育法や短期大学設置基準に基づくものであり、社会的・国際的に通用するものである。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学習成果は学則に対応しているが、時代の変遷、社会の要請もあり、多様な学生を受け入れている現在、学生の資質に応じた教育が必要であり、教務部において、毎年、次年度のキャンパスガイド、開設科目・開講学年・学期、シラバス作成様式の検討と合わせて定期的に点検している。点検結果は、キャンパスガイド・シラバス編集会議に諮り、時代に即したものとなるよう、必要に応じて各学科の学科会議、自己点検・評価委員会において協議する体制を取っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づき次の様に定めている。

カリキュラム・ポリシー

本学の教育目標に基づいてカリキュラムを設定している。学科別に基礎科目と専門科目からなり、基礎科目は豊かな人間形成と専門科目の理解を助け、専門科目は社会の要請に応え得る高度な専門的知識と技術、応用力を修得する。

（１）食物栄養科

- ・基礎科目と専門科目を理論的に設置し、高度な知識、技術、実践力、応用力を修得する。
- ・栄養士免許、栄養教諭免許、健康管理士一般指導員資格を取得するための科目を体系的に設置する。
- ・広い視野から教養、想像力、豊かな人間性を身に付け、生活能力と健全な職業観を養う。

（２）保育科

- ・基礎科目と専門科目を理論的に設置し、高度な知識、技術、実践力、応用力を修得する。
- ・幼稚園教諭免許、保育士資格を取得するための科目を体系的に設置する。
- ・広い視野から教養、想像力、豊かな人間性を身に付け、生活能力と健全な職業観を養う。

カリキュラムは、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。授業科目は、「光塩学園女子短期大学学則」第18条第2項の別表のとおり、基礎科目、専門科目、教職専門教育科目からなり、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」に示しており、学習成果に対応した授業科目を編成している。しかし、本学は国家資格を授与する養成施設として指定を受けていることから、免許・資格取得に関わる授業科目を中心とした編成とならざるを得ない。学外実習を重視しなければならないため、各学期に配置する授業科目数は制限され、余裕をもって時間割を編成することも難しい状況にある。また、多様な学生を受け入れている現在、基礎学力の補完という面も欠かすことはできない。

本学の学生は、免許・資格の取得を目指して入学しており、免許・資格取得のため、卒業要件単位以上の単位を修得しなければならないことから上限を設けていないが、来年度以降、年間または学期において履修できる単位数の上限を定めることを検討していくこととしている。

就学途中で免許・資格の取得が困難となり、短期大学卒業のみに進路を変更した学生には、教務部教員が卒業の要件として修得すべき単位数と履修方法を個別に指導している。履修状況については、学生の修学状況として、教務部会、各学科会議、教授会において報告され、担当AD教員からも学生指導が行われている。多様な学生を受け入れている現在、基礎学力の補完という面も欠かすことはできない。併せて、基礎科目と専門科目の見直しを進め、充実を図っている。

学習成果の査定の基礎となる成績評価については、教科担当教員が短期大学設置基準に基づく学生便覧の到達目標を基に評価方法に従い厳正に評価している。学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」後半のシラバス欄には、授業科目名、形態、単位、卒業・免許・資格の必修または選択、開設年次・開講期、担当教員、担当形態、受講する上での注意事項、授業の目的・概要、到達目標、授業の進め方、時間外学修・学修上の助言、授業計画、評価方法、教科書、参考書・参考資料等、備考を明示している。

教育課程や指導体制については、教員免許に関しては「学校教育法」「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」、栄養士に関しては「栄養士法施行規則」「栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について」、保育士に関しては「児童福祉法施行規則」「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」に従って見直しを行っている。

教務部において、学則及びカリキュラムの担当者を中心に次年度の教育課程を検討している。必要に応じて教務部や各学科会議でも検討し、見直しを行っている。教務部の年間予定にも組み込まれており、定期的かつ計画的に見直し、改善を行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育は、専門的知識と技術を修得する上で必要な基礎的知識を身に付け、併せて、建学の精神に基づく情操豊かで心身ともに健全な人材を養成する人間教育の一環として設置している。

本学では、学科ごとに基礎科目として開設しており、かつての人文・社会・自然科学系列、外国語科目、保健体育科目、さらに情報関係科目を配置し、リメディアル教育の役割も持たせている。基礎科目の目的・目標を次の3点に置いている。これは、「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」2002年2月21日中央教育審議会（備付71）に基づいて自己点検・評価委員会において決定しており、教養教育の内容と実施体制は、確立している。

基礎科目の目的・目標

- 1) 「読む・書く・考える」力を高め、論理的思考力や表現力等の素養を身に付ける。
- 2) 世界の国々に目を向け、異なる文化や歴史、伝統、教育等について学び、グローバルな視点から互いに尊重しあう資質・態度を身に付ける。
- 3) 学ぶ意識を高く持ち、学問に主体的に取り組む姿勢を身に付け、社会における自己の役割やあり方を認識する。

基礎的な知識として語学や体育のほか、「文章表現」「生活と法律」「くらしと憲法」「心理学の世界」「国際文化」等を開設している。

教養教育と専門教育との関連は、食物栄養科では、専門教育の基礎を担う数学と化学について学ぶ「食科学の基礎」を設け、保育科では、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つである手話を基礎から学ぶ「手話」を開設している。

令和3（2021）年度の基礎科目は次のとおりである。

食物栄養科基礎科目

授 業 科 目	授業形態	開設単位	卒業要件単位	栄養士要件単位		栄養教諭要件単位	
				必修	選択	必修	選択
文章表現	演習	2	2	2		2	
心理学の世界	講義	2			2		2
生活と法律	講義	2		2		2	
国際文化	講義	2					
食科学の基礎	講義	2		2		2	
食科学の応用	演習	2		2		2	
情報処理	演習	2	2	2		2	
芸術鑑賞・教養講座Ⅰ	演習	1	1				
芸術鑑賞・教養講座Ⅱ	演習	1	1				
英語Ⅰ	演習	2	2	2		2	
フランス語Ⅰ	演習	2					
英語Ⅱ	演習	2			2		2
フランス語Ⅱ	演習	2					
英語Ⅲ	演習	2			2		2
体育理論	講義	1			1	1	
体育実技	実技	1			1	1	
キャリア教育	演習	2	2		2		2
合 計		30	12 以上	12 以上		16 以上	

保育科基礎科目

授 業 科 目	授業形態	開設単位	卒業要件単位	保育士要件単位		幼稚園教諭要件単位	
				必修	選択	必修	選択
文章表現	演習	2	2	2		2	
心理学の世界	講義	2			2		2
くらしと憲法	講義	2		2		2	
国際文化	講義	2					
手話	演習	2			2		2
情報処理	演習	2	2	2		2	
芸術鑑賞・教養講座Ⅰ	演習	1	1				

芸術鑑賞・教養講座Ⅱ	演習	1	1				
英語Ⅰ	演習	2	2	2		2	
フランス語Ⅰ	演習	2					
英語Ⅱ	演習	2			2		2
フランス語Ⅱ	演習	2					
英語Ⅲ	演習	2			2		2
体育理論	講義	1		1		1	
体育実技	実技	1		1		1	
キャリア教育	演習	2	2		2		2
合 計		30	12 以上	12 以上		12 以上	

基礎科目の中で、特色ある科目として「芸術鑑賞・教養講座Ⅰ」を1年次に、「芸術鑑賞・教養講座Ⅱ」を2年次に開設している。卒業要件科目に定め、本学の建学の精神に基づく人間教育の一環としている。この授業は、わが国や外国の芸術作品、音楽、歌劇等の本物に触れ、人間として真の豊かさを見極める心眼を養い、また講演や講座、西洋料理、日本料理等のテーブルマナーを通して社会人に求められる知性や感性を磨き、豊かな人間性を身に付けることを目的としている。

令和3（2021）年度卒業生（令和2（2020）年度入学生）に実施した「芸術鑑賞・教養講座Ⅰ」と「芸術鑑賞・教養講座Ⅱ」の授業とその概要は次のとおりである。

令和2（2020）年度 食物栄養科1年次

芸術鑑賞・教養講座Ⅰ				
月 日	講時数	担 当 者	会 場 場 所	授 業 概 要
4月10日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：美術に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
4月10日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：音楽に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
4月10日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：料理に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
5月8日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：光塩学園について
5月8日	1	食物栄養科教員	自宅学習	演習：布マスクの作成
5月8日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：学園歌について
5月8日	1	食物栄養科教員	自宅学習	課題：免許資格について
7月25日	1	教務部	オンライン	オリエンテーション
9月19日～ 11月8日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：神田日勝美術館展
10月10日	1	本学学長 鳴原正世	オンライン	学長講話：短大の歴史・変遷・教育理念
12月10日	1	高野法律事務所 弁護士 高野俊太郎	オンライン	講演：インターネット上への情報投稿とそれにより生じる法的責任、インターネットに関わる事例と対処法

12月17日	1	消費生活アドバイザー 宮森芳子	オンライン	講演：身近な環境教育・省エネ・節電エネルギー消費の現状と省エネについて
1月14日	1	准教授 田中ゆかり	オンライン	講演：西洋料理について、西洋料理のテーブルマナーについて
1月21日	1	本学講師 下司貴大	講堂	演習：学園歌の意味と歌唱指導 学園歌の歌詞についての説明、音楽の楽しみ方
1月28日	1	教務部	自宅学習	芸術鑑賞・教養講座1年間のまとめ

※自宅学習の月日はレポート等の提出日を記載している。

令和3（2021）年度 食物栄養科2年次

芸術鑑賞・教養講座Ⅱ				
月 日	講時数	担 当 者	会 場 場 所	授 業 概 要
4月12日	1	教務部	501 教室	オリエンテーション
4月17日～ 6月20日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：日本浮世絵博物館秘蔵 国貞広重 国芳コレクション
4月30日	1	本学講師 今野くる美	南部記念 図書館	音楽鑑賞：音楽で旅するコンサート～ヨーロッパ編～
9月29日	1	教務部	オンライン	美術館見学のオリエンテーション
10月1日～ 2022年 2月4日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：北海道近代美術館コレクション
10月13日	1	札幌市消費者センター 藤田明美	オンライン	講演：問題商法・インターネットトラブルについて
11月6日	1	北海道医療大学 教授 塚本容子	講堂	講演：新型コロナウイルスと女性
11月12日	1	円山レディースクリニック 鈴木美和	501教室	講演：知っておこう女性のからだと婦人科の病気
12月8日	1	日本年金機構 地域年金推進員 三ツ井孝二	501 教室	講演：知っておきたい年金の話
12月15日	1	本学教授 今裕子	オンライン	講演：「食と色」食育講座
12月15日	1	本学講師 下司貴大	オンライン	講演：オルガンコンサートの楽しみ方
12月18日	1	札幌コンサートホール Kitara 専属オルガニスト ニコラ・プロカッチーニ	札幌コンサートホール Kitara 大ホール	音楽鑑賞：クリスマスオルガンコンサート
1月18日	1	本学講師 下司貴大	講堂	演習：学園歌の意味と合唱 学園歌の歌詞についての説明、音楽の楽しみ方、合唱練習
1月19日	1	本学准教授 田中ゆかり	オンライン	講演：日本料理について、日本料理のテーブルマナーについて

1 月 26 日	1	教務部	オンライン	芸術鑑賞・教養講座 1 年間のまとめ
----------	---	-----	-------	--------------------

令和 2（2020）年度 保育科 1 年次

芸術鑑賞・教養講座 I				
月 日	講時数	担 当 者	会 場 場 所	授 業 概 要
4 月 10 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：美術に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
4 月 10 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：音楽に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
4 月 10 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：体育に関する教養番組を視聴し、レポートを作成
5 月 8 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：光塩学園について
5 月 8 日	1	保育科教員	自宅学習	演習：布マスクの作成
5 月 8 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：学園歌について
5 月 8 日	1	保育科教員	自宅学習	課題：免許資格について
7 月 25 日	1	教務部	オンライン	オリエンテーション
9 月 19 日～ 11 月 8 日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：神田日勝美術館展
10 月 10 日	1	本学学長 鳴原正世	オンライン	学長講話：短大の歴史・変遷・教育理念
11 月 4 日	1	消費生活アドバイザー 宮森芳子	501 教室	講演：身近な環境教育・省エネ・節電 エネルギー消費の現状と省エネについて
12 月 4 日	1	高野法律事務所 弁護士 高野俊太郎	オンライン	講演：インターネット上への情報投稿とそれにより生じる法的責任、インターネットに関わる事例と対処法
1 月 13 日	1	本学准教授 田中ゆかり	オンライン	講演：西洋料理について、西洋料理のテーブルマナーについて
1 月 25 日	1	本学講師 下司貴大	オンライン	演習：学園歌の意味と歌唱指導 学園歌の歌詞についての説明、音楽の楽しみ方
1 月 28 日	1	教務部	自宅学習	芸術鑑賞・教養講座 1 年間のまとめ

※自宅学習の月日はレポート等の提出日を記載している。

令和 3（2021）年度 保育科 2 年次

芸術鑑賞・教養講座 II				
月 日	講時数	担 当 者	会 場 場 所	授 業 概 要
4 月 16 日	1	教務部	801 教室	オリエンテーション
4 月 17 日～ 6 月 20 日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：日本浮世絵博物館秘蔵 国貞広重国芳コレクション
4 月 30 日	1	本学講師 今野くる美	南部記念 図書館	音楽鑑賞：音楽で旅するコンサート～ヨーロッパ編～

9月28日	1	教務部	オンライン	美術館見学のオリエンテーション
10月1日～ 2022年 2月4日	1	教務部	北海道立 近代美術館	美術鑑賞：北海道近代美術館コレクション
10月11日	1	札幌市消費者センター 藤田明美	オンライン	講演：問題商法・インターネットトラブルについて
11月6日	1	北海道医療大学 教授 塚本容子	講堂	講演：新型コロナウイルスと女性
11月12日	1	円山レディースクリニック 鈴木美和	501教室	講演：知っておこう女性のからだと婦人科の病気
11月22日	1	日本年金機構 地域年金推進員 三ツ井孝二	801 教室	講演：知っておきたい年金の話
12月14日	1	本学講師 下司貴大	オンライン	講演：オルガンコンサートの楽しみ方
12月18日	1	札幌コンサートホール Kitara専属オルガニスト ニコラ・プロカッチーニ	札幌コンサートホール Kitara 大ホール	音楽鑑賞：クリスマスオルガンコンサート
1月11日	1	本学准教授 田中ゆかり	オンライン	講演：日本料理について、日本料理のテーブルマナーについて
1月17日	1	本学講師 下司貴大	オンライン	演習：学園歌の意味と合唱 学園歌の歌詞についての説明、音楽の楽しみ方、合唱練習
1月24日	1	教務部	801 教室	芸術鑑賞・教養講座1年間のまとめ
2月4日	1	教務部	自宅学習	課題：芸術鑑賞をプロデュース

※自宅学習の月日はレポート等の提出日を記載している。

○ 学長講話

新入生を対象に実施している。光塩学園は平成30(2018)年に創立70周年を迎え、学園創設者の教育に対する情熱、学園の創立と経緯、設置55年目を迎えた短期大学の歴史と変遷をたどる。

学園記念誌「光塩学園の六十五年」「光塩学園70周年記念誌」と学園「70周年記念コンサート」の映像を基に、建学の精神、教育理念、教育目的・目標、学園名、学園章に込められた理念の理解を深める。新入生にとって2年間の学生生活の根幹となる講座である。

○ 講演会

「講演と文化の集い」では時代の流れに即し、学生の興味関心のある内容について講師を招き、毎年講演会を開催している。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため止むを得ず中止した。

令和3（2021）年度は、北海道医療大学教授塚本容子氏による「新型コロナウイルスと女性」の演題で講演を行った。コロナ禍においても正しい情報を正確に把握し、各自の感染対策が重要であることを学んだ。

また、感染症の研究を続けながらの子育てや、女性が働くことに関してご自身の経験など、女性が社会で活躍するためのアドバイスを受ける貴重な機会となった。

○ 学園歌

1年次前期と2年次後期に「学園歌の意味と合唱」を実施している。

学園歌の作詞者は学園創設者である南部明子先生であり、教育の大切さと学生が学ぶ理想の姿を表現している。1年次には歌詞に込められた建学の精神「光と塩」を理解し、自身の目標に向けて意識を高め、合唱を通して音楽の基礎知識や発声の基礎を学び、音楽の喜び、楽しみ方を体得する。2年次には社会人を意識し、学生生活を振り返り、学位記授与式において心を込めて斉唱するための練習を兼ねている。

○ 健康管理、健康を維持するため自己管理の知識を学ぶ講座

医師から健康の定義、女性の身体や婦人科の病気、自己管理法や対処法等、健康管理のポイントを学ぶ。令和3（2021）年度は、円山レディースクリニックの鈴木美和氏による「知っておこう女性のからだと婦人科の病気」という演題で、女性特有の健康管理・維持の方法について理解を深める良い機会となった。

○ 若者の契約トラブル、人権問題、契約、クレジット、セクハラ、DV、ストーカー、インターネットにかかわる事件等、法律問題

近年、子どもや若者、家族、市民が犯罪のターゲットになる事件が多くみられる。弁護士、消費生活アドバイザー、日本年金機構推進員から事例を挙げ、実態と対処法等について学んだ。

○ 美術鑑賞

美術鑑賞では「神田日勝美術館展」「日本浮世絵博物館秘蔵 国貞広重国芳コレクション」「北海道近代美術館コレクション」等を訪れ、日本をはじめ世界各国の様々なジャンルの美術作品を鑑賞した。

2年間で様々な美術・芸術に直接触れ、また、文化や歴史について学び、美的センスを養い、豊かな人間性を育てる機会を設けている。

○ 音楽鑑賞、音楽の楽しみ方

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。令和3（2021）年度の音楽鑑賞では、本学保育科講師の今野くる美氏によるピアノのコンサート「音楽で旅するコンサート～ヨーロッパ編～」や、札幌コンサートホール Kitara 専属オルガニストであるニコラ・プロカッチーニ氏の「クリスマスオルガンコンサート」の鑑賞を行い、生演奏でしか得られない感動を通して豊かな人間性を育てる機会を設けている。また、公演前にはコンサートの楽しみ方等の講座を開講し、音

楽に関する見識を深めている。

○ 海外交流 フランス・中国・フィンランド

光塩学園は、国際交流事業に取り組んでいる。昭和 61（1986）年度にはフランス国立調理専門学校「シャトー・デ・クードレイ」と姉妹校の提携をし、さらに平成 19（2007）年度に中華人民共和国の「香港中華廚藝學院」、平成 26（2014）年度にフィンランドの「HANAKO ネットワーク」と国際交流協定書に調印した。

このような国際交流の一環として、例年、フランス、中国から講師を招き、それぞれの国の料理や文化について特別授業を実施し、知識を深めている。特別授業の前には調理学実習において、西洋料理、中国料理の基礎、食具の使い方、基本的マナー等の事前学習を行っている。令和 2（2020）年度からは新型コロナウイルス感染症対策のため、実施できなかったが、各国の料理、製菓、食材、調理技術等を学ぶとともに、我が国と関りの深い文化と歴史に触れる貴重な機会となっている。

○ 自宅学習

令和 2（2020）年度より、新型コロナウイルス感染症対策のため、教養番組の視聴や布マスクの作成などを行った。全国的にマスクが一時入手困難となるなか、実際の生活に有益な取り組みとなった。

また、「芸術鑑賞をプロデュース」では、これまでの芸術鑑賞・教養講座の受講を通して、学生自身がこの授業の企画書を立案・提出する課題を設け、学生が主体的に様々な分野や社会への見識を深める機会となった。

このように「芸術鑑賞・教養講座Ⅰ・Ⅱ」においては、健康、法律、医学、料理、食生活、日常生活、音楽、絵画、芸術等、広い領域にわたる講師を招いている。

講義形式だけではなく、美術館や劇場で鑑賞する美術・音楽等、本物に触れる体験を通して知性と感性を磨いており、人間教育の一助となっている。

この授業の効果・評価については、受講後提出されたレポート並びに授業評価アンケート等からも有意義な授業として評価され、学生にとっては新たな発見や体験に基づく成果が得られている。

専門科目同様、教務部において、学則及びカリキュラムの担当者を中心に次年度の教育課程を検討しており、定期的かつ計画的に見直し、改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

平成 23（2011）年度から基礎科目にキャリア教育を設置している。本学の職業教育は、社会人に必要な基礎力やマナーを身に付け、社会人としての資質を磨くことを目的としている。

「職業キャリア」に留まらず、個人の状況や環境、人生の節目や転機に応じて柔軟に対応し、他者と社会との関わりの中で自分の人生を主体的に創造していく力を身に付け、キャリア教育本来の目標でもある「人間力」や「生きる力」の育成を目指しており、職業教育の実施体制が明確である。

キャリア教育の内容は、社会情勢と学生の要望等によって毎年検討しており、受講姿勢、提出されたレポート、授業評価アンケートから効果を導き出して判断し、次年度の授業内容に生かしている。キャリア教育の効果については、就職率、免許・資格取得者数、卒業生へのアンケート調査及び就職先へのアンケート調査から評価し、次年度の授業計画に生かしている。

令和 3 年度（2021 年度）のキャリア教育の授業内容は、次のとおりである。

食 物 栄 養 科 1 年 生		保 育 科 1 年 生	
10 月 1 日	授業ガイダンス、キャリアとは何か	10 月 1 日	授業ガイダンス、キャリアとは何か
10 月 8 日	就職活動について	10 月 8 日	キャリア形成と職業理解Ⅰ
10 月 15 日	キャリア形成と自己理解	10 月 29 日	ストレスマネジメント
10 月 22 日	キャリア形成と職業理解Ⅰ	11 月 5 日	就職活動について
10 月 26 日	キャリア形成と職業理解Ⅱ	11 月 12 日	キャリア形成と職業理解Ⅱ
10 月 29 日	ストレスマネジメント	11 月 19 日	キャリアアピール
11 月 5 日	書いて伝える力Ⅰ	11 月 26 日	キャリア形成と自己理解
11 月 12 日	書いて伝える力Ⅱ	12 月 3 日	書いて伝える力Ⅰ
11 月 19 日	一般的常識・文章読解力	12 月 10 日	社会人としてのマナー
11 月 26 日	円滑なコミュニケーションⅠ	12 月 17 日	書いて伝える力Ⅱ
12 月 3 日	円滑なコミュニケーションⅡ	12 月 24 日	円滑なコミュニケーションⅠ
12 月 10 日	社会人としてのマナー	1 月 14 日	円滑なコミュニケーションⅡ
12 月 17 日	話して伝える力Ⅰ	1 月 21 日	社会から求められる資質
12 月 24 日	話して伝える力Ⅱ	1 月 28 日	話して伝える力Ⅰ
1 月 21 日	社会から求められる資質	1 月 31 日	話して伝える力Ⅱ

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してい

る。

- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学は建学の精神、教育理念、教育目的・目標に従い、アドミッション・ポリシーを次のように定め、学内外に表明している。これは本学の学習成果に対応するものとなっている。

アドミッション・ポリシー

本学の建学の精神「光と塩」に基づいて教育目標を設定している。その目標を理解し、社会の発展に貢献し得る意欲にあふれた人物を受け入れる。併せて、本学が設定する基礎的な学力を有し、専門領域に適性があり、個性豊かで心身ともに健全な人物であること。

(1) 食物栄養科

- ・ 本学における学修に必要な基礎的な学力を身に付けている人
- ・ 自然科学に興味があり、自己の資質を磨き、人間として成長しようとする人
- ・ 食と食生活、栄養の専門領域を通して社会の発展に貢献しようとする人

(2) 保育科

- ・ 本学における学修に必要な基礎的な学力を身に付けている人
- ・ 子どもの成長、発達に関心があり、自己の資質を磨き、人間として成長しようとする人
- ・ 保育者、幼児教育者等として社会の発展に貢献しようとする人

アドミッション・ポリシーは「2022 学生募集要項」に掲載しており、ホームページ上でも公開している。

入学者受け入れ方針は①基礎的な学力を身に付け②自己の資質を磨き人間として成長する人③社会の発展に貢献し得る意欲にあふれた人物といった能力を入学前に身に付けているかを把握・評価することを明確に示している。

本学の入学者選抜はアドミッション・ポリシーと「光塩学園女子短期大学入学者選考規程（提出規程集 87）」に基づき実施している。

入学者選抜は「光塩学園女子短期大学入学者選考規程」の「入学者選考の基本方針」に基づき、入学者選抜ごとに作成する「入学者選抜実施要項」に従って実施している。

入学者選抜には、「学校推薦型選抜（公募・指定校）」「一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期」「自

己推薦型選抜 A・B・C・D 日程」「社会人選抜 A・B・C・D 日程」があり、試験別に募集人員を定めている。受験生は、個々の学習状況や希望に応じて多様な選抜方法の中から選択して受験できるようになっている。何れの入学者選抜にも面接が設定されており、その評価にはアドミッション・ポリシーに合致しているかどうか大きな比率を占めている。面接の評価基準を統一するため、事前に面接教員全員による打合せ会を実施し、面接結果の可視化を図っている。

入学者選抜の概要は次のとおりである。

○ 学校推薦型選抜（公募）

出願資格 — 高等学校を卒業見込みの方で、本学を専願し、学校長が推薦する方

推薦基準 — 高等学校の学業成績が 3 年間の学習成績の状況（評定平均値）で 3.2 以上の方

選考方法 — 「学力の 3 要素（2022 学生募集要項 P1）」を出願書類と面接試験（個人面接）、口頭試問によって多面的・総合的に評価

○ 学校推薦型選抜（指定校）

出願資格 — 本学が指定した高等学校を卒業見込みの方で、本学を専願し、学校長が推薦する方

推薦基準 — 学業成績、人物ともに優秀で、本学の学科へ適性のある方

選考方法 — 「学力の 3 要素（2022 学生募集要項 P1）」を出願書類と面接試験（個人面接）、口頭試問によって多面的・総合的に評価

○ 一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期

出願資格 — 高等学校を卒業した方、及び卒業見込みの方

高等学校卒業程度認定試験に合格した方

本学が高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認めた方

選考方法 — 「学力の 3 要素（2022 学生募集要項 P1）」を学力試験及び面接試験（個人面接）と調査書によって多面的・総合的に評価

○ 自己推薦型選抜 A・B・C・D 日程

出願資格 — 原則として高等学校を卒業後 2 年以上経過した方で、本学を専願し、免許・資格取得を目標として勉学に意欲的に取り組む方

選考方法 — 「学力の 3 要素（2022 学生募集要項 P1）」を出願書類と面接試験（個人面接）によって多面的・総合的に評価

○ 社会人選抜 A・B・C・D 日程

出願資格 — 原則として高等学校を卒業後 4 年以上経過した方

選考方法 — 「学力の 3 要素（2022 学生募集要項 P1）」を出願書類と面接試験（個人面接）によって多面的・総合的に評価

学生募集要項には授業料等の入学に必要な経費を明記しており、学校案内 2022 年度とともに 4,500 部作成し、本学主催のキャンパス見学会に参加した生徒、保護者並びに進路指導部等の教員に配付し、入学者受け入れ方針として説明している。

また、高等学校訪問時や各種進学相談会、高等学校主催の進学相談会において配付しており、個別対話を通して詳しく説明している。

入試業務は、事務室の入試広報部が担当し、高校生、保護者、高等学校教師、受験生の問い合わせには、入試広報部職員が電話やEメール等で対応している。

入学者の選考に当たっては入試広報部が作成した選考資料に基づき、入学試験委員会による予備選考会議で調整の上、可否の原案を教授会に提出し最終的に学長が決定している。

入学者受け入れの方針は学習成果にも対応しており、高等学校関係者の意見聴取については、年間を通して道内の高等学校に本学の教職員が訪問し広報活動とともに意見を聴取し、定期的に検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づいている。

具体的には、幅広い教養、高度な専門的知識、技術、実践力を身に付け、豊かな人間性を養い、社会で活躍できる就業力を獲得しなければならない。人として生きて行く上で必須であり、学生にとり具体性がある。

学生はそれぞれ希望にあふれ、目的を持って入学しており、各種オリエンテーションやADのアドバイザーからの説明等により、2年間の学修で到達可能であることを理解させている。それには充実した学園生活を送り、自己研鑽に努め、自己を成長させるとともに、社会の発展に貢献しようとする姿勢が求められる。

また、多様な学生を受け入れている現在、学生に自信を持たせ、学習意欲を高めるための工夫をしていかなければならない。同時に、得意分野を伸ばすとともに、苦手分野を克服する等、学生の学習状況を見据えて取り組む必要がある。

学生個々については、入学時の目標、プロフィール、成績、実習記録と評価結果、進路調査等を履修カルテとポートフォリオにまとめており、学習成果は測定可能である。これらにより学生個人が到達度を確認し、取り組むべき課題を見付けて学習に生かしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学習成果の評価は、学業の結果、修得しなければならない知識、技能、態度について、どの範囲・水準まで修得したかを測定する仕組みであり、次のように定めている。

学習成果の査定手法

査定結果は、量的データ、質的データとして測定される。

量的データは統計資料であり、学生個人の出席率、学業成績、G P A、成績分布、各年度における卒業者数、免許・資格取得者数、就職者数、専門就職者数等である。食物栄養科における栄養士実力認定試験、健康管理士一般指導員資格認定試験、保育科における手話検定、幼児体育指導者検定の評価結果も含まれる。量的データの基本は学業成績であり、卒業者数、免許・資格取得者数が算出される。

質的データは記述資料であり、学生による授業評価、学外実習の評価、学生の満足度調査、卒業生による本学の評価、卒業生の就職先からの評価等である。量的評価に加えて豊かな人間性の獲得を求める本学の取り組み、すなわち人物としての評価である。

学習成果は、建学の精神「光と塩」、教育理念「知識・徳性・技術」に基づき、2年間にわたる学修と大学生活を通して、幅広い教養と高度な専門的知識、豊かな人間性を身に付け、健全な職業観を養い、社会で活躍できる就業力を獲得することである。

学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」の前半部分に、学生生活並びに学修の心得、留意事項、就職活動等を、後半部分のシラバス欄に、授業科目名、開設年次・開設期等、並びに受講方法を明示している。所定の授業科目を受講し、単位を修得することで、短期大学士並びに栄養士免許、栄養教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得することができる。

量的データの評価方法はほぼ確立しており、査定の源は学業成績であり、それを基にして成績分布やG P Aが計算される。学生の出席状況や受講態度等は常時、担当教員あるいは教務事務部から教務部会、学科会議に報告され、成績についても教科担当教員が到達目標に従い、定期試験等により評価し、何れも客観的な資料として了承されている。免許・資格取得に必須の学外実習については、ルーブリック（Rubric）による評価を取り入れ、より客観的、具体的な評価方法として了承されている。

現在、学修評価については「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階評価としている。

質的データは学生による授業評価、学生の満足度調査、卒業生による本学の評価、卒業生の就職先からの評価であり、豊かな人間性の獲得を求める本学の取り組み、併せて人物としての評価である。社会で求められる人材のそなえるべき要件を踏まえており、専門分野に就く専門就職者数からも成果を見ることができる。

学生個人については、入学時の目標、成績、実習記録と評価結果、進路調査等を履修カルテとポートフォリオにまとめ、免許・資格に必要な資質や学習成果の獲得状況を学生自身が定期的に確認することによって学修の達成状況を確認することができる。教務部教員とADのアドバイザーは学習指導、就職・進路指導等に活用している。

学習成果並びに査定手法は、得られた評価結果を基にして毎年点検を行っている。

学習成果は、量的・質的データに基づき評価し、ホームページに公表している。具体的には「教育情報の公表項目」では、卒業者数、免許・資格取得者数、就職者数、専門就職者数を公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の就職先からの評価は、学外実習巡回指導の際に施設長から、あるいは来学された採用担当者から聴取している。また、2年に一度「就職者に対する短期大学教育の成果に関するアンケート調査」を実施しているが、コロナ禍で就職した卒業生の現状を調査し評価の変化を検証するうえで、令和3（2021）年度は2020年度卒業生を対象として2020年度に引続き調査を実施している。

食物栄養科関係の就職先からの調査票の回答率は、48.6%であった。（評価の（ ）書は前回の評価の数値である。以下同じ）

「基礎的な知識等について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると64.7%（52.4%）、「普通」は29.4%（42.9%）であり、「専門的な知識・技能について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると41.2%（52.4%）、「普通」は52.9%（42.9%）であった。

「職場での対人関係について」は、「非常に良い」と「良い」を合わせると76.4%（81.0%）、「普通」は11.8%（9.5%）であり、「常識等について」は、「非常に良い」と「良い」を合わせると70.5%（71.4%）、「普通」は23.5%（19.0%）であり、「ビジネスマナー等について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると52.9%（57.1%）、「普通」は41.2%（28.6%）であった。

保育科関係の就職先からの調査票の回答率は、50.5%であった。

「基礎的な知識等について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると71.1%（68.1%）、「普通」は26.7%（27.5%）であり、「専門的な知識・技能について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると70.5%（67.8%）、「普通」は27.3%（26.9%）であった。

「職場での対人関係について」は、「非常に良い」と「良い」を合わせると79.5%（73.9%）、「普通」は18.2%（25.0%）であり、「常識等について」は、「非常に良い」と「良い」を合わせると75.6%（65.2%）、「普通」は15.6%（31.6%）であり、「ビジネスマナー等について」は、「非常に優れている」と「優れている」を合わせると54.6%（49.5%）、「普通」

は 36.4% (47.3%) であった。

今回の調査対象卒業生は、新型コロナウイルス感染症拡大後の就職者であるが、就職先からの評価に特筆すべき大きな変化は見られない。食物栄養科卒業生の評価で基礎的な知識等については、前回を上回る評価を得ている。保育科卒業生については、多数の項目で前回を上回る評価となっている。しかしながら、大学に望むことの自由記入欄には、大変厳しい意見もいただいている。これらについては、卒業生個人の評価とも考えられるが、大学への評価及び課題とも受け止めなければならない。教育環境が大きく変化した一年であり、今後も教育の成果について、アンケートを基に卒業生個人の学習や学外実習の成果と就職後の評価を継続的に再検証し、教育指導に反映していかなければならない。

アンケート調査の結果については各学科会議で報告され、就職ガイダンス・キャリア教育授業のほか個人面談等の就職支援で、専門性を生かせる就職を実現するために活用している。

卒業生による本学の評価について、令和 3 (2021) 年度は、一般財団法人大学・短期大学基準協会主催の「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」を行った。対象者は令和 2 (2020 年度) 卒業生、食物栄養科 92 名、保育科 94 名の計 186 名。アンケートへの回答方法は、大学・短期大学基準協会が作成した「卒業生への調査協力依頼文書」に記載された QR コード、もしくは指定の URL で卒業生調査ウェブページにアクセスし質問事項に回答する「ウェブ調査」として実施。回答率は食物栄養科 47.8%、保育科で 40.4% であった。アンケート項目は「大学についての評価」「短大で学んだ知識や能力はどの程度役立っているか」「自分が卒業した短期大学を親しい友人や後輩・親せきにすすめるか」「短期大学教育を通じて取得した免許・資格を仕事に活用したことがあるか」「短期大学卒業後に卒業した短期大学とどのようなかかわりを持っていたか」「卒業した短期大学に取り組んでほしい、または支援してほしいと考えていること」「大学で学んでよかったこと」「大学でもっと学びたかった事や改善してほしいこと」等である。ほかに、回答者自身の卒業後の就職先や雇用形態についての内容があった。「大学についての評価」では、「大学での学び (学習)」「キャンパスについて」「教職員について」「他の学生について」「総合評価」の項目があり 5 段階評価である。「総合評価 (良かった、楽しかった、ためになった)」では、「そう思う」「ややそう思う」が 88% である。「短大で学んだ知識や能力はどの程度役立っているか」の質問では、「他の人と協力する力」「コミュニケーション能力」の項目において、「役立った」「ある程度役立った」との回答が多く、評価が高かった。また、「外国語を使う力」については評価が低く、次いで「本や資料等を読み解く力」「数値やデータを理解する力」がやや低かった。

「短期大学教育を通じて取得した免許・資格を仕事に活用したことがあるか」の質問では 80% の学生は活用していると回答している。「卒業した短期大学に取り組んでほしい、または支援してほしいと考えていること」として、「仕事に関する悩み相談」「転職や復職の支援」などの回答があった。「大学で学んでよかったことがあるか」の質問では 95% が「ある」と答えている。保育科では「音楽の授業で毎週ピアノを先生から教えてもらったこと。今も保育の現場で役に立っている」「保育園でパソコンを扱っているため、Word などの使い方を学んでよかったと感じる」「実践を意識したグループワークなどがあり、ありがたかった」。食物栄養科では「調理実習が毎週あったことが今になってとても助かつ

ている」「調理学は学べてよかった。調理について基礎的な知識を身につけられたので、日頃の食事等を作る場面で非常に役立っている」「給食実習では実践的な力が身につくようになっていた」などの回答があった。「大学でもっと学びたかった事や改善してほしいこと」として、保育科では「指導案、文章力をもう少し鍛えたかった」「電話のかけ方、話し方」、食物栄養科では「パソコンに触れる機会の増加」「他の職業の方との関わり方」「より実践に近い形式で学べる機会を増やしてほしい」等の回答があった。

卒業生へのアンケートは、教員間で評価結果を共有し、学生の現状を理解し、職業教育ならびに学生指導の際に活用することとしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

18歳人口の減少が続く、大学全入時代を迎え、高等学校間の格差等もあり、学生の資質に多様性が生じる傾向は今後も避けることはできない。社会の求める人物像を把握し、それに沿う人材養成を担う立場からも受け入れ方針を検討しなければならない。

学生一人ひとりのニーズや個性を尊重し、学生に自信を持たせ、自ら学ぶ意欲を喚起する教育、きめ細かな指導を行い、教育の質をより向上させ、同時に、社会の変化や要望に対応できる人材養成の上からも教育課程の見直し、改編を検討していかなければならない。

また、栄養士、栄養教諭、保育士、幼稚園教諭の養成施設として、法令等の改正に基づき、常に新たな方針に沿う授業科目の開設やカリキュラム編成が求められている。

その基礎を担う基礎科目の授業科目についても、学力を補完する補習教育を含めて学生の興味、関心、教育環境等を把握、点検し、今後の教育に反映させる方法を検討する必要がある。教養教育は基礎的知識の修得とともに、建学の精神に基づいて豊かな人間性を涵養する役割がある。特色ある教養教育の内容とし、さらに充実していかなければならない。

しかし、本学は文部科学省と厚生労働省から認可を受けている養成施設であり、免許・資格取得を主たる目的としていることから、専門科目の履修や学外実習の時期が優先されており、ゆとりある科目設定、時間割の編成が難しいのが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学では学生一人ひとりのニーズや個性を尊重し、学生に自信を持たせ、自ら学ぶ意欲を喚起するきめ細やかな指導を行っている。

その一つとして、例年、本学に入学手続きを終えた高校生に「入学前無料レッスン」を行い、大学生活の一端に触れ、入学予定者の学習意欲を喚起するとともに、新たな友人との出会いの場となるよう工夫を凝らしている。

食物栄養科は「包丁を使い慣れていない」「料理ができない」「実験は難しそう」という入学予定者に「野菜の切り方」「正しい手洗い」「実験器具について」等、保育科は「楽譜が読めない」「ピアノが弾けない」と不安を抱える入学予定者に「楽譜の読み方」「右手・左手・両手の練習」「弾き歌いに親しむ」等を行っている。令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、3月にオンライン及び対面で実施した。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 2 学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」
- 3 学校案内 2022 年度（含む入試情報）
- 11 2022 学生募集要項
- 13 学校案内 2021 年度（含む入試情報）
- 14 2021 学生募集要項

提出資料規程集

- 6 学校法人光塩学園文書管理規程
- 33 光塩学園女子短期大学部長会内規
- 80 学校法人光塩学園奨学金規程
- 81 光塩学園女子短期大学特待生規程
- 82 学校法人光塩学園教職員子女学納金減免規程
- 83 学校法人光塩学園学納金減免規程
- 84 学校法人光塩学園学納金特別減免規程
- 102 光塩学園女子短期大学学長表彰内規

備付資料

- 1 光塩学園の 65 年
- 2 光塩学園 70 周年記念誌
- 7 「大学評価アンケート」（令和 3（2021）年度）（8 月、1 月実施）
- 11 食物栄養科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、実習評価証明書）（令和 3（2021）年度）
- 12 「就職者に対する短期大学の教育の成果に関するアンケート」（令和 3（2021）年度）隔年実施
- 13 「卒業時就職・進路調査」（令和 3（2021）年度）履修カルテ
- 15 「2021 年度授業評価アンケート」（前期・後期）
- 16 2021 年度時間割 前期・後期
- 17 G P A 一覧
- 18 保育科 学修ポートフォリオ（個人ファイル・履修カルテ、ループリック）（令和 3（2021）年度）
- 22 「学生生活に関するアンケート」（令和 3（2021）年度）（令和 4 年 1 月実施）
- 23 食物栄養科入学予定者関連資料
- 24 食物栄養科新入生ガイダンス関連資料
- 25 食物栄養科 2 年生オリエンテーション関連資料
- 26 卒業生就職状況（令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度）
- 27 ウェブサイト ホームページ <http://tandai.koen.ac.jp/lp/>
- 39 学内 LAN 敷設状況図
- 40 無線 A P 配置図

- 48 保育科2年生オリエンテーション関連資料
- 76 卒業者・修了者及び資格取得者一覧
- 81 保育科入学予定者関連資料
- 82 保育科新入生ガイダンス関連資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学習成果の基盤は学生の学業成績であり、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」に記載した到達目標を教科担当教員が評価方法に基づき評価している。その学業成績を基に成績分布、G P A、単位認定、学科ごとの卒業者数、免許・資格取得者数が算出される。学生の修学関係のデータは「校内事務システム（入試・実習・教務・就職システム）」

に登録し、学生指導のため必要に応じて教務部会や学科会議、ADのアドバイザーに提供されている。学生の修学状況と学習成果は学科会議における主議題であり、学生指導の源となっている。

本学では学生指導等に役立てる資料として「履修カルテ」と「ポートフォリオ」を作成しており、さらに、本学独自の学生支援システムとしてADシステムがある。

履修カルテとポートフォリオ

履修カルテは、学生が履修科目ごとに履修状況と成績、学外実習の成果、並びに自己評価を記載したもので、ポートフォリオの一資料となる。

ポートフォリオは、プロフィール、大学生活への期待、学生生活、学習経過、学外実習、進路志望調査等をまとめたものであり、履修カルテも含まれる。

ポートフォリオを基にして、ADのアドバイザーや教務部教員は指導に当たる。

ADシステム (Advise and Discussion system)

昭和 51 (1976) 年度から設置しており、卒業までの 2 年間にわたって学生生活を支援するシステムである。高等学校のクラスと担任に相当し、15 名前後の学生にアドバイザーとして 1 名の教員を配置している。ADはクラス編成の単位でもあり、学生相互あるいは学生とアドバイザー間の交流に基づく人間教育の場である。

例年、前期および後期末に、それぞれの学期の授業について学生に「授業評価アンケート」を実施し、その結果は各教員に通知し、教務部会において見直され、各教員はこの結果を授業改善に活用している。

時間割（備付 16）にオフィスアワーが組み込まれており、授業や学生生活等に関する連絡や質問に応じ、学生に共通する課題についてはアドバイザーから学科会議に報告され、学科として支援策を協議している。学生個人が成績や健康状態、人間関係、将来への不安等、悩みに遭遇した際には、個性や課題に応じて指導・助言を行い、課題によっては教務部、保健室、相談室、必要に応じて保護者と密接に連携している。

授業内容については、シラバス作成時に教務部教員と教務事務部職員が把握しており、新年度を迎える直前に非常勤講師と専任教員が一堂に会して開催する「教務打合せ会」において授業内容の重複等を調整している。教育課程に関する基本方針等の確認、意識の共有と授業内容に関する意見交換を行い、学生による授業評価アンケート結果を配付し、教育改善にも取り組んでいる。

教科担当教員は、授業の目的・概要、到達目標、授業の進め方、授業計画、評価方法、教科書、参考書・参考資料等を学生便覧の後半部分に掲載しており、それに従って授業を実施し、成績を評価している。学生の学習態度、内容の把握状態を小テスト等で確かめる等、各自が学生の理解を深める工夫をしている。教科担当教員は日常的な取り組みとして学生個々の学習状況を把握するよう努めているが、詳細な把握は難しい状況にあることから教務部教員が情報収集と分析を進めている。

欠席の多い学生や成績の伴わない学生には教務部教員とADのアドバイザーが対応し、履修及び卒業に至る指導している。

事務組織は事務長、事務次長の下に総務部、管理部、入試広報部、教務事務部、就職部の5部がある。学習成果獲得に向けての業務は、事務室全体で関わり、履修、授業、出席、試験、成績管理等を教務事務部が担当している。

部署ごとに連携し職務を通して教員と事務職員の共通理解を深め、学習成果を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握し学生に対して履修と卒業に向けた支援を進めている。

また、理事長は各部長を招集して部長会（提出規定集 33）を開き、学生支援の在り方、学生への対応等について意見交換を行い、各部署が連携して対処する重要性を常に説示している。

成績記録等については、紙ベースと校内事務システム（入試・実習・教務・就職システム）での管理を行っており、「学校法人光塩学園文書管理規程（提出規程集 6）」に基づき適切に保管している。

図書館では司書が通常の図書の貸し出しと返却業務のほか、ノート型パソコンの貸し出し、インターネットの利用、情報収集、DVDの視聴、レポートの作成等に便宜を図り、さらに、学修に関する情報提供、文献・情報検索等のレファレンスサービスを行っている。

教職員は、学生の図書館利用促進や自由時間の有効活用に役立てるため視聴覚資料の充実を図っている。また学生から購入希望図書を募り、その購入図書を掲示板及びホームページで周知している。

学問上の問い合わせに教員が応ずる「学習支援・相談コーナー」、講義・実習に役立てる「展示コーナー」、学生の自主的学習をサポートする「アクティブ・ラーニングコーナー」を設置し、さらに、教職員へのOPAC（検索）機能の提供をするサイトを開設した。

本学ではLAN（Local Area Network）を敷設しており、教職員にはメールアドレスを付与して連絡や情報交換に活用している。学生に対しては、就職インフォメーションエリア、パソコンルーム、栄養指導実習室、図書館にコンピュータを設置し、情報をインターネットで検索できるよう整備に努めている。

コンピュータ利用技術の向上については、令和2（2020）年度はFD・SD研修会においてオンライン授業についての研修を行い、また、コンピュータ関連機器を導入した際には使用説明を行う等教職員同士が協力し合いながら技術の向上を図り、教職員のスキルアップを図っている状況にある。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備してい

- る。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
 - (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
 - (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
 - (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者に対し入学前には、推薦書籍の紹介や新聞・テレビの活用等の情報提供を行っている。食物栄養科では調理及び実験の基礎技術に、保育科ではピアノや読譜に不安を抱える入学予定者に対して「入学前無料レッスン」を実施している。大学生活の一端に触れ、入学予定者の学習意欲を喚起するとともに入学式を迎える心積もりをさせている。

入学式において、学長より建学の精神と大学生のあるべき姿について式辞がある。

翌日から2日間にわたり、学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」、学園記念誌「光塩学園の六十五年」、「光塩学園 70 周年記念誌」、AD・クラス一覧表、前・後期時間割、日本学生支援機構奨学金、健康診断受診票、感染症・予防接種調査票等を配付し、新入生オリエンテーションが行われる。

初日の午前には、理事長（副学長）から、建学の精神、学園のあゆみ、光塩学園の組織、運営等について「理事長講話」がある。続いて、学生部長から、学生生活の心得、光友会、挨拶指導等の「学生部説明」、事務室の事務長並びに各部長から、部署と担当業務、諸手続き、奨学金等の「事務室説明」、図書館から「図書館説明」、集団給食研究室から「学生食堂利用方法」の説明があり、次いで、学科ごとに教務事務部長による「個人データ確認」が行われる。

午後には、教務部長から、年間予定、教育課程、単位修得、卒業要件等の「教務部説明Ⅰ」があり、学生部と札幌方面南警察署から「交通安全講話」がある。

2日目には学科ごとに、学科長から「学科説明」、教務部から「教務部説明Ⅱ」、保健室から「健康診断説明」、海外研修委員会から「海外研修説明」があり、次いで、ADごとに学生がアドバイザーの下に集まり「ADタイム」が開かれる。ADシステムは昭和51（1976）年度から設置されており、学業の結果及び就職並びに人間関係等において悩みに直面した際にアドバイザーが指導・助言に当たる、学生生活を側面から支えるシステムである。

令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、入学式及びオリエンテーションを実施した。

各学期の開始時と終了時には、ガイダンス、学生部・教務部オリエンテーション等が開かれ、学科長、学生部、教務部あるいはアドバイザーから、出席、成績、学生に対する社会の期待、卒業後の役割等について説明があり、大学生としての自覚を促している。

教務部は学生便覧に従い、学習成果の獲得には学生自身の意欲、目的意識、努力、学問への取り組み姿勢が重要であり、さらに学修に関わる事柄全般にわたって詳しく説明して

いる。基本的な学修の進め方、特に知識の修得には基礎領域から専門領域へのつながり、基礎の上に専門的知識が積み重ねられていくことや地道な努力の継続が必要であり、欠席や遅刻は学問成就の妨げとなることを理解してもらっている。

学科それぞれに取得できる免許・資格、そして相当する職種、職業があり、卒業後、就職する上で学修の動機付けは非常に重要である。

授業科目の選択については、教務部教員が学生便覧に従って詳しく説明し、履修登録させており、履修登録期間中には教科担当教員ならびにADのアドバイザーからも詳しく説明している。

本学では、学生必携の学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」を作成している。学生便覧の前半部分には、本学の概要として、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、学園のあゆみ、3つのポリシー、学科紹介、取得できる免許・資格、キャンパス利用案内、各施設の概要、学内組織の概要、南部記念図書館、キャンパス案内、学生証、学籍番号、学内諸規則、学生への連絡方法等、各種届・願・申請書の提出、証明書の交付、授業料等の納入、奨学金制度、保険制度、キャンパスライフ、授業計画、授業概要、学修の手引き、学習成果、単位の修得及び免許・資格の取得、学外実習と履修要件、就職活動、光友会会則、本学学則（抜粋）等、本学の入学から卒業までの学生生活について詳細に記載している。

学生便覧の後半部分には、授業計画として、カリキュラムマップ、学科ごとの基礎科目と専門科目の授業計画、単位修得自己管理表が掲載されている。また、授業概要として、授業科目名、形態、単位、卒業・免許・資格の必修または選択、開設年次・開講期、担当教員、担当形態、受講する上での注意事項、授業の目的・概要、到達目標、授業の進め方、時間外学修・学修上の助言、授業計画、評価方法、教科書、参考書・参考資料等、備考を明示している。2年間にわたる学修について詳細に記載している。

大学全入時代を迎え、本学においても基礎学力が不足している学生の比率は高まる傾向にあり、基礎科目に、食物栄養科では「文章表現」「食科学の基礎」、保育科では「文章表現」等を開設して基礎的な学力を補っている。これは、教務部や「教務打合せ会」における重要な案件となっており、教科担当教員は学生による授業評価の結果等を基に分かり易い授業を心がけている。また、教科書と併せて参考資料や視聴覚器材を併用する等、理解を深めるよう工夫している。演習や実習の授業科目では経験あるいは資質による個人差があり、授業時間外に補習として個人指導を行っている。

学外実習の際には、遅刻や欠席の多い学生、学力に不安を抱える学生はその準備が整わず、免許・資格取得をあきらめる傾向があり、各学科の実習担当教員が悩みや不明な点について相談に応じ、指導案や補助資料作成等の個人指導を行っている。

定期試験の前には、それぞれの教科担当教員が独自に補習を実施しており、特に、1年次前期の学修結果に不安を抱える学生には夏季休業中に再試験に向けて補習を行い、後期の授業に対応させている。成績の伴わなかった学生には教務部教員とADのアドバイザーが個人面談を行い、原因を探り、適切な助言を行う体制を整えている。

教科担当教員は学期の開始時、学問の内容とともに目的、意義、他の領域との関わりを説明し、基礎から専門領域に向けて知識、技術、応用力を身に付け、自己の中で完結することが、卒業後、社会における活躍につながることを解説している。しかしながら、学期

途中で欠席が多くなる学生がみられ、一部は精神面の不調を抱える学生あるいは体調不良の学生であるが、多くは学問への意欲や目的意識を失いつつある学生である。また、様々な情報が身近にあふれ、その選択は本人の資質、都合によるものであり、社会的に成熟していない大学生にとってはともすれば安易に流れる傾向もみられる。

このような学生の実態を把握した上で、あらゆる機会を捉え、社会における使命を自覚できるよう大学と大学生のあるべき姿を説明している。

学生の欠席回数は、常時、教務事務部が集計しており、教務部会に報告され、さらに教務部教員から学生指導の資料の一つとして学科会議並びに教授会に提出されている。

教務部教員、教科担当教員、ADのアドバイザーが当該学生に指導して自覚を促すとともに、必要に応じて保護者にも連絡している。

一方、学習意欲の高い学生に対しては、担当教員が当該分野の最新の情報、その基礎となる資料や参考図書を紹介する等、より関心を深める指導を心掛けている。大学の3年次に編入を希望している学生には履修科目の選択、学習方法並びに受験指導を行っている。

このように各教員は、個々の学生の目的、理解度を意識し授業の進度や方法に工夫や改善を図っている。

留学生については、過去に受け入れの実績があるが、令和3（2021）年度は該当者がいなかった。

学習成果の獲得状況については、量的・質的データやポートフォリオに基づき、学習支援方を点検している。教務部において、学業成績、出席状況を把握し、成績や出席状況が芳しくない学生に対しては、個別に相談、指導を行っている。各学科会議においても情報が共有され、学習支援方を点検している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援は、事務室、委員会、部会があり連携しながら業務に当たっている。また、日常的に学生と直接関わりを持つADシステムが効果的な役割を果たしている。

○ 事務室の生活支援業務

総務部は授業料、奨学金、災害・傷害保険、保健室・相談室管理、売店等を担当している。

保健室には養護教諭が常駐し、通学途中や学内での怪我等に応急処置を施し、必要に応じて病院を紹介し、健康の維持・管理、疾病予防の相談や毎年4月に行う定期健康診断を担当する。

相談室では公認心理士が週1回カウンセリングを行っており、悩みや葛藤、友人や家族との人間関係等、あらゆる相談に応じ、専門的な立場から具体的な対処方法を助言する。

売店では日用品、飲食料品、学習用雑貨等を取り扱っている。

管理部はロッカー室、遺失物管理等を扱う。

ロッカー室は地下1階、3階にあり、在学中ダイヤル錠を貸与している。演習・実習室の一部と講堂は土足禁止であり、実習・実験室では実習衣、実験衣等の着用が指定されており、履き替え、着替えの場所としている。

○ 学生部の生活支援業務

学生部は所属する教員からなり、学生全体を対象とし、意義深い大学生活を快適に送ることができるよう支援に当たる。ボランティアの紹介、卒業アルバムの企画・製作等を担当し、さらに、学友会組織である「光友会」活動の指導・助言に当たる。

学生部会は安全に関わる講演会の企画、生活指導や安全対策、課外活動等、大学生活全般にわたる問題点を協議し、検討する。

○ 光友会

本学に在籍する学生から構成される学友会組織で、会員相互の友愛と親睦に努め、学生生活の充実と向上を目的としている。

光友会会長、副会長2名、総務若干名、会計2名、会計監査2名が総会において選出され、役員会が組織され、ADとも連携している。

短大行事、体育大会の開催及びクラブ・同好会活動の運営を担当しており、学内の美化活動等にも携わっている。活動の経費は学生の納入する光友会費により行っている。

○ 委員会組織とその概要

体育実行委員会は短大行事として開催する体育大会を企画し、実施する。

企画委員会は各種イベント、特別講演、公開講座等を企画し、開催する。

短大行事の過去 3 年間の開催状況は次のとおりである。

年 度	開催月日	テ ー マ
令和元 (2019) 年度	11月16日	「講演と文化の集い」として講演会を実施 「心のバリアに気づく」と題してNHK手話ニュースキャスター 中野佐世子氏による講演 ステージ・ポスター・ブース発表を実施（有志によるステージ発表、教室展示、カフェ企画）
令和2 (2020) 年度		新型コロナウイルス感染防止対策のため中止
令和3 (2021) 年度	4月30日	「春の短大行事」としてピアノコンサートを実施 「音楽で旅するコンサート～ヨーロッパ編～」のテーマで本学保育科講師今野くる美先生によるピアノコンサート
	11月6日	「秋の短大行事」として講演会を実施 「新型コロナウイルスと女性」と題して北海道医療大学看護福祉学部臨床看護学講座教授塚本容子先生による講演

体育大会の過去 3 年間の開催状況は次のとおりである。

年 度	開 催 月 日	テ ー マ
令和元 (2019) 年度	6月10日～6月14日	学長杯争奪バドミントン大会
	12月2日～12月9日	理事長杯争奪バレーボール大会
令和2 (2020) 年度		新型コロナウイルス感染防止対策のため中止
令和3 (2021) 年度		新型コロナウイルス感染防止対策のため中止

クラブ・同好会の過去3年間の実績は次のとおりである。

年 度	クラブ・同好会	活 動 内 容
令和元 (2019) 年度	お赤飯倶楽部&料理研究サークル	お赤飯についての研究やお赤飯を使ったレシピの考案、料理コンテストへの応募やレシピの考案等
	チャレンジスポーツ	スポーツを通して楽しく身体を動かす
	札幌大学よさこいソーラン研究会 La fete	短大行事、YOSAKOI ソーラン祭りに向けての活動
	東海大学 YOSAKOI サークル 祭屋	短大行事、YOSAKOI ソーラン祭りに向けての活動
	吹奏楽サークル	吹奏楽を通して楽器演奏の向上を目指し、部員との親睦を深める
	バレーボール同好会 (保育科)	バレーボールを通して楽しく体を動かす
	バレーボール同好会 (食物栄養科)	バレーボールを通して楽しく体を動かす
	ダンス同好会	様々なジャンルのダンスを踊り、楽しみながら体力向上につなげる
	幼児食研究会	幼児の発達・成長に見合った食事作りやおやつを考え、調理し、幼児の気持ちや幼児食について学ぶ
	アクティブ	子どもと遊ぶための体力づくり、保育に関する活動 (ペープサート、絵本の読み聞かせ練習等)
令和2 (2020) 年度	ボランティア同好会	各種ボランティア活動を行う
	季節を楽しむサークル	四季折々の楽しみ方を研究する
	お赤飯クラブ	お赤飯についての研究・料理コンテストへの応募・レシピの考察・料理研究等を行う
	チャレンジスポーツ	色々なスポーツに挑戦する
	吹奏楽	楽器演奏練習及び各種イベントにて発表する
	ボランティアサークル	各種ボランティア活動を行う
	季節を楽しむサークル	四季折々の行事や季節を楽しめるような活動を行う
令和3 (2021) 年度	YOSAKOI サークル 東海大学 祭屋	東海大学との合同サークル・YOSAKOI ソーラン祭りや短大行事出場に向けての活動
	バレーボール同好会	バレーボールの練習・大会出場に向けての活動
	お赤飯クラブ	お赤飯についての研究。料理コンテストへの応募。レシピの考案、料理研究等
	スポーツ	いろいろなスポーツを楽しむ
	吹奏楽	楽器演奏練習やコンサーを行う
令和3 (2021) 年度	スポーツを楽しむ	スポーツを楽しむ
	季節を楽しむサークル	四季折々の行事や季節を楽しめるような活動を行う

	YOSAKOI サークル 東海大学 祭屋	東海大学との合同サークル。合同で練習に参加し、機会があれば発表に参加する
	やりたいことをやろう	保育関連のことを実践したり、物作りなどに取り組む

地下1階に学生の昼食を提供する学生食堂があり、その一角に売店を設置している。

本学では開学以来、学生が健康を維持して学業に専念できるよう、昼食として給食を提供している。季節の食材、地元の食材を重視し、行事食を取り入れ、摂取カロリーと栄養バランスに配慮している。テーブルには、料理の説明や栄養価、食事のマナーや食膳の配置等を記した卓上メモを置き、食育活動の一助としている。

事前にメニューを提示しているが、当日のお楽しみとして「お楽しみメニュー」があり、バラエティに富んだ料理を提供しており、大変好評である。

アレルギーのある学生には事前に「食物アレルギー届出用紙」に診断書を添えて提出してもらい、メニューを提示した都度、食べることのできない食材を申告してもらっている。

この給食制度は学生の健全な食生活を維持し、健康を保持する上で特筆に値する。

なお、地域交流の一環として、札幌市南区に在住する60歳以上の方を対象に「給食試食会」を開催しているが、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。過去3年間の実績は次のとおりである。

年 度	月 日	献 立	参加者
令和元 (2019) 年度	8月22日	甘納豆入り炊き込み赤飯、お吸い物、鶏のから揚げ、いんげんのごま和え、厚揚げとこんにゃくのみそ煮、季節の果物（メロン）	72人
令和2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした		
令和3 (2021) 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした		

売店では日用品、飲食料品、学習用雑貨等を取り扱っている。

キャンパス・アメニティについては、学生の休息できる場所として学生玄関のホール、2・3階のエレベーターホール、4階のギャラリー、5階のエレベーターホール、6階ホール、地下1階の学生食堂がある。学生食堂の採光エリアにミニ庭園があり、各調理学実習室にも同じ採光エリアが設けられている。2階に食文化の館、MEMORIAL LIBRARY、4階にギャラリーを設置しており、貴重な食に関する民俗文化財や資料、彫刻、絵画を揃えている。

施 設	収 蔵 品
食 文 化 の 館	学園創設者である南部明子先生が収集された北海道の食に関わる食に関する民俗文化財を展示している。 自在鉤、鉄瓶、七輪、鍋類、団子へら、杓子等の調理器具、茶碗・小鉢・煮物鉢、皿類、洋食器類、湯呑、グラス、酒器、焼酎瓶、箱膳、脚付膳、黒塗り角膳、本膳、弁当箱等多数
KOEN GAKUEN MEMORIAL LIBRARY	歴代の制服、行事の写真 本学教員の著書、紀要、大学案内、光塩学園の記念誌
ギ ャ ラ リ ー	早川俊二作「ソファに座るAmély」 安田侃作「天聖・天沃」「天秘」「意心帰」 加藤清江作「パリのモデル」「しゃくやく」「展望風景」2点、 「春の庭」

絵画は、1階ロビーに成田一男作「睡蓮」、青山義雄作「浦賀水道の春」、2階に朝倉力男作「樹間雪景」、千葉晃世作「北の樹」、4階に渡会純介作「コンサートの夕べ」、5階ホールに野田敦子作「街角」が飾られている。ほかに多数の作品があり、時期に応じて展示替えをしている。

彫刻、彫像は、前庭に安田侃作「意心帰」、学生玄関に学園創設者の銅像、学生玄関のホールに本郷新作「早春賦」、MEMORIAL LIBRARYにSERGIO CASTILLO作「友へのオマージュ」、二田原英二作「佐保山姫」が設置されている。また、玄関ホールには季節に応じ、雛人形、クリスマスツリー等が飾られ、学生生活に心豊かな潤いをもたらしている。

本学には学生寮はない。学生会館や下宿、アパートについての斡旋は行っておらず、就職インフォメーションに専門業者の紹介パンフレットを配架している。

本学は札幌市営地下鉄真駒内駅から徒歩約12分で、バスは真駒内駅から1時間に10本程度運行しており、交通の便は極めて良い。

自転車による通学者のために約180台収容できる駐輪場を設けており、「自転車駐輪申込書」を提出させ、「許可証」を自転車に貼付し、安全な走行を心がけるよう指導している。

奨学金には、日本学生支援機構の奨学金、光塩学園独自の奨学金、その他の奨学金があり、適宜学生への周知を図っている。

日本学生支援機構の奨学金には、給付奨学金、貸与奨学金として第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があり、定期採用のほか家計急変等の場合の緊急採用・応急採用等がある。本奨学金については、現在、学生のほぼ半数が利用している。

光塩学園独自の奨学金には、「学校法人光塩学園奨学金規程（提出規程集80）」、「光塩学園女子短期大学特待生規程（提出規程集81）」に基づく、本学の入学選抜において優秀な成績で合格した入学生に対する入学時奨学金、在学中に保護者の経済状況が急変し、学業の継続が困難と認められた学生に対する奨学金制度がある。

また、東日本大震災により、在学時若しくは入学時に学納金の納付が困難になった者に対する「学校法人光塩学園学納金特別減免規程（提出規程集84）」や「光塩学園女子短期

大学学長表彰内規（提出規程集 102）」により、在学時、学業成績及び人物的に優れた学生に対する学長表彰の副賞として授業料を減免する制度がある。

さらに、光塩学園関係者に対する奨学金として「学校法人光塩学園教職員子女学納金減免規程（提出規程集 82）」「学校法人光塩学園学納金減免規程（提出規程集 83）」に基づく、光塩学園の教職員の子女、光塩学園卒業者の子女、光塩学園在学中あるいは卒業者の姉妹が本学へ入学する際の授業料等減免制度がある。

その他、やむを得ない事情により授業料等の一括納入が困難な場合、分納や延納制度を設けている。

その他の奨学金として、札幌市や根室市等の出身学生を対象とする各市町村の奨学金、あしなが育英会等の各団体等の奨学金がある。

社会福祉協議会の保育士修学資金は、指定保育士養成施設の在学者が対象で、卒業後、北海道社会福祉協議会は札幌市を除く道内の保育所等で、札幌市社会福祉協議会は札幌市内の保育所等に勤務することを条件とした貸付事業である。なお、この修学資金は一定期間勤務した場合には返還が免除される。

日本学生支援機構、光塩学園、その他の奨学金の過去3年間にわたる実績は次のとおりである。

日本学生支援機構奨学金 定期採用者

年 度	給 付	第一種（無利息）			第二種（有利息）
		自宅通学	自宅外通学	合 計	
令和元 (2019) 年度	9人	43人	13人	56人	62人
令和2 (2020) 年度	46人	26人	22人	48人	53人
令和3 (2021) 年度	30人	20人	6人	26人	45人

日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用

年 度	緊急採用（第一種奨学金）			応急採用（第二種奨学金）		
	自宅通学	自宅外通学	合 計	自宅通学	自宅外通学	合 計
令和元 (2019) 年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
令和2 (2020) 年度	0人	0人	0人	1人	0人	1人
令和3 (2021) 年度	0人	0人	0人	0人	1人	1人

光塩学園奨学金 入学時奨学金

		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)	
		食物栄養科	保 育 科	食物栄養科	保 育 科	食物栄養科	保 育 科
推薦入学 公募	入学者	24 人	24 人	24 人	12 人	16 人	14 人
	採用者	4 人	1 人	2 人	0 人	0 人	0 人
推薦入学 指定校	入学者	49 人	67 人	49 人	60 人	48 人	49 人
	採用者	4 人	8 人	8 人	3 人	5 人	5 人
推薦入学 自己	入学者	1 人	3 人	2 人	0 人	1 人	0 人
	採用者	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般入学	入学者	28 人	8 人	18 人	5 人	11 人	8 人
	採用者	4 人	1 人	2 人	1 人	2 人	0 人
社会人 入学	入学者	1 人	0 人	5 人	1 人	3 人	0 人
	採用者	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人	0 人

光塩学園奨学金 経済状況の急変等、東日本大震災、学長表彰

年 度	経済状況の急変		東日本大震災による		学 長 表 彰	
	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科
令和元 (2019) 年度	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
令和 2 (2020) 年度	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
令和 3 (2021) 年度	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

光塩学園奨学金 光塩学園教職員子女、卒業生子女、在学・卒業生姉妹

年 度	教職員子女		卒業生子女		在学・卒業生姉妹		その他	
	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科
令和元 (2019) 年度	0人	0人	1人	4人	3人	5人	0人	0人
令和 2 (2020) 年度	0人	0人	2人	8人	2人	2人	0人	0人
令和 3 (2021) 年度	0人	0人	2人	5人	2人	4人	1人	0人

保育士修学資金

年 度	実 績
令和元 (2019) 年度	札幌市社会福祉協議会 7 人
令和 2 (2020) 年度	北海道社会福祉協議会 1 人、札幌市社会福祉協議会 9 人
令和 3 (2021) 年度	札幌市社会福祉協議会 9 人

学生の怪我や病気に対する応急処置や健康管理、メンタルヘルスケア・カウンセリングについては保健室と相談室を設置し、保健室には常駐の養護教諭、相談室には公認心理士を配置している。

定期健康診断は毎年 4 月に行い、例年、受診率は 100%であり、検査結果に基づき再検査等の必要な学生には再度、病院で検査を受けるよう指導している。

麻疹、風疹については健康診断時に抗体検査を行い、陰性の学生にはワクチン接種を義務付けている。また、食物栄養科学生の学外実習時には B 型肝炎の抗体検査が義務付けられており、必要な学生にはワクチンの接種を受けるよう指導している。インフルエンザや学校感染症については、事務室、AD のアドバイザー、学生部、教務部が一体となって学生の状況を把握するよう支援体制を整えている。

保健室には病気や怪我のほか、健康相談、対人関係や成績あるいは就職への不安等、様々な事柄が持ち込まれており、AD のアドバイザーと連携を取り、内容に応じて医療機関の受診を勧め、カウンセラーに相談するよう助言している。

保健室の過去 3 年間の利用状況は次のとおりである。

		令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
在 籍 者 数		445 人	376 人	331 人
稼 動 日 数		174 日	168 日	136 日
利用者数	食物栄養科	359 人	237 人	64 人
	保 育 科	160 人	140 人	27 人
	合 計	519 人	377 人	91 人
症状別 内訳	風 邪 症 状	39 人	13 人	3 人
	生 理 痛	16 人	10 人	12 人
	切傷・擦過症	36 人	23 人	3 人
	倦怠・めまい	65 人	59 人	6 人
	頭 痛	7 人	18 人	11 人
	相 談	184 人	96 人	5 人
	そ の 他	172 人	158 人	51 人

(注) 「その他」には、内科、心療内科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の

諸症状及び火傷、打撲、捻挫、過換気症候群、摂食障害等を含む。

相談室の過去３年間の利用状況は次のとおりである。

	令和元（2019） 年度	令和２（2020） 年度	令和３（2021） 年度
在 籍 者 数	445 人	376 人	331 人
稼 動 日 数	38 日	24 日	14 日
利 用 者 数	76 人	44 人	9 人

ADのアドバイザーが学生との面談を実施し、学生の意見や要望などを直接聞くことができる場面を設けている。その他、「学生生活に関するアンケート」、「大学評価アンケート」を実施し、学生の意見や要望の聴取に努めている。「学生生活に関するアンケート」は年に１回全学生を対象に実施し、令和３（2021）年度の回答率は 87.6%であった。「大学評価アンケート」は前期終了時、後期終了時の２回全学生を対象に実施し、令和３（2021）年度前期終了時アンケートの回答率は 94.5%、後期終了時アンケートの回答率は 87.7%であった。アンケート結果は、教職員間で共有し学生の意見や要望を把握できる体制を整え、学生支援にあたっている。

本学には留学生は在籍していない。

本学は、高等学校卒業生等の入学希望者に「自己推薦型選抜」「社会人選抜」を設定している。両学科に受け入れ体制が整えられており、現在、食物栄養科に在籍者が多い。両者とも、明確な目標を持ち、勉学に対する真摯な姿勢は一般学生に大きな刺激を与え、大人としての自覚を促す良い影響がある。両入学生にはそれぞれ「自己推薦型選抜奨学金」「社会人選抜奨学金」を設けて支援している。この入学者選抜制度並びに両者に対する奨学金制度は生涯学習、地域貢献の上からも価値が高い。

「自己推薦型選抜」「社会人選抜」による受け入れ状況は次のとおりである。

自己推薦型選抜による受け入れ状況

	令和元（2019） 年度	令和２（2020） 年度	令和３（2021） 年度
食物栄養科	1 人	2 人	1 人
保 育 科	3 人	0 人	0 人

社会人選抜による受け入れ状況

	令和元（2019） 年度	令和２（2020） 年度	令和３（2021） 年度
食物栄養科	1 人	5 人	3 人
保 育 科	0 人	1 人	0 人

障がい者の受入れについては、学生玄関のスロープや多目的トイレ等を整備しており、難聴の学生には補聴器用マイクを準備し、障がいを持つ学生へ配慮している。

長期履修生については、今後検討していかなくてはならない。

学生の社会的活動、地域貢献、ボランティア活動については、両学科の専門領域とつながりが深く、学外実習の準備の一環として取り組む学生も多い。本学へのボランティア派遣依頼に対しては、学生に紹介している。

これらの活動は、例年、学長表彰等代表学生選考時の資料の一つとして評価している。令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、対外的な活動を積極的に行うことが困難であった。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学学生の就職は、専門職への就職比率が例年高い実績を残している。多くの学生は学外実習を経験したうえで就職先を決めているが、令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学外実習の中止や実習時期の遅れもあり満足した就職活動が出来ていなかったが、短期間で集中的に就職支援を行い、緊急事態宣言期間においても、ICTを活用したオンラインによる模擬面接や就職相談なども行った。

就職支援の組織は教員であるADのアドバイザー13名と事務室の就職部職員で構成され、就職支援施設として就職インフォメーションエリアを設けている。

ADのアドバイザーは主に学生指導を担当し、就職部は主に実務を担い、双方が緊密に連携をとり進めている。また、学内において新卒応援ハローワークの出張支援窓口を設置し、就職支援ナビゲーターによる面接トレーニングや就職相談を受け付けている。

食物栄養科、保育科は実務教育の場であり、就職先は学科の特性や取得する免許・資格の種類、希望する業種や職種あるいは希望地域や保護者の希望によって異なり、アプローチは様々である。

各学科では、情報収集の方法、コンピュータの活用法、自己分析、面接の基礎、受験対策、業種独自の留意事項等を指導し、アドバイザーは、個別指導として小論文や礼状等の文書作成指導、模擬面接等を担当している。さらに、勉学への意欲的な取り組みと就職への意識を喚起し、社会人・職業人に求められる人間形成に力を注ぐよう助言し、免許・資格については、キャリア形成のためにも自己実現のステップとしても重要であり、必ず取得するよう指導している。就職が決まらない学生に対しては、事務室の就職部と緊密に連携をとり、学生の能力や適性と希望に応じた個別指導を行っている。

就職部は、就職ガイダンス、求人先開拓、応募受付、情報や資料の収集・整理・提供し、令和3（2021）年度は、求人内容や手続き等の問い合わせに電話やメールで受けるほか、オンライン会議システム「Zoom」を利用した模擬面接や就職相談にも応じ学生支援の身近な窓口となっている。

就職インフォメーションエリアは様々な就職情報を提供する場であり、一般企業、公務員、免許・資格に関連する企業や施設の概要等、さらに、給食受託会社、集団給食施設、病院、保育所、幼稚園、認定こども園、福祉施設等の詳細な情報、並びに、過去に本学卒業生が受験した就職試験の報告書等を揃えている。掲示板には求人情報をリアルタイムで掲示しており、その求人カードに企業名、事業内容、職種、書類提出期限、自由応募、学校推薦、企業ホームページの二次元コード等、様々な情報を掲載している。また、情報検索や求人サイトからの情報収集等に利用できるコンピュータを設置しており、リクナビ、マイナビ、ディスコ等の就職情報サイトを紹介している。

さらに、就職支援ポータルサイトには校内Web求人票検索システムがあり、求人情報を迅速に提供するとともに就職セミナーや企業説明会のほか、採用試験日程等、様々な情報も提供している。学生は、コロナ禍での自宅学習期間中もスマートフォンや自宅パソコンにより就職情報を的確に得ることができる。

就職試験に関して、試験や面接内容に関する情報を提供し、試験終了後には情報収集を行い、それらの結果を検討し、学科ごとの特性、専門性を生かす就職指導に活用している。

就職決定状況については、順次「校内事務システム」に入力して関係教員が閲覧できる状態にある。各学科において、職種別に分析・検討し、学科会議に報告され、次年度の就職ガイダンスや基礎科目のキャリア教育等に活用されている。

栄養士、幼稚園教諭、保育士等は免許・資格の特性と専門性を生かし、栄養士は給食受託会社や保育所、福祉施設、食品会社等、幼稚園教諭は幼稚園、保育士は保育所が多く、認定こども園、知的障がい児施設、児童養護施設等にも就職している。

過去3年間の免許・資格の取得者数及び就職状況は次のとおりである。

免許・資格取得者数

年 度	食 物 栄 養 科				保 育 科		
	卒業者	栄養士	栄養教諭	健康 管理士	卒業者	幼稚園 教諭	保育士
令和元(2019) 年度	110 人	102 人	11 人	15 人	114 人	106 人	108 人
令和2(2020) 年度	92 人	86 人	14 人	18 人	94 人	89 人	88 人
令和3(2021) 年度	94 人	86 人	10 人	13 人	74 人	69 人	70 人

就職状況 食物栄養科

年 度	卒業者数	就職希望者数	就職決定者数	就 職 率
令和元(2019) 年度	110人	99人	90人	90.9%
令和2(2020) 年度	92人	81人	77人	95.1%
令和3(2021) 年度	94人	84人	79人	94.0%

食物栄養科 内訳

年 度	栄 養 士	栄養教諭	一般企業等
令和元(2019) 年度	67 人	1 人	22 人
令和2(2020) 年度	65 人	0 人	12 人
令和3(2021) 年度	67 人	0 人	12 人

就職状況 保育科

年 度	卒業者数	就職希望者数	就職決定者数	就 職 率
令和元(2019) 年度	114人	109人	108人	99.1%
令和2(2020) 年度	94人	87人	87人	100.0%
令和3(2021) 年度	74人	72人	72人	100.0%

保育科 内訳

年 度	幼稚園教諭	保 育 士	幼稚園教諭・保育士	一般企業等
令和元(2019) 年度	24 人	50 人	24 人	10 人
令和2(2020) 年度	28 人	28 人	27 人	4 人
令和3(2021) 年度	6 人	31 人	30 人	5 人

進学指導については、教務部教員が担当し、1年次前期から受験に係る教科の選択などの指導を始め、2年次開始時から様々な資料、情報を提供している。

過去3年間の進学先は次のとおりである。

食物栄養科

年 度	進 学 先	進学者
令和元(2019)年度	International Language Academy of Canada, Toronto	2人
	光塩学園調理製菓専門学校 調理科	1人
令和2(2020)年度	藤女子大学 人間生活学部 食物栄養学科	1人
	札幌保健医療大学 保健医療学部 栄養学科	1人
	北翔大学 教育文化学部 教育学科	1人
	聖徳大学 通信教育部 社会福祉学科 養護教諭コース	1人
	光塩学園調理製菓専門学校 調理科	2人
	光塩学園調理製菓専門学校 製菓衛生師科	1人
令和3(2021)年度	札幌保健医療大学 保健医療学部 栄養学科	3人

保育科

年 度	進 学 先	進学者
令和元(2019)年度	奈良市立看護専門学校 看護学科	1人
令和2(2020)年度	札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校	1人
令和3(2021)年度		0人

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

大学にとって入学生の確保は重要な課題であり、本学の情報は、学校案内 2022 年度、「2022 学生募集要項」、「ホームページ情報公開」、進学雑誌、進学相談会、キャンパス見学会、広告等によって提供している。しかし、現在は情報化社会であり、現代の若者に受け入れられる多様な媒体を使って社会に広く認識してもらうことも大切である。

入学前には、本学の専門領域の基礎に不安を抱える入学予定者に対して「入学前無料レッスン」を実施している。大学生活の一端に触れ、入学後の学生生活に向けて学習意欲を喚起する一助になっている。

入学後、基礎学力不足、遅刻や欠席、予習・復習への理解不足、アルバイトによる学習時間の不足等から、当初の目的や学習意欲を失う学生も見受けられる。大学の役割と大学生としての在り方、社会の期待等について学生に自覚させ、併せて、卒業、免許・資格の取得、就職に向けて学習意欲を高めるよう指導することが必要である。学生生活を側面から補うADシステムの活用も有効である。

学生にとって自主的な学習の拠点として図書館の果たすべき役割は重要であり、利用を勧めるとともに、授業での活用や課題など自主的な学習・協調学習の場として一層の充実を図っていく必要がある。

学生個々の資質を向上させ、学生に自信を持たせることが大切であり、社会情勢やその要請、採用状況を把握させ、最新の情報を提供することも必要である。キャリア教育の充実を図り、個々の学生との面談を通して社会における専門職の有用性を理解させると同時に、就職への意識を喚起しなければならない。コロナ禍における厳しい就職活動の状況下では、就職が困難と思われる学生に対して、早期に教職員が情報を共有し適切な支援計画を検討していく事が課題となる。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

学生の保護者に学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」の前半部分「キャンパスガイド」を送付している。本学の教育活動を明確に示しており、保護者と意識を共有する上で大変有効である。また、学生生活を側面から支える本学独自のシステムとしてADがある。

学内には「食文化の館」や「KOEN GAKUEN MEMORIAL LIBRARY」、ギャラリーがあり、多くの絵画や「意心帰」「早春賦」「佐保山姫」の彫像等、評価の高い美術品を揃えており、情操教育に配慮している。

本学では開学以来、健康で健全な学生生活を送り、学業に専念できるよう栄養バランスに配慮した給食を提供している。この様に情操教育と健全な食生活に配慮している。

学園はフランスや香港、フィンランドの教育施設と姉妹校提携あるいは国際協力協定書を取り交わしており、その教師が光塩学園を訪れた際には特別講座を開催している。海外研修旅行とともに学生の視野を広げ、国際感覚を培う上で良い体験となっている。

学生への経済支援として、本学独自の返還義務のない各種の奨学金がある。成績優秀・学習意欲の高い入学者に給付する奨学金、並びに光塩学園卒業生の子及び在学生関係者に対する学納金減免制度等は学生支援の上から特筆に値する。

令和2（2020）年度および令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言の発令等により、課題やオンライン授業による遠隔授業を実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、遠隔授業により、自宅で安心して受講できる体制を整え、減少時には対面授業を行った。対面授業期間中も、学科・学年ごとに、週1日オンライン授業日を設定する等、学生の安全と学修機会の確保に努めた。

学位記授与式については、学科ごとに時間差で実施するとともに、出席保護者の人数制限、来賓等への案内中止、次第の精選等の万全の対策の上、小規模、短時間での実施となった。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画実施状況

入学者の受け入れ方針はアドミッション・ポリシーとして求める人材像を表明している。それに基づいて推薦・一般・社会人選抜を実施しているが、安定的な入学者の確保

に向け、工夫・改善に努めていく必要がある。今後も18歳人口の減少が続き、大学全入時代を迎え、高等学校間の格差等もあり、学生の資質に多様性が生じてくる傾向は避けることはできない。基礎科目においては学力を補完する補習教育を実施するとともに、学生の興味、関心、教育環境等を点検し、今後の専門教育に反映させる方法について検討を重ねる必要がある。

本学は学則並びにカリキュラム・ポリシーに従い、免許・資格取得を目的に編成されている。栄養士、栄養教諭、保育士、幼稚園教諭の養成施設であり、職業人養成の実績を示し、より高度な知識、技術、実践力、応用力を身に付けられるよう、併せて、時代の変遷や社会の要請に応ずる教育課程となるよう工夫・改善を進めている。

学位授与の方針は、学則並びにディプロマ・ポリシーとして示し、その前提となる学習成果にも対応している。卒業生は学位を授与されるにふさわしい人物として各学科の教員全員の共通認識が得られている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神、教育理念、教育目的・目標に従い、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、学習成果並びにその査定手法を定めている。

しかし、今後も18歳人口の減少が続き、大学全入時代を迎え、学生の資質に多様性が高くなる傾向は避けることはできない。本学へも基礎学力、意欲不足の学生が入学する傾向は今後ますます強まると予想される。

入学後、遅刻、欠席が多くなり、予習・復習への取り組み姿勢の不足から学習意欲を失う学生、また、家庭の経済状況から勉学、進路等に悩みを抱える学生も多くみられる。

個々の学生生活の実態を把握し、学生の個性を尊重しきめ細かな指導を行い、免許・資格の取得、卒業、就職に向けて学習意欲を高めるよう指導に当たり、併せて、時代の変遷や要請に伴い、大学の役割と大学生の在り方、社会の期待等について自覚させ、自信をもって勉学に取り組ませる必要がある。

教科担当教員は、学生による授業評価の結果を授業の改善・工夫に活用し、必要な課題を探りながら学習成果を高める指導を心掛けている。

学生便覧「2021 キャンパスガイド・シラバス」に学生生活と勉学の心得等を詳細に掲載しているが、理解しても行動を伴わない学生もあり、分かりやすい記載と効果的な学生指導を心掛けなくてはならない。

大学も時代と社会の要請に沿い、3つのポリシー・学科の教育目的・目標の検討・改編、カリキュラムの工夫・改善を検討していかなくてはならない。

学習成果の査定結果は量的データ、質的データとして表されるが、人物主体の質的データは客観性に欠ける面があり、妥当な評価となるよう数値化のための手段を検討する必要がある。

履修カルテとポートフォリオのより効果的な活用が望まれ、併せて、FD活動をさらに活性化しなければならない。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 5 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表」

<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>

提出資料-規程集

- 2 学校法人光塩学園組織規程
- 3 学校法人光塩学園事務分掌規程
- 18 光塩学園女子短期大学海外研修委員会規程
- 23 光塩学園女子短期大学不正行為防止対策委員会に関する要項
- 25 光塩学園女子短期大学公的研究活動における不正行為への対応等に関する要項
- 32 光塩学園女子短期大学 SD 検討部会要項
- 33 光塩学園女子短期大学部長会内規
- 39 学校法人光塩学園就業規則
- 40 学校法人光塩学園短時間勤務者就業規則
- 43 光塩学園女子短期大学特任教授に関する規定
- 44 光塩学園女子短期大学教職員の勤務時間等に関する内規
- 45 学校法人光塩学園育児休業規程
- 46 学校法人光塩学園介護休業規程
- 49 学校法人光塩学園非常勤講師に関する規程
- 57 学校法人光塩学園旅費支給規程
- 70 光塩学園女子短期大学学科長選考規程
- 72 光塩学園女子短期大学教員の資格及び業績審査程
- 90 光塩学園女子短期大学教育職員の研修日についての内規
- 94 光塩学園女子短期大学教育職員個人研究費取扱要領
- 99 光塩学園女子短期大学公的研究費等の管理・監査のガイドライン
- 100 光塩学園女子短期大学における研究者の行動規範
- 101 光塩学園女子短期大学公的研究費等に係る管理等に関する要項
- 105 学校法人光塩学園教職員国内外研修規程
- 106 光塩学園女子短期大学 FD 委員会規程

備付資料

- 28 教員個人調書 [様式 21] (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)
- 29 教育研究業績書 [様式 22] (平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度)
- 30 非常勤教員一覧表 [様式 23]
- 31 光塩学園女子短期大学紀要第 15 号 (平成 31 (2019) 年)

- 32 光塩学園女子短期大学紀要第 16 号（令和 3（2021）年）
- 33 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）
- 34 F D・S D研修（令和元（2019）年度）
- 35 F D・S D研修（令和 2（2020）年度）
- 36 F D・S D研修（令和 3（2021）年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は食物栄養科及び保育科の 2 学科からなり、教職員免許法、栄養士法施行規則、児童福祉法施行規則の定める授業科目を基礎として教育課程を編成し、各学科の特性に応じて教員組織を編成している。

専任教員は、理事長（教授）、学長（教授）、教授 7 人、准教授 4 人、講師 7 人、助教 2 人の 22 人であり、「短期大学設置基準」を満たしている。

それぞれの学科には「光塩学園女子短期大学学科長選考規程（提出規程集 70）」に基づき学科長を配置している。また、学長は学科長補佐を指名している。

専任教員表と配置内訳は次の表のとおりである。

専任教員表

令和3（2021）年5月1日現在

学 科 等 名	専 任 教 員 数					設置基準 で定める 教員数[イ]	短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数 [ロ]	設置基準 で定める 教授数	助 手	非 常 勤 教 員	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
食物栄養科	4	3	1	2	10	5		2	2	15	家政関係
保 育 科	5	1	6	0	12	8		3	0	26	教育学関係
小 計	9	4	7	2	22	13		5	2		
〔その他の 組織等〕											
短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 [ロ]							4	2			
合 計	9	4	7	2	22	17		7	2	41	

配置内訳

令和3（2021）年5月1日現在

食 物 栄 養 科		保 育 科	
教 授	嶋原 正世（学長）	教 授	南部ユンティアンしず子（理事長）
教 授	川村 文子	教 授	藤本 真奈美（学科長）
教 授	能井 さとみ	教 授	陳 省仁
教 授	布川 育子	教 授	中川 洋一
准教授	田中 ゆかり（学科長）	教 授	今 裕子
准教授	佐藤 恵（学科長補佐）	准教授	渡邊 望
准教授	山岸 和敏	講 師	磯部 ゆかり
講 師	永嶋 恵子	講 師	中村 章子（学科長補佐）
助 教	木野村 美花	講 師	盛合 直人
助 教	村山 はるか	講 師	下司 貴大
		講 師	今野 くる美
		講 師	齊藤 暁子

専任教員の職位は「短期大学設置基準」並びに「光塩学園女子短期大学教員の資格及び業績審査規程（提出規程集 72）」の定めに従い、学位、研究業績、教育実績等について教員資格審査委員会で審査の上、決定している。

なお、専任教員の学位、研究業績等は短大ホームページで公表している。

学科の専任教員は学科の特性並びに教育課程に基づき、各教員の専門分野、研究業績、経歴等を考慮して配置している。

非常勤講師の採用は、「学校法人光塩学園非常勤講師に関する規程（提出規程集 49）」

に基づき、専任教員と同様に学位、研究業績、教育実績等により選考し配置している。

食物栄養科は厚生労働省から栄養士養成施設の認可を受けており、実験、実習を必修科目とする学科の特性上、授業を補助する助手を配置している。

教員の採用は公募を原則としており、各種学会誌に掲載や必要科目に係る研究者の情報等を参考に応募者を募り、「光塩学園女子短期大学教員の資格及び業績審査規程」に定める「教員資格審査委員会」の業績審査を経て、講師を除く教授会、及び理事会での承認後、理事長が発令している。

教員の昇任についても「光塩学園女子短期大学教員の資格及び業績審査規程」に定める「教員資格審査委員会」が審査し、教授会、理事会を経て、理事長が発令する。

年齢構成は、平均年齢で教授 64.3 歳、准教授 47.0 歳、講師 49.9 歳、助教 34.0 歳である。

本学の定年は 65 歳であり、定年を迎えた教員はその年度末をもって退職する。ただし、「光塩学園女子短期大学特任教授に関する規程（提出規程集 43）」に基づき任用される特任教員については、定年規程等に関わらず更新することができる。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は学科における教育活動を行うとともに、論文発表、研究発表、芸術系では演奏会等の研究活動を進めている。

専任教員の過去 3 年間の研究成果は次のとおりである。

個々人の研究活動の状況は、本学ホームページ上で公表している。

		令和元（2019） 年度		令和2（2020） 年度		令和3（2021） 年度	
		食物 栄養科	保育科	食物 栄養科	保育科	食物 栄養科	保育科
研究 業績	著 書	2	2				
	論 文		1	1		11	7
	学会発表	14	6			3	1
	演奏会等		18		8		13
国 際 的 活 動							
社 会 的 活 動		1	2			1	4

ここ数年、本学専任教員による科学研究費補助金及び外部研究費等の申請・採択はない。

本学では「光塩学園女子短期大学教育職員個人研究費取扱要領（提出規程集 94）」及び「学校法人光塩学園旅費支給規程（提出規程集 57）」により、研究費と旅費を支給し研究活動を支援している。

本学の科学研究の社会に及ぼす影響と責任を確保するため「光塩学園女子短期大学における研究者の行動規範」を定めるとともに、文部科学省の指導に沿って「光塩学園女子短期大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（提出規程集 99）」「光塩学園女子短期大学公的研究費に係る管理等に関する要項」「光塩学園女子短期大学不正行為防止対策委員会に関する要項」「光塩学園女子短期大学公的研究活動における不正行為への対応等に関する要項（提出規程集 25）」を定め、科学研究費補助金等の外部調達資金等の適正管理に努めている。

また、専任教員の研究倫理を遵守するための取組みとして、年度当初の教授会において学長から研究倫理について説明を行うとともに、外部研究費の申請がなされた場合は総務部から研究倫理の関係規程に基づき改めて説明することになっている。

本学は2年に1回「光塩学園女子短期大学紀要」を発行し、専任教員の研究成果発表の機会を確保している。

過去3回にわたる本学紀要の発刊状況は次のとおりである。

紀要 第14号（平成29（2017）年3月31日発行）

大豆加工品を使用したレシピ検討と給食メニューへの活用・・・能井さとみ、後明祐希、田中ゆかり、伊藤めぐみ、佐藤はるか
学生の自己評価による学内給食実習の教育効果と課題・・・布川育子、能井さとみ
宗谷の食文化―次世代に伝え継ぐ宗谷の家庭料理―・・・田中ゆかり、佐藤恵、藤本真奈美
ペポカボチャ（ <i>Cucurbita pepo</i> L.）における栄養成分と食品衛生指標の分析・・・山岸和敏
幼児・保護者を対象とした食育教室の取り組み―幼児を対象とした効果的な食育教材の検討―・・・佐藤恵、藤本真奈美
食育教室の取り組みと学生ボランティアの関わり―保護者対象食育教室を通して―・・・木野村美花、能井さとみ、田中ゆかり

慢性腎臓病（CKD）合併2型糖尿病の腎機能低下の進展に及ぼす心理的な影響－自己管理を妨げる心理背景を明らかにする－・・・品田雅博
思考時の眼球運動研究の再考－注意の心内対象へのシフト及び眼球運動によるイメージの走査（操作）シミュレーションの2フェーズ過程の仮説について－・・・陳省仁、星詳子
保育・教育現場への司法面接の導入－虐待の早期発見と予防を目指して－・・・佐々木真吾

紀要 第15号（平成31（2019）年3月31日発行）

学内給食管理実習の実習回数による学生自己評価の変容に関する研究・・・布川育子、能井さとみ
栄養士養成課程学生の献立作成に関する要因・・・布川育子、能井さとみ
幼児・保護者を対象とした食育教室の取り組み－第9回・第10回幼児対象食育教室－・・・佐藤恵、佐藤由希子、藤本真奈美
短期大学における入学前教育の取り組み－食物栄養科「実験の基礎」の事例研究－・・・木野村美花、森川知佳、山岸和敏
市販PCRキットによる北海道産米の品種識別・・・森川知佳、山岸和敏
幼児の見方・考え方を生かし、遊びを深める環境構成の検討－真駒内公園などで自然や社会とのかかわる遊びを通して－・・・西博志
レプチンと骨代謝マーカー・・・橋本晃

紀要 第16号（令和4（2022）年3月31日発行）

「光塩給食」における嗜好調査から見た考察・・・能井さとみ、村山はるか、布川育子
給食実習室におけるATPふき取り検査法を用いた衛生管理に関する取り組み・・・布川育子、能井さとみ、村山はるか
女子短期大学生の調理意識に関する調査・・・田中ゆかり、永嶋恵子
コロナ禍における学生生活についてのアンケート調査・・・佐藤恵、木野村美花、盛合直人
サツマイモ由来β-アミラーゼの特性・・・菅原美奈子、山岸和敏
幼保小連携における子どもの「空間認識」「時間認識」「人間関係」の育成を中心とした保育科学生の意識調査・・・中川洋一、下司貴大
幼児における表現に関わる実践報告・・・今裕子
保育者養成施設で学ぶ学生の意識について－保育現場が保育者を目指す学生に求めること－・・・中村章子、藤本真奈美
保育者養成校のピアノ演習におけるICT活用の実践報告－遠隔授業の課題と可能性－・・・下司貴大

研究費等の過去3年間の支給実績は次のとおりである。

（単位：円）

	令和元（2019）年度		令和2（2020）年度		令和3（2021）年度	
	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科	食物栄養科	保育科
研究費	969,237	874,225	837,079	839,908	775,360	624,253
研究旅費	586,880	135,920	0	0	0	0

専任教員には個人又は複数人で使用する研究室を整備している。

「光塩学園女子短期大学教育職員の研修日についての内規（提出規程集 90）」を定め、専任教員の研究・研修等の時間を確保している。

第3条 教育職員は、毎週半日勤務場所を離れて研修及び研究を行うことができる。

2 前項の研修及び研究日は、学生の休業日または担当の授業若しくは学園の行事、会議等に支障のない日に付与するものとする。

専任教員の国内研修、国外研修に関して「学校法人光塩学園教職員国内外研修規程（提出規程集 105）」「光塩学園女子短期大学海外研修委員会規程（提出規程集 18）」に定めているが、近年実績はない。

本学における学生の海外研修旅行については、引率者として昭和 54（1979）年度から派遣している。海外研修旅行の過去 3 年間にわたる実績は次のとおりである。

年 度	月 日	訪 問 国	参加学生数
令和元（2019） 年度	11 月 22 日～11 月 27 日	フィンランド、エストニア	15 人
令和 2（2020） 年度	渡航予定地の新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		
令和 3（2021） 年度	渡航予定地の新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		

「光塩学園女子短期大学 F D 委員会規程（提出規程集 106）」を設けており、教員はその趣旨を理解し、自身の講義並びに研究及び職能開発のため、F D 研修会に積極的に参加し、その活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。F D 研修会の過去 3 年間の開催状況は次のとおりである。

年 度	開催月日	テ ー マ
令和元（2019） 年度	9 月 11 日	事件簿から学ぶ不測の事態への対応 S D と合同
	2 月 21 日	財務の現状と今後について S D と合同
令和 2（2020） 年度	9 月 22 日	オンライン授業の概要と実践について S D と合同
令和 3（2021） 年度	2 月 17 日	「I C T 教育の現状と課題」— 高等教育における授業のあり方について考える— S D と合同

専任教員並びに事務職員は、それぞれ各種委員会、部会に所属し、連携を取りながらその所管事項にかかる業務を遂行している。

また、食物栄養科と給食施設及び附属認定こども園、保育科と附属認定こども園は連携

して課題に取り組んでおり、関係する教職員それぞれが学生と積極的に関わりを持ち教育研究活動を進めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は「学校法人光塩学園組織規程（提出規程集 2）」、事務分掌は「学校法人光塩学園事務分掌規程（提出規程集 3）」で定めている。

事務長、事務次長の下に総務部、管理部、入試広報部、教務事務部、就職部の 5 部が置かれている。それぞれ部長が配置され、部長は担当する業務を適正に処理しており、責任体制は明確である。

教員以外の職員は、専任 24 名、兼任 5 名の計 29 名であり、事務職員は、担当する職務の研修会や説明会に参加し、事務を司る専門的な職能を有しており、人員は充実している。

学内の業務分担については「学校法人光塩学園事務分掌規程」を基に「光塩学園業務分担（短期大学・附属認定こども園分）」を作成し、学内に周知している。

○事務室各部の業務

総務部は総務、庶務、授業料、奨学金、災害・傷害保険、入学式、学位記授与式、同窓会、保健室・相談室管理、売店、を担当する。

管理部は校内事務システム、LAN、コンピュータ、真駒内・西岡校舎キャンパスの土地・建物の管理、施設設備の保守・管理、庭園の維持・管理、備品や美術品の管理、ピアノの調律、学内清掃、補修、駐輪場、警備・防災、防災訓練の企画・実施、廃棄物、ロッカー室、遺失物管理等を担当する。

入試広報部は学生募集に関する広報・渉外、学校案内・募集要項作成・配付、キャンパス見学会、高等学校訪問、進学相談会、入試説明会、ホームページ維持・管理、情報収集・分析、入学試験委員会、入学者選抜等を担当する。

教務事務部は学籍管理、学生証、休学・復学・退学等の届・願の受理、各種証明書の交付、授業、履修届、時間割、教室・時間割変更、出席、公欠、試験、成績集計・管理、卒業、免許・資格取得に必要な申請等を担当し、証紙自動券売機を管理する。

就職部は就職担当を兼務する AD のアドバイザーと連携し、就職ガイダンス、就職

斡旋、求人先開拓、応募受付等の就職支援、就職インフォメーションエリアの管理等を担当する。

平成18（2006）年度から「校内事務システム（入試・実習・教務・就職システム）」を導入して業務を処理する体制を整えており、また、学内にLANを敷設し、事務室には1人1台のパソコンを整備し、情報の共有化を図るなど職員の職場を整えている。

本学のネットワークは学生用と教職員用の2系統になっており、外部からの侵入に対しては統合脅威管理装置によって防止し、個々のコンピュータにはウイルス対策ソフトを組み込んでいる。

SD活動については「光塩学園女子短期大学SD検討部会要項（提出規程集32）」を定め、SD研修及び外部の各種研修会等に参加している。また、教員との情報共有の視点からFD・SD合同研修会を実施している。

SD活動の一環として過去3年間、参加した研修会の実績は次のとおりである。

年 度	開催月日	テ ー マ
令和元（2019） 年度	4月15日	平成31年度 学校基本調査の説明会
	6月14日	安全運転管理者講習
	6月21日	第1回日本私立短期大学協会北海道支部就職担当者研究協議会
	6月26日	私立大学等経常費補助金説明会
	8月2日	私立学校法の一部改正に係る説明会
	9月19日	特定建築物や給水設備等の維持管理に関する講習会
	10月1日	高等教育の修学支援新制度説明会
	10月2日	日本学生支援機構奨学金業務研修会
	10月4日	学生教育研究災害傷害保険説明会
	10月24日	教育職員免許事務担当者会議
	2月13日	日本学生支援機構奨学金業務連絡協議会
令和2（2020） 年度		（新型コロナウイルス感染症防止対策等により実施していない）
令和3（2021） 年度		（新型コロナウイルス感染症防止対策等により実施していない）

SD研修会の過去3年間の開催状況は次のとおりである。

年 度	開催月日	テ ー マ
令和元（2019） 年度	9月11日	事件簿から学ぶ不測の事態への対応 FDと合同
	2月21日	財務の現状と今後について FDと合同

令和 2 (2020) 年度	9 月 22 日	オンライン授業の概要と実践について F D と合同
令和 3 (2021) 年度	2 月 17 日	「I C T 教育の現状と課題」— 高等教育における授業のあり方について考える— F D と合同

事務組織として十分な力を発揮するには、部署相互の連携や業務の改善・合理化とともに、教員と密接に連携を図っている。また、毎週行っている事務室の部長打合せや理事長の下で開催される定例の部長会議で日常的な業務の見直しや、事務処理の点検について行っている。

事務職員はそれぞれの部署で担当する業務に務めると同時に関連する委員会に所属し、教員と連携し直接学生の支援にかかわる業務を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業にかかわる規程は法人本部と短期大学総務部が連携して整備している。

人事、服務、勤務、給与、賞罰、安全及び衛生等については「学校法人光塩学園就業規則（提出規程集 39）」で定めている。

就業規則

第 26 条 教職員の勤務時間は、1 年の変形労働時間制をとり（起算日を毎年 4 月 1 日とする）、特定の日が 10 時間を超えないこと、特定の週が 52 時間を超えないようにして、1 年を平均し、1 週間の勤務時間を（休憩時間を除く。以下同じ）40 時間とする。

3 始業、終業の時刻は、通常の日は、次のとおりとする。

始業 午前 8 時 45 分 終業 午後 5 時 30 分

4 所属長は、業務上必要がある場合、前項の始業、終業の時刻を変更することができる。その場合、緊急の場合を除き当該月の前月の終わりまでに当該教職員にその旨を周知せしめるものとする。

教職員の所定労働時間、始業・終業時刻及び休憩時間、時間外勤務、教育職員の特例、出勤の記録簿等については「光塩学園女子短期大学教職員の勤務時間等に関する内規（提出規程集 44）」で定めている。

その概要は、勤務態様が標準の教職員の勤務時間は 8 : 45 ~ 17 : 30 とし、休憩時間は 45 分とする。さらに、勤務態様に応じて就業規定に定めるもののほか、事務室勤務の職員に

については6通り、集団給食研究室及び調理学研究室勤務の職員は11通り、図書館勤務の職員は1通り、附属認定こども園の教職員については5通りの勤務時間帯を定めている。

教職員の就業は「出出勤機器（テレタイム）」によって管理されている。出出勤時に職員証を出出勤機器に打刻することにより勤務状況並びに外勤や残業状況が記録される。

なお、育児休業、介護休業、短時間勤務者については「学校法人光塩学園育児休業規程（提出規程集45）」「学校法人光塩学園介護休業規程（提出規程集46）」「学校法人光塩学園短時間勤務者就業規則（提出規程集40）」にそれぞれ定めている。

学校法人並びに短期大学に関わる諸規程については、教職員が一堂に会する年度初めの全体集会において、理事長、学長、法人本部から学園の目標、教育方針、運営方針等とともに説明されている。教職員の就業に関する諸規定は、「規程類集」として事務室内に整備配架されており、教職員は自由に閲覧できるようになっており、教職員の就業は、これらの規定に基づき適正に管理している。また、ネットワーク等を利用して必要に応じて閲覧可能である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員、事務職員ともに相互の連携を密接にし、学生支援の充実を図らなければならない。

教員と事務職員との情報共有の観点からFD・SD合同研修会を実施し、教職員全員が参加しているが、さらに教職員個々の業務の特性に応じて研修を進めていく必要がある。

専任教員は日常の教育活動や学務関係業務を行い研究活動を進めている。専任教員には週1回半日の研修日が認められているが、教員の学内担当分野により多忙な教員は、研修日が取れない状態であることから、教員間の負担の軽重、研究時間や研究資材の確保の実態を点検し、研究活動をより推進させなければならない。

教職員は「学校法人光塩学園就業規則」「光塩学園短期大学教職員の勤務時間等に関する内規」に基づく勤務時間によって業務を進めているが、時期によっては業務量が増加する場合もある。部署間の連携を強めるとともに、事務処理能力の向上、人材の育成に努めていかなくてはならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

ありません。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出書類

指定資料なし

提出資料-規程集

26 光塩学園女子短期大学附属南部記念図書館管理規程

29 光塩学園女子短期大学附属南部記念図書館資料の廃棄に関する内規

30 光塩学園女子短期大学及び同附属認定こども園防火管理規程

61 学校法人光塩学園経理規程

63 学校法人光塩学園固定資産及び物品管理規程

備付資料

37 建物配置図・平面図等

38 建物配置図・平面図等

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学には真駒内キャンパスと西岡キャンパス、さらに南に位置する真駒内グラウンドがある。両キャンパスともに、昭和42（1967）年度の短期大学開学時から使用されてきた。

真駒内キャンパスにはかつて1号館と2号館があり、2号館（新館と改称）は、昭和48（1973）年度の改築を経て平成5（1993）年度に6階建ての校舎に建て替えられ、1号館（本館と改称）は平成18（2006）年度に最新の耐震構造をそなえた8階建ての校舎に新築された。その際、校舎全体が改めて整備された。

西岡キャンパスには校舎とグラウンドがあり、校舎は昭和62（1987）年度に4階建ての校舎に建て替えられた。

校地は14,494㎡、校舎は12,854㎡あり、ともに「短期大学設置基準」を充足している。

真駒内キャンパスには8階建ての校舎と棟続きの附属認定こども園の園舎、3階建ての南部記念図書館がある。前庭には安田侃作の「意心帰」が置かれ、桜、梅、藤棚が植えられ、附属認定こども園の広場がある。

難聴等の障がい者に対する授業では、デジタルワイヤレス補聴援助システムのワイヤレスマイクロホン送受信機が装備されており、受講者等が使用できる。また、校地から校舎建物の出入口には車いす等使用のためのスロープを有し、1階には手すり付きの多目的トイレ等を設置し、障がい者に対応している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室の機器、備品については次のとおり整備している。

真駒内校舎の地下1階には、集団給食研究室、集団給食室、学生食堂、売店、調理学研究室、調理学実習室Ⅰ・Ⅱ、給食実習室、給食実習食堂、こども園給食研究室、こども園給食室、食物栄養科ロッカー室がある。

集団給食室と学生食堂は本学の特色の一つである給食を提供する施設である。集団給食室は各種給食機器を揃え、集団給食の献立作成と調理実務の場とし、常時、管理栄養士、栄養士、調理師の下で給食を提供している。

調理学実習室Ⅰはガスを、調理学実習室ⅡはIHを熱源とし、さらに真空調理器等を設置し、新しい調理の技法やシステムを学ぶことができる。また、給食実習室と給食実習食堂では学生が献立を計画、試作、大量調理し、検食できる施設である。

	部屋名	座席数	備 品 設 備 等
地 下	学生食堂	座席数225	マイク、ワイヤレスマイク、カセットテープレコーダー、コピー機
	給食実習食堂	座席数138	
	調理学実習室Ⅰ	座席数60	マイク、ワイヤレスマイク、回転カメラ、テレビ
	調理学実習室Ⅱ	座席数48	マイク、ワイヤレスマイク、回転カメラ、テレビ

1階には、学生玄関、学生ホール、正面玄関、事務室、講師控室、ロビー、就職インフォメーション、第2小会議室がある。学生玄関には学園を創設された南部高治・明子両先生の銅像が設置されており、学生ホールには、かつて本学の教授であった本郷新作の彫像「早春賦」を展示している。

2階には、大会議室、第1小会議室、保健室、相談室、実験準備室、実験室、ホール、MEMORIAL LIBRARY、食文化の館があり、こども園に続いている。実験室には最新の食品加工や栄養分析の機器を揃えており、MEMORIAL LIBRARY には、本学のこれまでの歩みを記した学生便覧や授業概要、紀要、歴代の制服、写真等を展示している。

2 F	実験室	座席数60	マイク、ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、プロジェクター、スクリーン
--------	-----	-------	------------------------------------

3階には、講堂（体育館）、フリースペース、ホール、保育科ロッカー室、光友会室、301教室、302教室、303教室、304教室、305教室がある。講堂は体育館を兼ねており、入学

式等の式典やイベント、体育や表現の授業等に使用し、適切な面積を有している。その後部にあるフリースペースにはエアロバイクやエアロミル、エアロクライム等のフィットネスマシン、卓球台、自動体外式除細動器（AED）を設置している。

3 F	講堂・体育館	収容定員 800	マイク、ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、 グランドピアノ、回転カメラ、暗幕
	301教室	座席数79	マイク、ワイヤレスマイク、ピアノ
	302教室	座席数60	マイク、ワイヤレスマイク
	303教室	座席数60	マイク、ワイヤレスマイク、ピアノ
	304教室	座席数67	マイク、ワイヤレスマイク、ピアノ
	305教室	座席数82	マイク、ワイヤレスマイク、ピアノ

4階には、401教室、402教室、子どもシアター、ギャラリー、音楽教室1、音楽教室2・3・4・5・6・7・8、ピアノレッスン室10室がある。子どもシアターは園児や子ども達への読み聞かせ学習と人形劇や紙芝居のできる施設であり、ギャラリーには本学ゆかりの先生方の絵画を展示している。

4 F	401教室	座席数60	ワイヤレスマイク、スクリーン
	402教室	座席数100	マイク、ワイヤレスマイク、ピアノ、 スクリーン
	子どもシアター	座席数 園児110	ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、CD、 MD、プロジェクター、スクリーン、暗幕
	音楽教室1	座席数120	ピアノ
	音楽教室 2・3・4・5 ・6・7・8	座席数 各8	ピアノ

5階には、栄養指導実習室、パソコンルーム、ホール、501教室、502教室がある。栄養指導実習室やパソコンルームでは、多様なメディアを利用する授業を行っている。501教室は階段教室で、後部は6階ロビーとつながり、映像・音響施設をそなえ、オリエンテーションや講演会に利用されている。

5 F	栄養指導実習室	座席数60	パソコン、ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、 CD、MD、プロジェクター、スクリーン、 暗幕、固定カメラ、カラー複合機
	パソコンルーム	座席数54	パソコン、ワイヤレスマイク、スクリーン、 カラー複合機

	501教室	座席数429	マイク、ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、LD、16mm映写機、カセットテープレコーダー、プロジェクター、OHP、スクリーン、暗幕、回転カメラ、テレビ
	502教室	座席数175	マイク、ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、LD、テレビ、カセットテープレコーダー、OHP、ピアノ、エレクトーン、スクリーン

6階には、造形作品の製作や乳児の沐浴等の設備をそなえた造形室・保育実習室がある。

6 F	造形室・保育実習室	座席数67	ワイヤレスマイク、ビデオ、テレビ、回転カメラ、沐浴実習人形、沐浴用バス、洗濯乾燥機
--------	-----------	-------	---

7階には、701教室と資料室がある。資料室には開学以降の資料がある。

7 F	701教室	座席数84	ワイヤレスマイク、スクリーン、ピアノ
--------	-------	-------	--------------------

8階には、半円形の801教室（小ホール）があり、IH調理器や冷蔵庫、調理台を揃えた多機能教卓をそなえ、授業や講演、各種デモンストレーションに使用されている。

8 F	801教室	座席数164	ワイヤレスマイク、ビデオ、DVD、テレビ、プロジェクター、暗幕、回転カメラ
--------	-------	--------	---------------------------------------

移動用情報・視聴覚機器として、ビデオ・DVD・テレビセット2台、電子黒板6台、プロジェクター5台、CD・カセットテープレコーダー2台、ビデオカメラ1台、書画カメラ3台、スクリーン4台を用意しており、必要に応じて各教室に移動して利用できる。
西岡キャンパスには4階建ての校舎とグラウンドがある。

1階には、学生玄関とエントランスホール、ロッカールームがあり、グラウンドに続く玄関がある。

2階には、正面玄関とエントランスホール、厨房、食堂、201教室がある。

食堂 座席数72

201教室 座席数108 マイク

3階には、教務室と301教室、302教室、303教室がある。

301教室 座席数81 マイク、ワイヤレスマイク

302教室 座席数45

303教室 座席数90 マイク、ワイヤレスマイク

4 階には 401 教室がある。

401 教室 座席数 180 マイク、ワイヤレスマイク、ビデオ、テレビ、ピアノ

現在、西岡キャンパスと真駒内グラウンドは使用せず、全ての授業を真駒内キャンパスで行っている。

図書館は昭和 58（1983）年度に地下 1 階、地上 3 階建ての建物として新築され、学園創設者である南部高治・明子両先生の姓を冠し、南部記念図書館と命名されている。延べ床面積 1,074m²、閲覧座席数 108 席であり適切な面積を有している。

地下 1 階に閲覧室、書架、アクティブ・ラーニングコーナー、倉庫、1 階に玄関、ホール、受付・事務室、閲覧室、書架、学習支援・相談コーナー、2 階にホール、閲覧室、書架がある。1 階に図書検索コンピュータ 1 台、カラーコピー機兼プリンター 1 台、2 階に子どもコーナーがあり、図書検索コンピュータ 1 台を設置している。

購入図書の選定や廃棄等については「光塩学園女子短期大学附属南部記念図書館管理規程（提出規程集 26）」「光塩学園女子短期大学附属南部記念図書館資料の廃棄に関する内規（提出規程集 29）」として整備している。資料的価値の低下した蔵書の除籍・廃棄を進め、資料の更新に努めている。

参考図書は約 4,000 冊であり、1 階と地下 1 階の閲覧室の書架に配架している。

一般図書は約 43,000 冊で、1 階の書架に心理学、芸術、文学及び外国語図書等、2 階の書架に食物栄養科と保育科の専門図書、社会科学、自然科学、絵本及び児童書等、地下の書架に収蔵後一定期間を経過した比較的古い図書と北海道関係図書を配架している。

3 階にホールとシアタールームがある。シアタールームには映像機器や音響設備を整え、グランドピアノを設置し、映画の上映や映像セミナー、講演会、発表会、ミニコンサート等に使用されている。明るく落ち着いた雰囲気、楽しく利用できるよう配慮されている。

地下 1 階閲覧室 閲覧座席数 20

1 階閲覧室 閲覧座席数 36

2 階閲覧室 閲覧座席数 52

シアタールーム 座席数 62 マイク、ワイヤレスマイク、プロジェクター、スクリーン、グランドピアノ

図書館は学生の学習や課題研究、教員の研究のため必要な情報を提供しており、ホームページを通して施設の紹介や利用案内、新着図書の情報も発信している。

専門分野の図書購入については、食物栄養科、保育科それぞれの専任教員が選定した図書を定期的に購入している。また司書と図書委員会で話題図書を選定し、さらに、学生から「リクエスト図書」として購入希望図書を募り、それぞれ購入している。

蔵書数の過去 3 年間の実績は次のとおりである。

年 度	和 書	洋 書	学術雑誌	A V 資料
令和元 (2019) 年度	46,036 冊	717 冊	57 種	1,075 点
令和 2 (2020) 年度	46,434 冊	725 冊	58 種	1,065 点

令和 3 (2021) 年度	46,815 冊	733 冊	58 種	1,092 点
-------------------	----------	-------	------	---------

館内でノート型パソコンの貸し出しを行っており、インターネットのウェブページ閲覧、情報収集、レポート作成、DVDやCDの視聴等に利用できる。教職員へのOPAC（検索）機能の提供をするためのサイトを開設した。

学生の図書離れが進んでおり、図書館に馴染んでもらうため、ADごとに図書館見学ツアーを実施している。また、地域に開かれた図書館として、附属認定こども園の保護者、卒業生、週2回地域の一般住民にも開放している。

入館者数の過去3年間の実績は次のとおりである。

年 度	学 内 利 用 者		学 外 利 用 者			合 計
	学 生	教 職 員	卒 業 生	こども園 保護者	一 般	
令和元 (2019) 年度	5,355 人	210 人	3 人	112 人	199 人	5,879 人
令和 2 (2020) 年度	1,374 人	179 人	1 人	18 人	63 人	1,635 人
令和 3 (2021) 年度	887 人	195 人	1 人	0 人	68 人	1,152 人

貸し出し状況の過去3年間の実績は次のとおりである。

年 度	学 内 利 用 者			学 外 利 用 者			総 貸出数
	学 生	教 職 員		卒 業 生	こども園 保護者	一 般	
	図書・雑誌	図書・雑誌	A V 資料	図書・雑誌	図書・雑誌	図書・雑誌	
令和元 (2019) 年度	1,414 冊	389 冊	36 点	0 冊	367 冊	439 冊	2,645 冊・点
	642 人	186 人	24 人	0 人	82 人	194 人	1,128 人
令和 2 (2020) 年度	474 冊	332 冊	100 点	0 冊	58 冊	134 冊	1,098 冊・点
	209 人	122 人	38 人	0 人	12 人	63 人	444 人

令和 3 (2021) 年度	285 冊	385 冊	68 点	1 冊	0 冊	161 冊	900 冊・点
	143 人	158 人	37 人	1 人	0 人	61 人	400 人

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

真駒内校舎の教育施設・設備、情報機器は平成18（2006）年度の新築工事の際に整備し直した。

「学校法人光塩学園経理規程（提出規程集61）」「学校法人光塩学園固定資産及び物品管理規程（提出規程集63）」に基づき、管理部において本学の固定資産並びに施設設備の管理をしている。本学の施設設備の安全管理については「建築基準法」「消防法」「ビル管理法」等に規定された定期点検・整備を行い、エレベーターの点検は「建築基準法」に、電気設備の点検は「電気事業法」にそれぞれ基づいて適正に実施している。

防火に関しては、全館禁煙としており、消火栓と防火シャッターを設置し、各所に消火器を配置している。また、防災対策として例年「光塩学園女子短期大学及び同附属認定こども園防火管理規程（提出規程集30）」に基づき、年2回、自衛消防訓練を行っている。学生を避難場所へ誘導し、消火器の操作方法、消防署への通報訓練等を実施している。また、学内に防災装備品並びに非常時の食糧、水を備蓄している。令和3（2021）年度は、消防訓練について消防署に相談し、新型コロナウイルス感染予防のため学生に対しては、オンライン授業及び対面授業で「災害時対応の手引き（プリント）」を使い指導を実施し、教職員は、避難経路・消火器位置図と消火器の使い方（プリント）を配付して避難及び消火訓練を実施した。

自動体外式除細動器（AED）は3階講堂に設置し、救急救命活動の一環として教職員、学生に周知されている。

附属認定こども園園児と学生の安全を確保するため、正門に警備員を配置し、来学者に入校許可証を貸与しており、学内に無関係な者や突発的な不審者の侵入防止、防犯に努めている。

校舎は耐震構造であり、防災、防犯及び基本的な危機管理体制を整備している。学外者が多数来学する入学式や学位記授与式の際には、耐震構造の建築物である旨、地震や火災等の発生時には避難経路に沿って誘導する旨を説明し、危機管理と安全に配慮している。

校舎の清掃は専門業者に委託し、教室、廊下、階段、トイレを毎日清掃しており、衛生環境に配慮し、感染防止のため玄関並びに講堂、各階の教室で入口にはアルコール等手指消毒剤を置いている。また、ゴミの分別、紙資源の無駄の排除、省エネルギー、省資源対策を心がけるよう啓発している。

本学では各業務をコンピュータによって処理する「校内事務システム」を導入し、また、LANを敷設して情報の共有化を図っており、外部からの脅威には統合脅威管理装置によって防止している。

管理部は常時、整備した管理体制が適切に機能するよう確認・点検し、安全に努めている。

平成27（2015）年4月から、地球環境保全に配慮した「フロン排出抑制法」が全面施行されたため、業務用冷凍冷蔵庫及びエアコン等のフロン類使用機器について、業者による委託点検並びに職員による点検を四半期ごとに1回以上実施している。

平成30（2018）年度には西側校舎（新館）と図書館、令和2（2020）年度には北側校舎（本館）の照明をLED化し、令和元年には隣接地境界敷地内のコンクリートブロック塀の改修工事及びネットフェンスを設置した。また、アスベスト対策工事として同年度に南部記念図書館煙突改修工事を実施した。令和3（2021）年度は、南部記念図書館の1階・2階系統エアコン更新工事を実施した。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校舎は耐震構造であり、防災、防犯等に必要とされる基本的な危機管理体制を整えており、「光塩学園女子短期大学及び同附属認定こども園防火管理規程」に従い、教職員及び全学生を対象とした自衛消防訓練を毎年実施している。

附属認定こども園の園舎と短期大学の校舎はつながっているため、例年、合同の防火・避難訓練を実施していたが、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、それぞれで訓練を行った。今後、コロナ禍での防災訓練のあり方が課題である。

「校内事務システム」、学内LANシステムのセキュリティ対策には統合脅威管理装置をそなえているが、個人情報が多いことから特段の配慮が必要であり、機器の更新を含めて検討しなければならない。また、学内関係者並びに学生全員に省エネルギー・省資源の意識を啓発していくことも必要である。

さらに西岡キャンパスと真駒内グラウンドの有用な活用法を検討しなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

本学の固定資産並びに施設設備は「建築基準法」「消防法」及び「学校法人光塩学園経理規程」「学校法人光塩学園固定資産及び物品管理規程」等に基づいて適正に維持し、管理されている。

図書館は図書、資料の充実を図り、図書の閲覧、貸し出し等に加えて情報の収集、提供に努め、学生から魅力ある施設として認識されるよう工夫している。グローバルな人材育成のため外国語の書架を設けており、建学の精神を踏まえた人間形成に役立つ図書、各種映像教材を導入し、教養教育の充実を図っている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

指定資料なし

備付資料

39 学内LANの敷設状況

40 無線AP配置図

41 栄養指導実習室配置図

42 パソコンルーム配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

両学科の基礎科目に1年次の必修科目として情報処理を開設し、ワード・エクセルの基本操作やパワーポイント等を利用した授業も行っており、学生のスキルをさらに高めるための教育課程編成・実施の方針に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員にも提供しており、学生は自由に基本操作の習熟に努めており、食物栄養科では栄養計算や情報検索技術、パワーポイントの活用、保育科では幼稚園や保育所の園だよりや資料作成等の習得に利用している。

「校内事務システム」やサーバー、学内LANについては専門業者と保守契約を結び常時点検をし、適切な状態を保持している。コンピュータ、ソフトウェアは経年劣化や使用状況を考慮した上で更新を進めており、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

「校内事務システム」は、入学に係る広報活動、入学者選抜に関する業務、学生の修学、学籍、履修登録、出席集計、成績管理、実習に関する業務、免許・資格取得、卒業に関する

る業務、証明書の発行業務、求人情報及び就職関係業務等、学生情報を管理するシステムである。

新型コロナウイルス感染症予防対策として学生の自宅と本学との遠隔授業を実施するためにオンライン会議システム「Zoom」を使用したオンライン授業を構築した。オンライン授業開始にあたり、「Zoom」の操作等について学生及び教職員のトレーニング研修を実施して情報技術の向上を図っている。今後も情報機器、視聴覚機器の利用が高まることが予想され、より充実を図り技術的資源の分配を常に見直し、活用をしている。

事務室に各業務をコンピュータにより処理する「校内事務システム」を導入し、教員の研究室並びに事務室に接続できるようLANを敷設整備（備付39）し、教員1人に1台コンピュータを配備し学生の学習支援を行うため、情報の共有化を図っている。

授業内容に応じて各教室に移動可能なビデオ・DVD・テレビセット2台、プロジェクター5台、電子黒板6台、CD・カセットテープレコーダー2台、ビデオカメラ1台、書画カメラ3台を用意しており、教員は何時でも利用可能であり、新しい情報技術を活用して効果的な授業を行っている。

現在、栄養指導実習室にノート型パソコン60台（備付41）、パソコンルームに54台（備付42）、就職インフォメーションエリアに4台、図書館に5台を揃え、各室にプリンターを設置している。

視聴覚機器については、501教室、502教室、栄養指導実習室、801教室（小ホール）にDVDデッキ、ビデオデッキ、プロジェクター、テレビ等を設置している。講堂、501教室、造形・保育実習室、801教室、調理学実習室Ⅰ・Ⅱの上部には回転カメラを設置している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内LANは教員の研究室並びに事務室に接続しており、事務室には「校内事務システム」を導入している。入学生、在学生の学籍、成績、学外実習情報、就職情報管理等、情報の管理を行っているが、システムへの不正な侵入が心配される。

視聴覚機器、情報機器を設置しているが、今後その利用が高まることが予想され、より充実を図る必要がある。

一方、機器の経年劣化、機器やソフトウェアの進歩もあり、継続的に機能を確認し、学生や教職員に最適な環境を確立するよう努めなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

ありません

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 15 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]
- 16 「事業活動収支計算書の概要」[書式2]
- 17 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]
- 18 「財務状況調べ」[書式4]

- 19 計算書類（資金収支～貸借対照表部分）（令和元（2019）年度）
- 20 計算書類（資金収支～貸借対照表部分）（令和2（2020）年度）
- 21 計算書類（資金収支～貸借対照表部分）（令和3（2021）年度）
- 22 学校法人光塩学園中期的な計画（2020～2026）
- 23 事業報告（令和3（2021）年度）
- 24 事業計画（令和4（2022）年度）
- 25 資金収支予算書・事業活動収支予算書（令和4（2022）年度）

提出資料規程集

- 59 学校法人光塩学園教職員人事評価規則
- 61 学校法人光塩学園経理規程
- 62 学校法人光塩学園資金の保有と運用に関する規定
- 63 学校法人光塩学園固定資産及び物品管理規程

備付資料

- 43 財産目録（令和元（2019）年）
- 44 財産目録（令和2（2020）年）
- 45 財産目録（令和3（2021）年）
- 47 KOEN PRESS 2021.9 VOL57
- 49 今日の私学財政（令和3（2021）年度）
- 50 学校法人光塩学園経営改善計画
- 77 KOEN PRESS 2019.9 VOL55
- 78 KOEN PRESS 2020.9 VOL56

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学園の活動区分資金収支計算書（提出 15）の過去 3 か年の学生納付金は入学生の減少により減少しているが令和元（2019）年度前年度繰越支払資金と令和 3（2021）年度の翌年度繰越支払資金を比較すると 62,886 千円増加している。学園の収入の 65.3%が学生生徒からの納付金であり、少子化の影響を受け、平成 29（2017）年度から資金収支及び事業活動収支の均衡が崩れ、収入が支出を下回っている。

事業活動費収支計算書（提出 16）の経常経費は 3 年間支出超過となっている。要因は、本学園の専門学校及び短期大学の学生が収容定員を満たしていないことによるものである。今後本学園の「学校法人光塩学園中期的な計画（2020～2026）」（以下「中期的な計画」という。）に基づき、全学で入学生の確保に努めていかなければならない。

貸借対照表の概要（提出 17）は、順調に推移している。令和 3（2021）年度の法人全体の決算において、貸借対照表関係比率（本学園財務比率推移）では、短期的な支払い能力を判断する指標である「流動比率」では、1519.6%であり、日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 3 年度版今日の私学財政 大学・短期大学編」（備付 49）の令和 2（2020）年度財務比率比較表・短期大学法人（以下「短大平均」という。）の全国平均 294.0%を上回っている。負債総額の総資産に対する割合を示す「総負債比率」では 4.1%であり短大平均 11.1%、長期的債務を評価する「固定負債構成比率」では 1.4%であり短大平均 6.0%、学校法人の経営を継続するために必要となる運用資産の保有状況を示す「積立率」では 102.3%であり短大平均 70.8%となっており、本法人は健全な状態である。

短期大学の事業活動収支（基本金組入前当年度収支差額）は、過去 3 年間で△165,325 千円の支出超過であり、各年度の状況は、令和元（2019）年度△31,774 千円、令和 2（2020）年度△82,604 千円、令和 3（2021）年度△50,947 千円の支出超過となっている。短期大学の収入において最も割合の大きい学生納付金は、減少傾向にあるが要因となる学生数は、入学者数及び在學生数（基礎データ様式 12）が減少している。経常費等補助金は、令和元（2019）年度の 24,249 千円より、令和 3（2021）年度 64,063 千円と大幅に増加しているが、これは高等教育修学支援制度の授業料等減免対象者の増加及び定員充足率等の改善に伴う補助金の増額によるものである。収入全体として減少傾向にある。

短期大学の財政規模は、学生納付金が法人全体に対して 56.2%（3 年間平均）、基本金組入前当年度収支差額の割合は同様に 29.7%となっており、法人全体の財政に与える影響は大きいと言える。短期大学の学生数が減少しているが、今後も本学が存続を可能とするために、学生の確保に努めるとともに収入に見合った収支構造を構築していかなければならない。法人全体での運用資産は、5,572,085 千円となっており安定的である。

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）によると、運用資産については健全に推移しており短期大学を存続可能とする財政を維持している。

教職員の退職給与引当金についても、その100%を特定預金として確保している。

資産の運用については、「学校法人光塩学園資金等の保有と運用に関する規程（提出規程集 62）」に従って適切に行っている。

教育研究経費比率は令和 3（2021）年度 42.17%であり、令和元（2019）年度 36.88%、令和 2（2020）年度 43.01%と比較すると令和 2（2020）年度と同程度に推移している。

短期大学の教育研究用の施設設備（図書費含む）は、過去 3 年間の平均は 5,012 千円（図書費平均 1,316 千円含）であり必要な費用は確保されている。また、将来必要とされる教育施設設備の充実のための資金を減価償却引当特定預金及び施設維持引当特定預金として積立を行っている。

公認会計士による監査後、監査所見が提出されるが、指摘があれば本学園として適宜対応している。短期大学では令和 3（2021）年度に提出された監査所見に指摘事項は無かった。

寄付金の募集及び学校債の発行は、行っていない。

入学定員充足率、収容定員充足率については、全学を挙げて定員充足に取り組んでいるが残念ながら両学科とも満たしていない。令和 3（2021）年度 5 月 1 日現在、入学定員 200 名に対し、150 名で入学定員充足率は 75.0%、収容定員 400 名に対し在学学生は、330 名で 82.5%となっている、短期大学では引き続き定員充足に努めなければならない。

理事長は学校法人と短期大学の財政状況を把握しており、学園並びに本学の健全な存続を可能とする財政を維持しているが、学園全体の収容定員充足率に相応した財務体質を中期的な計画に基づき構築しなければならない。今後は教職員一人ひとりの改善意識を高めるとともに遊休不動産や施設の活用について取り組んで行かなければならない。

学校法人及び短期大学では、「中期的な計画」に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、理事会の議を経て前年 3 月に決定している。3 月に決定した事業計画と予算を短期大学などに速やかに通知している。

年度予算については、「学校法人光塩学園経理規程」に基づき適正に執行している。日常的な出納業務は、担当者からの稟議書に基づき所属長、事務長を経て理事長の決裁により行われている。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、「学校法人光塩学園経理規程」、「学校法人光塩学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人光塩学園資金の保有と運用に関する規定」に基づき適切な会計処理を行い、資金出納簿等に記録し安全かつ適正に管理している。

学校法人の会計システムにより毎月本部事務長の管理のもと各種帳票が作成されてい

る。日次処理のほか、毎月月次処理が行われており、学校法人全体のデータが法人本部に集約されている。このデータを基に毎月经理科目ごとの予算執行報告書が作成され、法人本部事務長から理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は食物栄養科、保育科の 2 学科からなり、実務教育と人間教育を旨とし、過去 54 年間にわたり多くの卒業生を輩出し、社会から一定の評価を得ている。就学期間が短いという短期大学自体の特性に加えて、豊かな人間性を育む人間教育であり、併せて、各種の免許・資格を取得させ、社会で活躍できる基盤を持たせることである。その上、食物栄養科、保育科の専門分野は衣食住と教育という人間社会の根幹をなす領域であり、今後、より進行が予想される少子高齢化社会にも密接にかかわっている。

本学が持つ社会的使命を果たすため、教育研究等の目的・目標を達成しつつ、安定した大学運営の継続に努めなければならない。

通常の広報活動を維持するとともに、社会が本学に求めているニーズを正しく捉え、本学の特質、取り組み姿勢、卒業生の活躍している実態を社会に広く知らしめる方策を工夫しなければならない。また、国際交流を推進し、世界各国からの留学生受け入れを図り、地域社会との連携を強化し、社会人や主婦層、地域住民の生涯学習に応えることも重要で

ある。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、日本私立学校振興・共済事業団の「私学経営分析と改善計画」に基づき外部環境、内部環境について分析を行った。機会 (opportunity)、脅威 (threat) といった外部環境、強み (strength)、弱み (weakness) といった内部環境を 2×2 マトリックスにより分析した。本学の強みは、札幌市内で唯一の食物栄養科を持つ短大であることや食物栄養科及び保育科の卒業生の社会的ニーズが高いことである。弱みは、栄養士、保育士の仕事の重要性について高校生や保護者の認識度が低いことが挙げられる。今後客観的な分析を深め対応を検討しなければならない。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」に本学校法人を当てはめると B3 に該当している。経営状態区分における「運用資産の推移」では、本学校法人の運用資産は増加していくと推定され、運用資産は安定している。

学生募集対策については、毎年、教職員による高等学校訪問を行ってきたが令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため制限された中で入試担当職員及び各学科の教員が学校訪問を行った。キャンパス見学会は、希望する生徒を対象とし生徒の安全安心を第一と考え教職員が万全の注意を払い実施した。今後教職員が一丸となって入学定員の確保のため努力をしていかなければならない。短大の学納金は、競合他短期大学の状況や募集状況を勘案して令和 2 (2020) 年度から学納金を改正した。本学園の中期的な計画の学納金については、入学定員を確保することを目標として策定している。

人事計画では、「中期的な計画」の中で人件費比率を 60% 以下としている。また令和 3 (2021) 年 3 月に「学校法人光塩学園教職員人事評価規則（提出規程集 59）」を定め、自己評価を通じて教職員の資質の向上及び人材育成を図りもって組織の活性化を図ることを目的としている。教員人事については、各学科の教育課程を見据え、配置、採用、昇任等を適切に行っており、また、大学全体及び学科ごとの教員配置とそれに見合う経費のバランスは十分とれている。事務職員についても適材適所の人事を心がけ、配置転換等を行っている。

施設設備の将来的計画は、「中期的な計画」では安全で健康的な教育・研究環境を整備すると定めている。創立 100 周年に向けた短大の校舎、キャンパスの在り方を検討することとしている。

外部資金については、現在獲得していないが、教職員は積極的に外部資金の公募に応募していく必要があり、「中期的な計画」でも外部資金の獲得を目標としている。

西岡校舎は現在授業で使用していない。「中期的な計画」では西岡校舎活用をグラウンドの貸与や合宿所などとして貸与を計画としているが新型コロナウイルス感染症拡大を防止のため貸与をしていない。

経営改善計画は、学園の「中期的な計画」に基づき、入学生の推移や運用資産の推移等を考慮し、令和 3 (2021) 年 11 月 16 日の理事会にて「学校法人光塩学園経営改善計画 令和 3 年度～7 年度（5 か年）」（以下「経営改善計画」という。）を決定した。経営改善計画の概要は、次のとおりである。

法人経営における現状認識、問題点とその原因については、専門学校の慢性的な入学者定員未充足及び短大の平成 29 (2017) 年度からの定員未充足に対応するため、令和 2

(2020) 年度に両校の入学定員を引き下げた。入学者定員を充たさないことから経常経費の収支状況は、平成 29 (2017) 年度から支出が収入を上回っている。

経営改善計画最終年度における財務上の数値目標として、学園校舎建て替え資金として計画最終年度の令和 7 (2025) 年度までに 60 億円を積み立てる。

実施計画では、建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像は、建学の精神である「光と塩」で示される博愛の心で、北海道の風土に根ざした歴史と伝統、文化を基盤に高い見識と専門的な知識、技能を備え情操豊かで心身共に健全な人材を養成することであり、地方の小規模な短期大学、専門学校でしかできない学生へのきめ細やかな指導を実現することに本学園の将来がかかっている。教学改革計画では、18 歳人口の減少や生徒の多様な志向により、幼稚園教諭、保育士、栄養教諭、栄養士への男性の希望が増加している時代趨勢を踏まえ、短期大学受験の機会を男性に開放することを検討する。

学生募集対策と学納金等計画は、指定校推薦型選抜の柔軟な制度の運用や光塩奨学金制度改正の検討並びにキャンパス見学会及び出張講義の強化を行う。学納金については、令和 2 (2020) 年度に改正しており、現在の経済状況の停滞から家計が厳しい状態にあることから、学納金は現状のままとする。

経費抑制計画では、予算編成に当たっては、既定経費の検証を徹底し、原則として収入の範囲内で編成する。経常経費の計画的及び効率的な執行により、経費の節減を進めていく。教職員の適正配置により、人件費の縮減を進める。具体的には定年後の再雇用停止等を行う。

組織運営体制では、理事長・理事会は主導性と責任の重大性を認識しており、法人の運営、教育研究の充実、業務運営の適正化等について運営の方向性を定め、財務状況の改善のため施策を講じて経営責任を果たすべく取り組んでいる。

情報公開と危機意識の共有については、本学園の情報公開は、学校教育法施行規則に基づき教育情報をホームページに掲載し、一般に広く公開しており、今後も引き続き情報公開を行っていく。法人の経営の状況についての共通認識の基に危機意識を共有するため、全教職員に対する理事会の説明会を定例的に開催し、経営改善のために取り組むべき課題と役割を全教職員が十分理解し、全学園挙げて教育研究の充実と経営危機打開に向けて取り組むこととしている。

経営改善計画の概要は、上記の通りである。経営を改善するためには、この計画の中でも謳われていることでもあるが、全教職員が取り組むべき課題や役割を十分理解し、全学園挙げて教育研究の充実と経営危機打開に向けて取組まなければならない。

短期大学は、平成 28 (2016) 年から入学者が定員を下回っていることから、令和 2 (2020) 年度から入学定員を両学科それぞれ 100 名としたが定員を充たすことが出来ない状況である。全学で入学生の確保に努め、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスに努めている。

学園の経営及び財務情報については、光塩学園広報誌「KOEN PRESS」(備付 47, 77, 78) 及びホームページに掲載し、公表している。年度始めの全体集会並びに教授会において、理事長並びに学長から、経営及び教育研究活動に関して危機意識をもって努力するよう説明がなされている。教員と事務職員が一体となって情報の共有を図る F D・S D 合同研修会を適宜開催し、教職員の意識改革に努め、学生の支援体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

令和3（2021）年度は定員充足率が100%に届かず、学生生徒からの納付金収入が学園の収入の65.3%を占めていることから、入学者の確保に向けての対策が必要である。

今回策定した経営改善計画に基づき、入学者の確保のプロジェクトチームなど立ち上げ学園全体で、経営改善に努めなければならない。本学には真駒内キャンパスと西岡キャンパス、真駒内グラウンドがあり、現在、真駒内キャンパスのみで授業を行っている。西岡キャンパスと真駒内グラウンドの有効な活用法を考えなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

学生生徒からの納付金が学園の基盤である。しかし、少子化の影響を受け、資金収支及び事業活動収支の均衡が崩れている。入学者の確保に向けて学園全体で打開を図っている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人的資源は、専任教員については「短期大学設置基準」に定める教員数を充足している。

教育の質を向上させ、研究活動の推進を図り、中堅教員を採用することに努め、各教員の授業時間数の調整を行う等、教育研究環境の整備を進めている。

事務職員については増加する業務の効率化を図り、部署間の連携を強固なものにし、職能の向上と人材の育成を進めている。教職員間の情報共有の観点からFD・SD研修会の内容等をさらに充実させるように努めている。

物的資源は、教育機器並びに視聴覚機器の更新を検討するとともに、新機能の教育機器を充実させるよう整備を進めている。

使用していない西岡キャンパス、真駒内グラウンドの活用を進めなければならない。

財的資源は、財政面は平成29（2017）年度から支出超過となっているが、運用資産は安定している。基盤は学生生徒の確保であり、教育の質の向上を図り入学者の確保に努めている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生生徒からの納付金収入が経営基盤であり、今後も18歳人口の減少が続くことから、入学者の確保に向けて対策が必要である。それには学園の教育方針と教育目的・目標を基に教育の質を高め、社会から評価されることが重要である。

併せて学園の「中期的な計画」に基づき策定した経営改善計画に沿って教育の質の向上と施設設備の充実を図り、FD・SD研修会等により教職員の意識改革に努め、学生の支援体制を整えることが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 22 学校法人光塩学園中期的な計画（2020～2026）
- 26 学校法人光塩学園寄附行為
- 27 理事会議事録（写し）（令和元（2019）年度）
- 28 理事会議事録（写し）（令和2（2020）年度）
- 29 理事会議事録（写し）（令和3（2021）年度）

提出資料-規程集

- 10 学校法人光塩学園理事会会議規程
- 12 光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則

備付資料

- 51 理事長の履歴書
- 52 学校法人実態調査表（令和元（2019）年度）
- 53 学校法人実態調査表（令和2（2020）年度）
- 54 学校法人実態調査表（令和3（2021）年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学園創設者の掲げた建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づき、学校法人の公共性を高め、強いリーダーシップをもって教育研究を推し進め学校法人の発展に寄与している。

短期大学の学長、教授会との連携も緊密に図っており、教職員全員を集めて年度初めに開催される全体集会において光塩学園の創設、沿革、発展の経緯、現状、運営方針等について説明し、教育研究の向上、本学の発展に貢献し、経営責任を果たしている。

理事長は学校法人を代表し、「学校法人光塩学園寄附行為(提出 26)」、「学校教育法」、「短期大学設置基準」並びに関係法令に基づく学校教育の使命に従い、学園の健全経営に向け、理事会を通してリーダーシップを発揮している。

理事長は、理事会により選任された南部ユンクィアンしず子が掌り、短期大学副学長、南部記念図書館館長、保育科教授の職を兼ねており、各教育現場を的確に把握し、学園全体の充実・発展に努めている。

理事長は毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績である財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は「学校法人光塩学園理事会会議規程(提出規程集10)」に基づき、事業計画、予算案、補正予算、事業報告、決算、学則及び規程改正等について議決し、同時に理事長から事業について状況説明を受け、職務執行の監督をしている。

理事長は「学校法人光塩学園寄附行為」に基づいて理事会を招集し、議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

資産及び資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理され、公認会計士の監査を受けている。

理事会は「光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則(提出規程集 12)」に基づき、本学が毎年行っている「自己点検・評価」が教育研究に寄与している役割を理解し、その責任を負っている。併せて、短期大学の発展のため学内外の情報を収集し、精通している。

理事は一人ひとりが光塩学園並びに短期大学の運営に法的な責任があることを認識し、理事会全体としても法的責任を認識している。

理事会は、「私立学校法」「学校教育法」「短期大学設置基準」等の法令改正に伴い、光塩学園並びに短期大学に規則改正が求められた場合、あるいは教学の運営にかかわる諸規程

の整備等が必要となった場合には即時取り組んでいる。

理事は光塩学園との関わりが深く、建学の精神に精通しており、学校法人光塩学園の健全な経営について深い学識と見識を有している。

理事の選任は、私立学校法第 38 条（役員の選任）に基づき寄附行為第 6 条（理事の選任）を定め、学校法人の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び識見を有した者を専任している。

理事は「学校法人光塩学園寄附行為」に基づき、短期大学学長、評議員会において評議員から選任された者 3 人、学識経験者の内から理事会において選任された者 5 人の計 9 人で構成されている。

令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の理事は次のとおりである。

南部ユンクィアンしず子、嶋原正世、大萱生哲、宮川経子、山崎駿、佐藤暹、郡千佳子、橋本晃、篠原由利子

寄附行為第 10 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 4 号では、役員の退任事由として「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に至ったとき」と定めている。私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号には「学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者」と定められていることから、寄附行為第 10 条は、学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事が「学校教育法」に定める欠格事由に該当するに至った時は、退任する旨を「学校法人光塩学園寄附行為」に規定している。

令和 3（2021）年度の理事会の開催状況は次の表のとおりである。

年 月 日	主 な 議 案	出席者数	定 員
令和 3 (2021) 年 5 月 19 日	1. 令和 2 年度事業報告について 2. 令和 2 年度決算及び監事監査報告について 3. 資産の運用について	9 人	9 人
令和 3 (2021) 年 6 月 21 日	1. 令和 2 年度決算書類の訂正について	9 人	9 人
令和 3 (2021) 年 9 月 2 日	1. 光塩学園調理製菓専門学校夜間部調理科（高等課程）の生徒募集停止について 2. 評議員（職員評議員）の推薦について 3. 評議員（卒業生評議員、学識経験者評議員）の選任について 4. 理事（学識経験者）の選任について 5. 監事の候補者選出について 6. 学長の理事及び評議員の選任について	9 人	9 人

令和3 (2021)年 9月21日	1. 理事長選任について 2. 監事選任の報告について	9人	9人
令和3 (2021)年 11月16日	1. 光塩学園経営改善計画について 2. 光塩大通り保育園について 3. 資産の運用について	9人	9人
令和3 (2021)年 12月17日	1. 令和4年度光塩学園女子短期大学附属認定こども園の定員変更について	9人	9人
令和4 (2022)年 1月25日	1. 光塩学園寄附行為の変更について 2. 光塩学園女子短期大学学則の一部改正について 3. 保育園設置に伴う諸規程の改正について 4. 光塩学園就業規則の改正について	8人	9人
令和4 (2022)年 2月28日	1. 学校法人光塩学園給与規程の改定について	9人	9人
令和4 (2022)年 3月24日 1回目	1. 光塩学園女子短期大学附属認定こども園及び光塩大通り保育園園長の選任について 2. 光塩学園女子短期大学附属認定こども園園則の改定について 3. 令和3年度補正予算及び令和4年度事業計画・予算の評議員会への諮問について	9人	9人
令和4 (2022)年 3月24日 2回目	1. 令和3年度補正予算について 2. 令和4年度事業計画・予算について	9人	9人

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は「学校法人光塩学園寄附行為」に基づく学校教育の使命に従い、理事会を通して学園の業務、学園の経営安定化にリーダーシップを発揮している。

理事会の構成、議事、運営は適切に行われ、規程等についても適正に対処している。

短期大学の運営においても、学園創設者の掲げた建学の精神「光と塩」を受け継ぎ、教育研究の充実・発展に努めなければならない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

18歳人口が減少を続けており、大学への進学率の向上がみられるもののその減少を補うことはできず、大学入学者は減少の一途をたどりつつある。学生からの納付金が収入の大半を占めていることから、入学者の確保に向ける対策が急務である。

令和元（2019）年度から続くコロナ禍でのキャンパス見学会や出張講義の実施は制約を

受ける状況から理事長は、入学生の確保に全学一丸となっていくよう話し、機会ある毎に学生募集の方策を色々職員に示し、実現の可能性を検討するよう指示している。園児・生徒・学生の健康安全を確保するため、自宅待機やオンライン授業など教職員とともに検討され的確に方向性を示し、学園の新型コロナウイルスの影響は、最小限の状態で推移している。

学生の減少により支出超過になっている財政状況を改善するため経営改善計画を令和3（2021）年度に策定し、経営改善に努めている。

このように、理事長はコロナ禍の社会的な危機状態に於いて冷静で適切な判断で学生の安全安心を確保し、学園の財政状況を改善するための指示をするなど強いリーダーシップを発揮し学園の発展に多大な貢献をしている。

理事長は、本学の建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づき人材養成するとともに本学が取り組む地域社会との連携、生涯学習の重視、海外との交流等を広く社会に訴えている。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 光塩学園女子短期大学学則
- 30 教授会議事録（写し）（令和元（2019）年度）
- 31 教授会議事録（写し）（令和2（2020）年度）
- 32 教授会議事録（写し）（令和3（2021）年度）

提出資料-規程集

- 8 学校法人光塩学園個人情報の保護に関する取扱要項
- 12 光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則
- 13 光塩学園女子短期大学企画委員会規程
- 14 光塩学園女子短期大学学科会議要項
- 15 光塩学園女子短期大学教務部会要項
- 16 光塩学園女子短期大学学生部会要項
- 17 光塩学園女子短期大学研究紀要及び学園新聞編集委員会規程
- 18 光塩学園女子短期大学海外研修委員会規程
- 19 光塩学園女子短期大学全学体育実行委員会内規
- 20 光塩学園女子短期大学実習委員会内規
- 26 光塩学園女子短期大学附属南部図書館管理規程
- 32 光塩学園女子短期大学SD検討部会要項
- 68 光塩学園女子短期大学学則
- 69 光塩学園女子短期大学学長選考規程
- 73 光塩学園女子短期大学教授会規程
- 74 光塩学園女子短期大学教授会連絡会議規程
- 75 光塩学園女子短期大学入学試験委員会規程
- 86 学校法人光塩学園ハラスメント防止規程

103 光塩学園女子短期大学学生の懲戒等に関する細則

106 光塩学園女子短期大学 F D 委員会規程

備付資料

46 部長会議議事録

55 学長の個人調書（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）

56 学長の教育研究業績書

57 食物栄養科学科会議議事録

58 保育科学科会議議事録

59 教務部会議事録

60 学生部会議事録

61 食物栄養科実習委員会議事録

62 保育科実習委員会議事録

63 入学試験委員会議事録

64 海外研修委員会議事録

65 研究紀要・学園新聞編集委員会議事録

66 図書委員会議事録

67 自己点検・評価委員会

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、教学運営の最高責任者としてその権限と責任において教授会の意見を聴取した上で最終的な判断をしている。

学長は「光塩学園女子短期大学学長選考規程（提出規程集 69）」に基づき、理事会において鳴原正世が選任され、人格が高潔で、学識に優れ、理事長の負託に応じて本学における教育研究の最高責任者としてその職務遂行に努めている。併せて、光塩学園理事として法人全体の運営に参画している。

学長は光塩学園創設者・初代学長・南部明子先生が卒業された東京家政学院大学の同窓であり、その後長らく同大学で講師を勤め、建学の精神「光と塩」を最も良く受け継ぐ指導者として、本学の教育研究の向上・充実に努めており、学園の発展に寄与している。

学長は、建学の精神及び教育理念を基に教育目的・目標、アドミSSION・カリキュラム・ディプロマの3つのポリシー、学習成果、学習成果の査定手法を定め、本学における教育研究の継続的な進歩並びに発展にリーダーシップを発揮している。

学長は専権事項である学生の退学、停学等について、ADのアドバイザーの説明を聴取し「光塩学園女子短期大学学生の懲戒等に関する細則（提出規程集 103）」に基づき適切に対処している。

短期大学に設置してある南部記念図書館、附属認定こども園を掌り、併せて、設置学科における栄養士養成施設、栄養教諭養成課程、保育士指定養成施設、幼稚園教諭養成課程それぞれの社会的役割を把握し、その施設設備並びに教育内容の充実に向けて指導力を発揮し、所属職員を統督している。

公開講座、給食試食会、映画鑑賞会、クリスマスコンサート、リカレント教育を開催し、図書館の地域住民への開放等を率先して進め、地域貢献並びに卒業生支援に努めている。また、学生生活の充実を図るべく、広く教職員、卒業生、学生から意見を聴き、学生がよい環境で教育を受けることができるよう配慮している。

学長は「光塩学園女子短期大学学則」、「光塩学園女子短期大学教授会規程（提出規程集 73）」に基づき教授会を主宰し、その議長を務め、審議機関として適正に運営している。

学長は年度当初の教授会において、教授会が意見を述べる事項を周知している。教授会は定例会として毎月第三木曜日に開催されており、必要な場合には臨時教授会を招集している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与について、また、教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で適切に決定している。

教授会の議事については「光塩学園女子短期大学教授会連絡会議規程（提出規程集 74）」

に従い、事前に教授会連絡会議を開いて提案事項を整理・調整し、教授会を適正に運営するよう努めている。

教授会には「光塩学園女子短期大学教授会規程」に従い、教授及び准教授のほかに講師を出席させている。

教授会の議事要録は事務長がまとめ、毎回議事に入る前に前回の議事要録の確認を行っている。

教授会は、教育目的・目標とともに学習成果並びに3つのポリシーに対する認識を共有している。

令和3（2021）年度の教授会開催状況は次の表のとおりである。

年月日	主 な 議 案	出席者数	定数
令和3 (2021) 年 4 月 1 日 臨時	1. 2021 年度光塩学園における業務分担（短期大学・こども園分）について 2. 2021 年度第 55 回入学式実施要領（案） 3. 2021 年度授業時間割について 4. 2021 年度新 2 年生及び新入生のオリエンテーションについて 5. 2021 年度光友会委員名簿について 6. 2021 年度個人写真撮影について 7. 2021 年度各 A D 及び学生名簿について 8. 2021 年度教育職員の研修日及び研修費について 9. 各種事務手続きについて 10. 2021 年度光塩学園（前・後期）予定表について	15 人	20 人
令和3 (2021) 年 4 月 22 日 第 1 回	1. 学外実習巡回実習指導に係る出張関係書類について 2. 時間割の変更について 3. 教育活動及び通学中等の学生の傷害について 4. 2021 年度春の短大行事について 5. 2020 年度光友会決算書及び 2021 年度光友会修正予算書について 6. 2021 年度光友会委員会名簿について 7. 2021 年度光友会総会について 8. 災害時・緊急時における連絡網について 9. 学籍異動について	20 人	20 人
令和3 (2021) 年 5 月 20 日 第 2 回 (持ち回り)	1. 光塩学園女子短期大学「紀要」（第 16 号）原稿募集に関わるお願い 2. 「KOENPRESS Vol. 59」原稿執筆に関わるお願い 3. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	15 人	20 人

令和 3 (2021) 年 6 月 17 日 第 3 回	1. 新型コロナウイルスのワクチン接種について 2. 他学科（短大）及び専門学校進学について 3. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	20 人	20 人
令和 3 (2021) 年 7 月 22 日 第 4 回	1. 夏休みの生活について 2. 学籍異動について 3. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	19 人	20 人
令和 3 (2021) 年 9 月 16 日 第 5 回	1. 2021 年度卒業見込み者の卒業認定について 2. 2021 年度後期授業時間割について 3. 2021 年度教員職員後期研修・研究日について 4. 秋のオープンキャンパスについて 5. 学籍異動について 6. 令和 3 年大雨災害義援金について	19 人	20 人
令和 3 (2021) 年 10 月 21 日 第 6 回	1. 2021 年度免許・資格の一括申請について 2. 2021 年度秋の短大行事について 3. 2022 年度推薦型選抜・自己推薦型選抜 A 日程・社会人選抜 A 日程に関する日程について	19 人	20 人
令和 3 (2021) 年 11 月 15 日 臨時	・ 2022 年度学校推薦型・社会人 A 日程入学試験選抜の合否判定について	15 人	20 人
令和 3 (2021) 年 11 月 18 日 第 7 回	1. 光塩学園女子短期大学学則の一部改正について 2. 冬休みの生活について 3. 第 3 回オープンキャンパスについて 4. 2021 年度海外研修旅行について 5. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	20 人	20 人
令和 3 (2021) 年 12 月 16 日 第 8 回	1. 2021 年度科目等履修生の修得単位認定について 2. 入試日程について 3. 学籍異動について 4. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	20 人	20 人
令和 4 (2021) 年 1 月 20 日 第 9 回	1. 第 54 回学位記授与式並びに関連行事実施要項（案）について 2. 2021 年度学長表彰対象学生の選考について 3. 2022 年度個人写真撮影について 4. 春休みの生活について 5. 各学科、学年、クラス別の欠席一覧について	20 人	20 人

令和 4 (2022) 年 1 月 29 日 臨時	・ 2022 年度一般 I 期選抜試験合否判定について	15 人	20 人
令和 4 (2022) 年 2 月 17 日 第 10 回	1. 2021 年度第 54 回学位記授与式の代表学生について 2. 2021 年度第 54 回学位記授与式の進行要領について 3. 2022 年度教務打ち合わせ会の開催について 4. 学籍異動について 5. 2021 年度研究費仮払い精算について 6. 研究室の移動について	19 人	20 人
令和 4 (2022) 年 2 月 25 日 臨時	・ 2022 年度一般選抜 II 期試験の合否判定について	13 人	20 人
令和 4 (2022) 年 3 月 1 日 臨時	・ 2021 年度卒業見込み者の卒業認定及び免許・資格要件単位修得の認定について	14 人	20 人
令和 4 (2022) 年 3 月 12 日 第 11 回	1. 2022 年度第 56 回入学式実施要領（案） 2. 2022 年度 2 年生及び新入生オリエンテーションについて 3. 2022 年度光友会予算（案）について 4. 2022 年度教務打合せ会について 5. 学籍異動について	20 人	20 人
令和 4 (2022) 年 3 月 23 日 臨時	1. 2022 年度一般選抜 III 期・自己推薦 D 日程・社会人 D 日程選抜について 2. 2022 年度科目等履修及び履修希望教科目の提出について	15 人	20 人
令和 4 (2022) 年 3 月 31 日 臨時	1. 2021 年度科目等履修生の修得単位認定について 2. 2021 年度保育科 2 年生の修得単位認定について 3. 学籍異動について 4. 教員人事について	15 人	20 人

学長の下に事務室、南部記念図書館、附属認定こども園、食物栄養科、保育科があり、教務部、学生部、実習担当、就職担当、入学試験委員会、海外研修委員会、研究紀要・学園新聞編集委員会、体育実行委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会、SD検討部会、企画委員会、ハラスメント防止委員会、個人データ管理者を設置している。

各学科、各部、各委員会、何れもその規程に基づき、適正に運営されている。

各学科、各部、各委員会等の開催状況は次のとおりである。

○ 教授会連絡会議

根拠規程：光塩学園女子短期大学教授会連絡会議規程

メンバー：学長・教授、理事長・教授、両学科長、教務部長、学生部長、
事務長、事務次長

主な業務：教授会に提案される審議・報告事項等を事前に協議・検討、議題整理

開催状況：10回

○ 食物栄養科学科会議

根拠規程：光塩学園女子短期大学学科会議要項（提出規程集 14）

メンバー：学長・教授、教授 2 名、准教授 3 名、講師 1 名、助教 2 名

主な業務：修学状況把握、教育的指導、行事、教員の意思統一等、学科の運営全般

開催状況：13回

○ 保育科学科会議

根拠規程：光塩学園女子短期大学学科会議要項

メンバー：理事長・教授、教授 2 名、講師 5 名

主な業務：修学状況把握、教育的指導、行事、教員の意思統一等、学科の運営全般

開催状況：16回（含持ち回り 3 回）

○ 教務部会

根拠規程：光塩学園女子短期大学教務部会要項（提出規程集 15）

メンバー：教務部長・教授、教授 2 名、准教授 2 名、講師 3 名、教務事務部長

主な業務：学生の修学に関わる教務関係事項全般

開催状況：19回

○ 学生部会

根拠規程：光塩学園女子短期大学学生部会要項（提出規程集 16）

メンバー：学生部長・教授、准教授 1 名、講師 3 名、助教 2 名

主な業務：学生指導、光友会活動（役員会、球技大会、クラブ・同好会）支援

開催状況：13回

○ 食物栄養科実習委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学実習委員会内規（提出規程集 20）

メンバー：教授 2 名、准教授 1 名、助教 1 名

主な業務：学外実習

開催状況：4回

○ 保育科実習委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学実習委員会内規

メンバー：教授 1 名、講師 4 名

主な業務：学外実習

開催状況：11 回

○ 入学試験委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学入学試験委員会規程（提出規程集 75）

メンバー：学長・教授、理事長・教授、教授 2 名、准教授 1 名、事務長、
入試広報部員

主な業務：入学試験及び広報活動の企画・実施

開催状況：2 回

○ 海外研修委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学海外研修委員会規程（提出規程集 18）

メンバー：学長・教授、教授 1 名、講師 2 名、助教 1 名

主な業務：国際理解を深める海外研修の企画・実施

開催状況：2 回（含持ち回り 1 回）

○ 研究紀要・学園新聞編集委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学研究紀要及び学園新聞編集委員会規程（提出規程集 17）

メンバー：学長・教授、教授 1 名、准教授 2 名、講師 1 名

主な業務：研究紀要・KOEN PRESS（学園広報誌）の企画・執筆依頼・作成

開催状況：1 回

○ 体育実行委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学体育実行委員会内規（提出規程集 19）

メンバー：学生部 7 名、教務部 8 名

主な業務：短大行事として開催する体育大会の企画・実施

開催状況：0 回

○ 図書委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学南部記念図書館管理規程（提出規程集 26）

メンバー：理事長・教授、准教授 1 名、講師 1 名、司書 1 名

主な業務：蔵書計画、図書館の利用・運営

開催状況：10 回

○ 自己点検・評価委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学自己点検及び評価に関する細則

メンバー：学長・教授、理事長・教授、教授 2 名、准教授 2 名、講師 1 名、事務長、

事務次長、教務事務部長、総務部長補佐

主な業務：自己点検・評価活動

の実施、報告書のまとめ、認証評価の受審

開催状況：5回

○ F D 委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学 F D 委員会規程

メンバー：学長・教授、理事長・教授、教授 2 名、准教授 1 名、助教 1 名、事務長、
総務部主任

開催状況：1回

○ S D 検討部会

根拠規程：光塩学園女子短期大学 S D 検討部会要項

メンバー：理事長・教授、事務長、総務部長、管理部長、就職部長

主な業務：事務全般について、組織・業務の見直し、事務処理の改革・改善

開催状況：0回

○ 企画委員会

根拠規程：光塩学園女子短期大学企画委員会規程（提出規程集 13）

メンバー：学長・教授、理事長・教授、准教授 1 名、講師 4 名、事務長、事務職員 3 名

主な業務：各種イベント、特別講演、公開講座等の企画・運営

開催状況：0回

○ ハラスメント防止委員会

根拠規程：学校法人光塩学園ハラスメント防止規程（提出規程集 86）

メンバー：学長・教授、理事・弁護士、事務長

主な業務：防止に関する研修、啓発活動の企画・実施、事情聴取・事実調査・改善

開催状況：0回

○ 個人データ管理者

根拠規程：学校法人光塩学園における個人情報の保護に関する取扱い要項（提出規程集 8）

メンバー：事務次長・総務部長

主な業務：個人情報に関わる苦情相談及び情報の開示請求時の窓口

開催状況：0回

○ 危機管理委員会

根拠規程：学校法人光塩学園における危機管理

メンバー：学長・教授、理事・弁護士、教授 3 名、准教授 1 名、事務長、事務次長

主な業務：学園及び短大に関わる緊急事項、危機管理事項の検討及び意思決定

開催状況：0回

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は建学の精神、教育理念、教育目的・目標、3つのポリシーに沿って教育研究の充実・発展に努め、併せて、教授会を主宰し、議長としてリーダーシップを発揮している。

学長の下に、教授会連絡会議、両科学科会議、両科実習委員会、教務部会、学生部会、入学試験委員会、海外研修委員会、研究紀要・学園新聞編集委員会、体育実行委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会、企画委員会、ハラスメント防止委員会等が設置されており、何れも、それぞれの規程に基づいて適正に運営されている。

学長は学園創設者の掲げた建学の精神を受け継ぎ、教育研究に力を注いでおり、課題は見当たらない。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は光塩学園の理事として、学園の運営全般にわたり適切に手腕を発揮している。

本学においては教育研究の最高責任者として、本学で学ぶ学生がより良い教育が受けられるよう、教育体制と教育環境の整備に強い意思をもって当たっている。

学長の下に設置されている各委員会並びに各部会も円滑に機能している。しかし、生じた案件に具体的に対処するだけでなく、教職員は、それぞれの役割を踏まえ、それを基に本学の今後を見据え、主体的に課題を見出し解決策や大学改善の意見を積極的に提案することも必要である。

学長は、日頃から学生に寄り添い学修の機会を確保し、きめ細やかな指導をするよう話している。学長は令和元（2019）年度から続くコロナ禍において、学生が登校できない時のオンライン授業の実施や学生の学外実習が中止になったときの対応、また「新型コロナウイルス感染者等の対応マニュアル」の作成を指示するなど、学生の健康を第一と考え、学生及び教職員の安全安心のため迅速・的確に教職員の意見を徴しながら次々と指示を出している。学長のリーダーシップは、コロナ禍の社会的危機において遺憾なく発揮している。

学長は、教職員の資質を伸ばし適性に相応しい人事を行うなど教職員を統括し、本学の教育研究の発展に寄与している。

18歳人口が減少化の現在、本学が生き残っていくために学長は、他学との差別化を進め地域に存在感を高める努力を行っている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料

- 5 ウェブサイト「情報公開 教育情報の公表」
<http://tandai.koen.ac.jp/disclosure/>
- 26 学校法人光塩学園寄附行為
- 33 評議員会議事録（写し）（令和元（2019）年度）
- 34 評議員会議事録（写し）（令和2（2020）年度）
- 35 評議員会議事録（写し）（令和3（2021）年度）

備付資料

- 68 監事の監査状況（令和元（2019）年度）
- 69 監事の監査状況（令和2（2020）年度）
- 70 監事の監査状況（令和3（2021）年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事2人は「学校法人光塩学園寄附行為」に基づき、評議員会の同意を得て理事長によって選任され、学校法人の業務執行状況及び財務の状況並びに理事の業務執行状況を適宜監査している。

令和3（2021）年5月1日現在の監事は次のとおりである。

杉原澄代、高橋良彰

学校法人の業務及び財産の状況について、不正な行為または法令若しくは寄附行為に違反する事例はない。

監事は理事会、評議員会に出席するとともに、5月の会計監査で学校法人の業務及び財産の状況について監査し、その結果を監査報告書としてまとめ、令和3（2021）年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、「学校法人光塩学園寄附行為」に基づき短期大学学長と理事3人を含み、理事定数の2倍を超える19人で組織されている。「私立学校法」「学校法人光塩学園寄附

行為」に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の評議員は次のとおりである。

嶋原正世、前田利恭、南部正人、郡千佳子、中越亜貴乃、大萱生哲、四十九院成子、佐藤暹、本間郁子、川浪雅光、今裕子、栗谷佳緒、遠田悦子、穴田美佳子、金澤明子、岩田了、中島真由美、芳賀恒明

※欠員の評議員は 9 月の評議員会で選任

評議員会は 5 月と期末の 3 月に定例で開催され、予算案等の付議事項については「私立学校法」「学校法人光塩学園寄附行為」に従って諮問されている。

令和 3（2021）年度の評議員会の開催状況は次の表のとおりである。

年 月 日	主 な 議 案	出席者数	定 員
令和 3 (2021) 年 5 月 19 日	1. 令和 2 年度事業報告について 2. 令和 2 年度決算及び監事監査報告について	17 人	19 人
令和 3 (2021) 年 9 月 21 日	1. 評議員（職員評議員）の選任について 2. 評議員理事の選任について 3. 監事選任の同意について 4. 光塩学園調理製菓専門学校夜間部調理科（高等課程）の生徒募集停止について	19 人	19 人
令和 4 (2022) 年 1 月 25 日	1. 光塩学園寄附行為の変更について	17 人	19 人
令和 4 (2022) 年 3 月 24 日	1. 令和 3 年度補正予算について 2. 令和 4 年度事業計画及び予算について	19 人	19 人

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学は「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 の規定に基づき、教育研究活動等についての情報を本学ホームページに公表している。

私立学校法第 63 条の 2 に定める公表する情報である寄附行為、監査報告書、財務情報、役員の報酬の支給基準等をホームページに公開しており、財産目録等を備え置き、閲覧請

求があったときは閲覧に供する体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事は評議員会の同意を得て理事長によって選任され、理事会並びに評議員会へ出席して意見を述べ、学校法人の業務及び財産の状況について監査業務を行っている。資産及び資金の管理と運用は適切な会計処理に基づき、安全、適正になされている。

評議員会は「学校法人光塩学園寄附行為」に基づいて組織され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

学園の情報は、光塩学園広報誌「KOEN PRESS」並びにホームページに掲載し、公開している。理事長と学長のガバナンス、理事会、評議員会による審議と結果は適切であり、課題は見当たらない。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

ありません。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

ありません。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長は学校法人光塩学園の責任者として理事会を主宰し、学長は光塩学園女子短期大学の責任者として教授会を主宰し、ともにリーダーシップを発揮しており、ガバナンスに努めている。

組織・規程の点検と見直しを図り、教職員間の相互理解と協力体制の構築に努め、さらなる教育環境の充実に努めていかなければならない。